令和6年度
包括外部監査の結果報告書

令和7年3月

宮崎県包括外部監査人
公認会計士　中原　義博

（本報告書における記載内容等の注意事項）

1．端数処理等

本報告書の数値について金額は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

また、比率は、原則として小数第一位未満を四捨五入して表示している。

なお、公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。

2. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等は、原則として宮崎県が公表している資料、あるいは監査対象とした部署や団体から入手した資料を用いている。その場合には数値等の出所は明示しない。但し、これらの数値を使いデータ等を算出し、監査人が分析等を行っている場合はその旨記載している。

報告書の数値等のうち、宮崎県以外が公表している資料あるいは監査対象とした部署から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。

3. 指摘事項及び意見

本報告書では、監査の結論を「指摘事項」と「意見」に分けて記載する。

「指摘事項」は、財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があったと判断された事項（法規等準拠性）に該当するものである。これらは、県として速やかに措置する必要があると判断した内容である。

また、「意見」は、法規等準拠性の問題は認められないものの、最少の経費で最大の効果を上げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項等（経済性、効率性及び有効性に関する事項）に該当するものである。ただし、経済性、効率性及び有効性に関する事項についても、重要性が高いと監査人が判断した場合には「指摘事項」としている。

目　次

第１　包括外部監査の概要 1

１．外部監査の種類 1
２．選定した特定の事件 1
３．特定の事件として選定した理由 1
４．外部監査の視点と方法 2
５．外部監査の実施期間 2
６．監査実施者 2
７．利害関係 2

第２　監査対象の概要 3

１．宮崎県の状況 3
（１）宮崎県の人口の推移 3
（２）出生数・合計特殊出生率 3
（３）将来人口 4
（４）少子化の要因 5
（５）子育ての実態 7
（６）子どもの育ちをめぐる状況 10
２．県における子育て支援事業の概要 11
（１）宮崎県総合計画 2023 11
（２）みやざき子ども・子育て応援プラン 16
３．監査の視点、並びに監査対象部署及び監査対象事業 22
（１）監査の視点 22
（２）監査対象部署 23
（３）監査対象 24

第３　子育て支援事業（全般）に関する監査の結果及び意見 28

１．全般 28
（１）事業概要 28
（２）監査の結果 28

第４　子育て支援事業（個別事業）に関する監査の結果及び意見 37

１．男女共同参画センター管理運営委託費（生活・協働・男女参画課） 37

2. 私立学校振興費補助金（一般補助）（みやざき文化振興課） 40
3. 私立高等学校等就学支援金（みやざき文化振興課） 44
4. 私立高等学校等奨学給付金（みやざき文化振興課） 50
5. 私立専門学校授業料等減免事業（みやざき文化振興課） 53
6. 人権啓発推進強化事業（人権同和対策課） 56
7. 発達障害者支援センター運営事業（障がい福祉課） 59
8. 障がい児施設給付費事業（障がい福祉課） 62
9. 介護給付・訓練等給付費事業（障がい福祉課） 65
10. 特別障害者手当等給付費（障がい福祉課） 68
11. 重度障がい者（児）医療費公費負担事業（障がい福祉課） 70
12. 健やか妊娠サポート事業（うち女性専門相談事業、妊娠総合相談支援事業）
（健康増進課） 75
13. 安心してお産のできる体制推進事業（うち周産期母子医療センター運営事業）
（健康増進課） 81
14. 小児慢性特定疾病医療費（健康増進課） 85
15. ひなたの出逢い・子育て応援運動推進事業（こども政策課） 87
16. 未来につなげる少子化対策調査事業（こども政策課） 91
17. ファミリー・サポート・センター事業（こども政策課） 94
18. 「家事・育児」シェア推進事業（こども政策課） 99
19. 少子化対策市町村支援事業（こども政策課） 102
20. みやざき結婚サポート事業（こども政策課） 105
21. 児童手当等県負担金（こども政策課） 108
22. 子育て支援乳幼児医療費助成事業（こども政策課） 111
23. 地域子育て支援拠点事業（こども政策課） 114
24. 利用者支援事業（こども政策課） 117
25. 子どものための教育・保育給付費事業（こども政策課） 120
26. 子育て支援施設等利用給付費事業（こども政策課） 123
27. 幼児教育の質の向上のための環境整備事業（こども政策課） 126
28. 保育士修学資金貸付等事業（こども政策課） 130
29. 保育士等キャリアアップ研修事業（こども政策課） 133
30. 一時預かり事業（こども政策課） 137
31. 延長保育事業（こども政策課） 140
32. 病児保育事業（こども政策課） 143
33. 放課後児童クラブ事業（こども政策課） 146

34. 児童家庭支援センター設置運営事業（こども家庭課）……150
35. 児童虐待防止対策緊急強化事業（こども家庭課）……154
36.里親が育て、地域が育てる！里親委託総合推進事業（こども家庭課）……156
37. ひとり親家庭等日常生活支援事業（こども家庭課）……159
38. 子どもの生活・学習支援事業（こども家庭課）……163
39. 母子等福祉強化推進事業（こども家庭課）……166
40. ひとり親家庭キャリアアップ自立支援事業（こども家庭課）……170
41. 児童扶養手当給付費事業（こども家庭課）……174
42. ひとり親家庭医療費助成事業（こども家庭課）……177
43. 県中小企業融資制度（創業・新分野進出支援貸付）事業（商工政策課）……181
44. 県中小企業融資制度（みやざき成長産業育成貸付）事業（商工政策課）……181
45. みやざき食の安全・県産県消推進事業（うち食の魅力発信・県産県消推進事業）・
宮崎「食」のもったいない実践推進事業（農業流通ブランド課）……186
46. 県単都市公園整備事業（都市計画課）……190
47. 院内一時保育事業（経営管理課）……193
48. 県立学校老朽化対策事業（財務福利課）……200
49. 宮崎県育英資金貸与事業（財務福利課育英資金室）……203
50. 高等学校等就学支援金交付金（高校教育課）……207
51. 特別支援学校医療的ケア実施事業（特別支援教育課）……210
52. 県立高等学校生活支援充実事業（特別支援教育課）……213
53. 地域と学校の絆を育む体制整備推進事業（生涯学習課）……217
54. 交通安全指導員委託事業（交通企画課）……221
55. 交通安全教育隊委託事業（交通企画課）……225

第５　監査の総括……229

１. 指摘事項及び意見の全体……229
２. 指摘事項及び意見一覧……231

第1　包括外部監査の概要

1．外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく監査

2．選定した特定の事件

（1）監査テーマ

宮崎県における子育て支援事業に関する事務の執行について

（2）監査の対象期間

原則として令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）
ただし、必要に応じて過年度分についても監査対象とした。

（3）監査対象部署

子育て支援事業に関係する部署等

3．特定の事件として選定した理由

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境が変化する中、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すため、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供及び地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度から施行されている。宮崎県においても、子ども・子育て支援新制度の実施主体となる市町村が策定する「子ども・子育て支援事業計画」を踏まえた県の計画である「みやざき子ども・子育て応援プラン」（平成 27 年度から令和元年度まで）を策定するとともに、子ども・子育て支援のうち、特に各市町村を越えた広域的な対応が必要な施策や専門性の高い施策を推進してきている。また、引き続き少子化対策に取り組んでいかなければならない現状や、「みやざき子ども・子育て応援プラン」をより効果的で実効性のある内容とするため、同プラン策定以降の社会環境の変化や国による新しい対策の方向性・課題等を踏まえ、「安心して子どもを生むことができ、子育てを楽しいと感じられるみやざきづくり」を目指して、令和 2 年度から令和 6 年度までの新たな 5 年間の計画となる「第 2 期みやざき子ども・子育て応援プラン」が策定されている。

上記を鑑み、子育て支援関連施策に関する事務の執行について、関係法令等に準拠して遂行されているか、経済性、効率性及び有効性の観点から適切な運営が行われているか等を検討することは県民の利益に資するものと考え、テーマ（特定の事件）として選定した。

４．外部監査の視点と方法

（1）監査の視点

① 子育て支援事業に係る財務事務の執行や手続き等が関連する法律、条例、規則、指針等に準拠して適正に処理されているか。

② 子育て支援事業に係る財務事務の執行や手続き等が、いわゆる 3E（経済性・効率性・有効性）という観点から適正に実施されているか。

（2）監査の方法

① 子育て支援事業を所管する部署（以下「監査対象部署」という。）から、関連資料及びデータを入手し、事業を詳細に把握するとともに、監査の視点を踏まえた検証を行い、監査対象部署に対してヒアリングを行った。

② みやざき結婚サポートセンター及び宮崎県中央保健所の現地調査（関係資料・データの閲覧、事業の運営状況の視察、資産の管理状況の確認及び担当者へのヒアリング）を行った。

③ その他監査人が必要と判断した手続を実施した。

５．外部監査の実施期間

令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 3 月 21 日まで

６．監査実施者

包括外部監査人	中原　義博	公認会計士
補助者	磯野　健介	弁護士
同	塩塚　正康	公認会計士
同	熊須　敏郎	公認会計士
同	三浦　洋司	公認会計士

７．利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2　監査対象の概要

1．宮崎県の状況

（1）宮崎県の人口の推移

宮崎県（以下「県」という。）の人口は、平成 7 年(1995 年)の約 117 万 6 千人をピークに減少が続き、令和 2 年(2020 年)国勢調査における県人口は約 107 万人と、前回調査(平成 27 年(2015 年)国勢調査)から約 3 万 4 千人減少している。

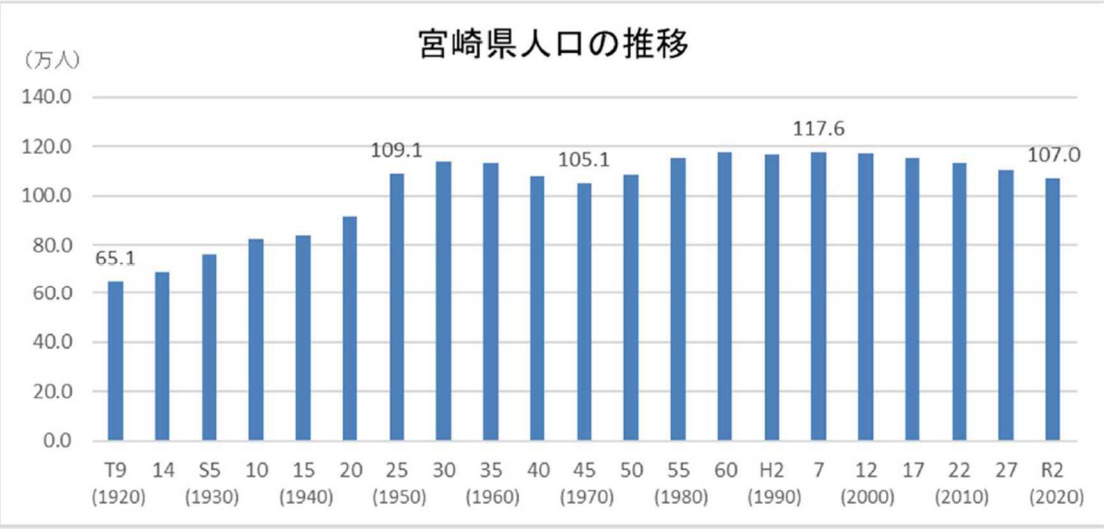

※出所：宮崎県総合計画 2023

（2）出生数・合計特殊出生率

県の出生数については、近年減少傾向にあり平成 30 年には 8,434 人となっている。また、合計特殊出生率については、平成 17 年に 1.48 に落ち込んだもののその後は上昇傾向にあり平成 30 年には 1.72（全国第 3 位）となったが、人口維持に必要とされる 2.07 には達していない状況である。

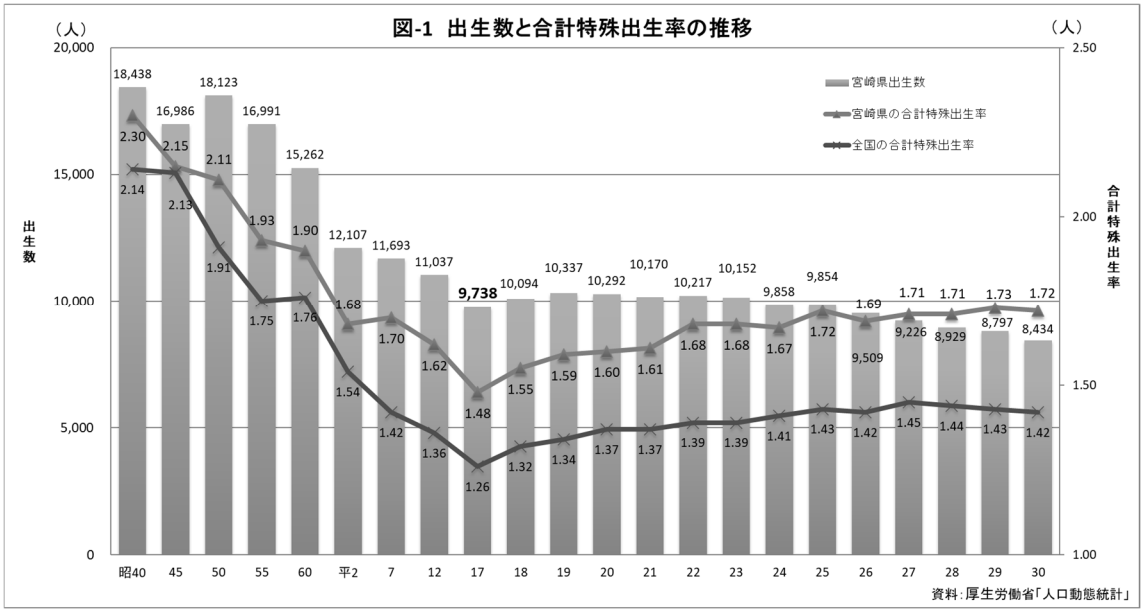

※出所：第 2 期みやざき子ども・子育て応援プラン［改定版］

（3）将来人口

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」によると、県の人口は、平成 27 年（国勢調査）の 110 万 4 千人から、20 年後の令和 17 年には 17 万 6 千人（15.9%）減少して 100 万人を割り込み、92 万 8 千人になると予測されている。また、年齢別（3 区分）でみると、15 歳未満（0～14 歳）の子どもの数は、昭和 55 年以降減少しており、平成 27 年の 15 万人から令和 17 年には 11 万 3 千人にまで減少すると予測されている。これに伴い、産業の担い手となる産業年齢人口（15～64 歳）も、平成 27 年の 62 万 8 千人から令和 17 年には 47 万 1 千人にまで減少すると予測されている。一方、老年人口（65 歳以上）は増加しており、平成 27 年の 32 万 6 千人から令和 17 年には 34 万 4 千人まで増加すると予測されている。

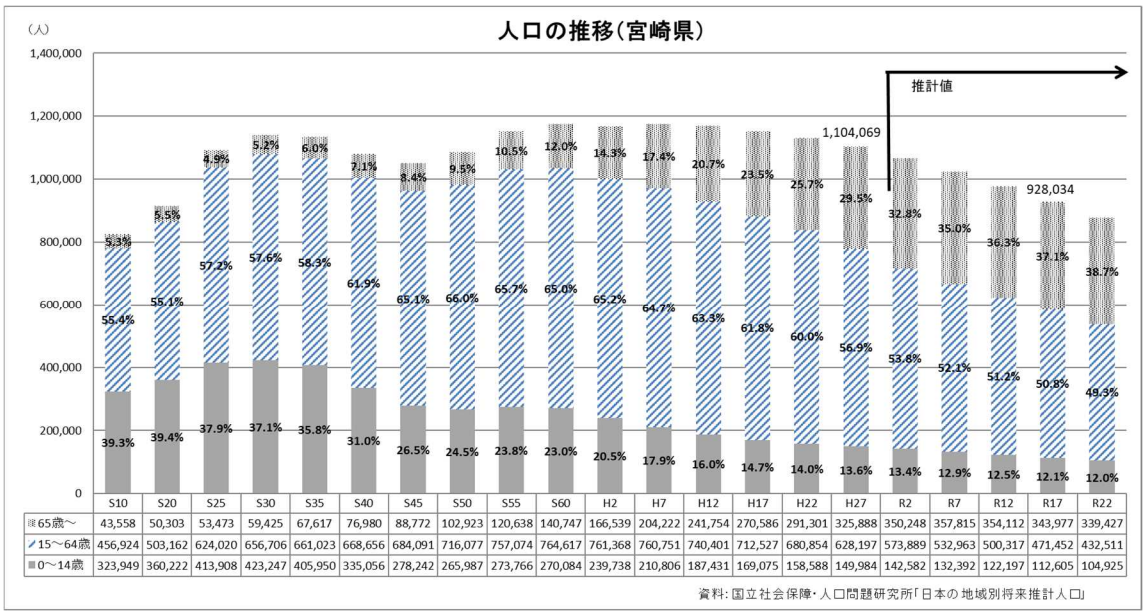

	S10	S20	S25	S30	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R7	R12	R17	R22
65歳～	43,558	50,303	53,473	59,425	67,617	76,980	88,772	102,923	120,638	140,747	166,539	204,222	241,754	270,586	291,301	325,888	350,248	357,815	354,112	343,977	339,427
15～64歳	456,924	503,162	624,020	656,706	661,023	668,656	684,091	716,077	757,074	764,617	761,368	760,751	740,401	712,527	680,854	628,197	573,889	532,963	500,317	471,452	432,511
0～14歳	323,949	360,222	413,908	423,247	405,950	335,056	278,242	265,987	273,766	270,084	239,738	210,806	187,431	169,075	158,588	149,984	142,582	132,392	122,197	112,605	104,925

※出所：第 2 期みやざき子ども・子育て応援プラン［改定版］

（4）少子化の要因

① 未婚化の状況

県の未婚率は、全国よりは低い状況にあるものの、全国と同様に上昇傾向をたどっている。男女別、年齢別に見ると、近年は、ほとんどの区分で落ち着いてきたものの、女性の 35～39 歳が依然として上昇している。

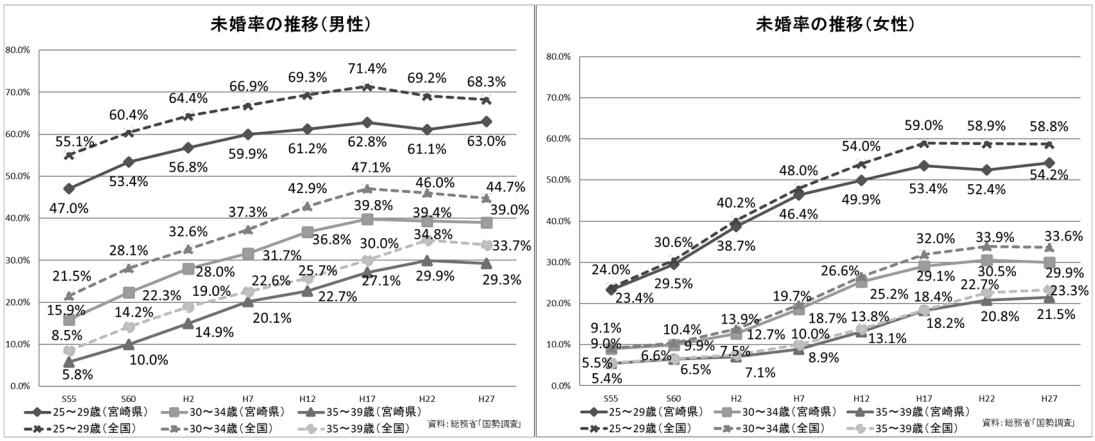

※出所：第 2 期みやざき子ども・子育て応援プラン［改定版］

② 晩婚化の状況

県の平均初婚年齢は、平成 30 年で夫が 29.7 歳、妻が 28.7 歳となっており、いずれも全国よりは低くなっているが、全国と同様に上昇傾向にある。昭和 55 年当時と比べると、夫で 2.5 歳、妻で 3.7 歳上昇しており、妻の上昇幅が大きくなっている。

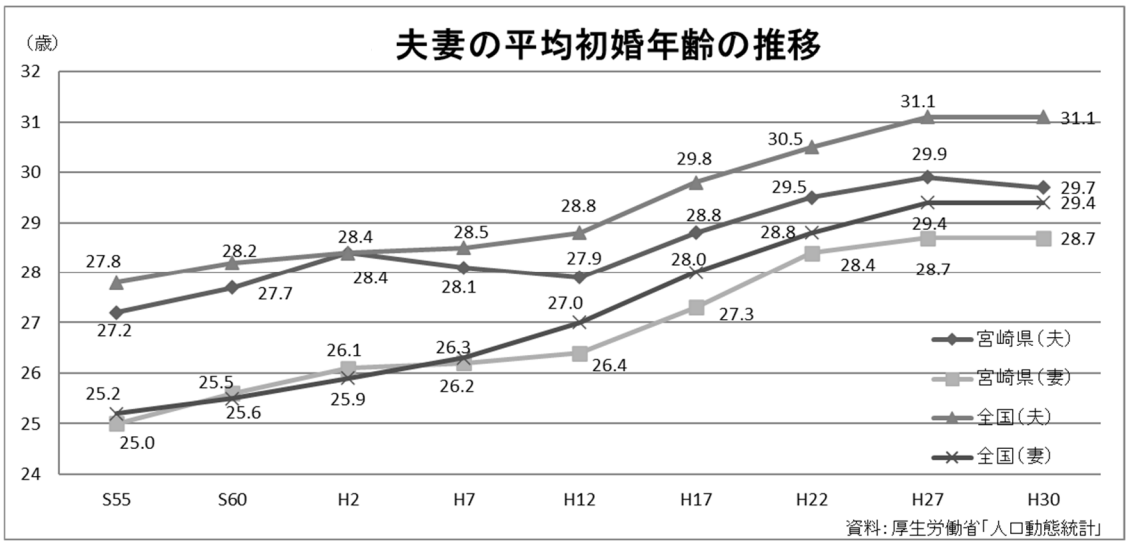

※出所：第 2 期みやざき子ども・子育て応援プラン［改定版］

③　子どもの出生数の状況

出生順別の出生数を見ると、第 3 子以降が生まれる割合は、平成 7 年の 22%から平成 17 年には 18.9%に落ち込んだものの、平成 29 年には 24.9%まで上昇している。一方、出生数における第 1 子の割合が年々減少している。

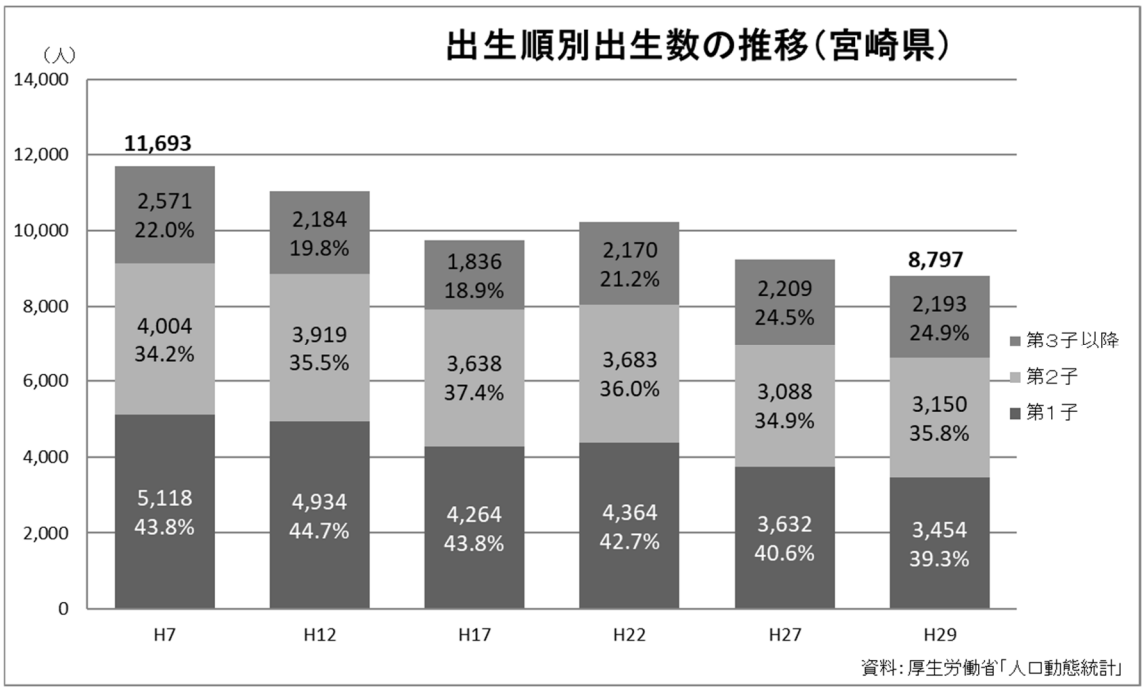

※出所：第 2 期みやざき子ども・子育て応援プラン［改定版］

（5）子育ての実態

① 子育てに関する不安感・負担感

子育てをする上での不安感や負担感の有無については、令和元年度には、「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」を合計すると、67.5%となっている。

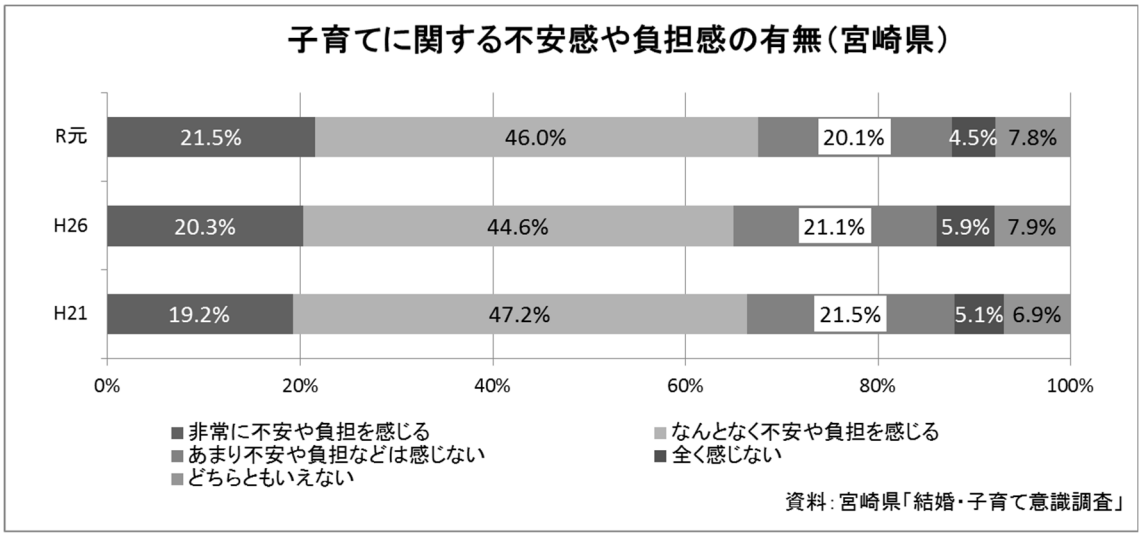

※出所：第 2 期みやざき子ども・子育て応援プラン［改定版］

また、その不安や負担の内容については、「子育てにお金がかかる」が 56.3%と最も高く、以下、「子どもとの接し方やしつけの方法が正しいかという不安がある」が 41.1%、「仕事と子育ての両立が難しい」が 27.9%となっている。

② 急用時に子どもを預ける場所

急な用事が入った時に子どもを預ける場所については、令和元年度には、「自分の親」が 69.4%と最も多く、以下、「配偶者の親」が 43.0%、「きょうだい・親戚」が 21.4%の順となっている。前回調査と比べて、「ファミリー・サポート・センター」の利用率がやや上昇している。

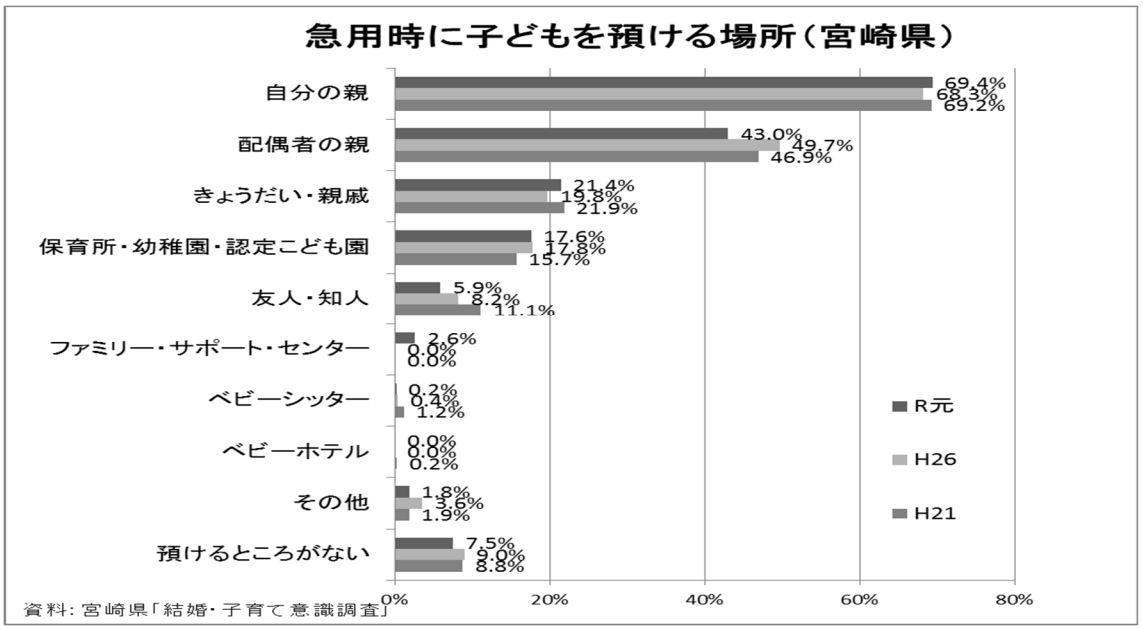

※出所：第 2 期みやざき子ども・子育て応援プラン［改定版］

③　子育て環境の整備について行政に望むこと

子育て環境の整備について行政に求める施策については、令和元年度には、「出産費用の援助や児童手当、扶養控除の増額など子育てのための経済的支援の拡充」が51.7％と最も多く、以下、「保育所・幼稚園・認定こども園などの費用負担の軽減」が33.9％、「育児のための時間短縮・フレックスタイムなど勤務時間の柔軟化」が 25.2％となっている。前回調査と比較すると、子育てに係る経済的負担への支援を求める割合が依然として高くはあるものの減少している中、勤務時間の柔軟化や子どもの放課後対策の充実に係る施策への要望が高まっている。

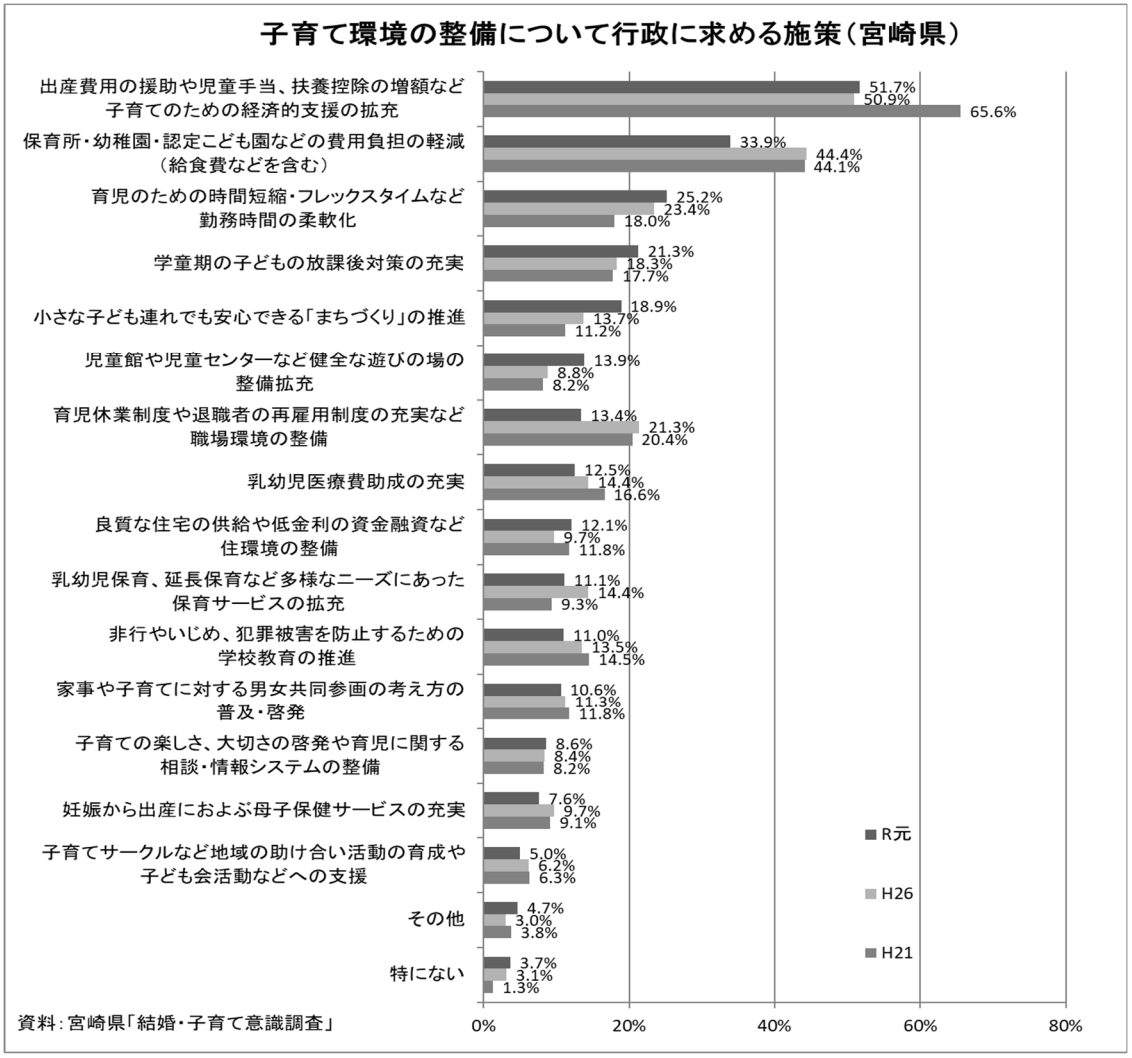

※出所：第２期みやざき子ども・子育て応援プラン［改定版］

（6）子どもの育ちをめぐる状況

① 児童虐待に関する相談の状況

児童虐待相談対応件数は全国的に増加傾向にあり、県の平成 30 年度の状況は、県、市町村とも過去最高となっている。

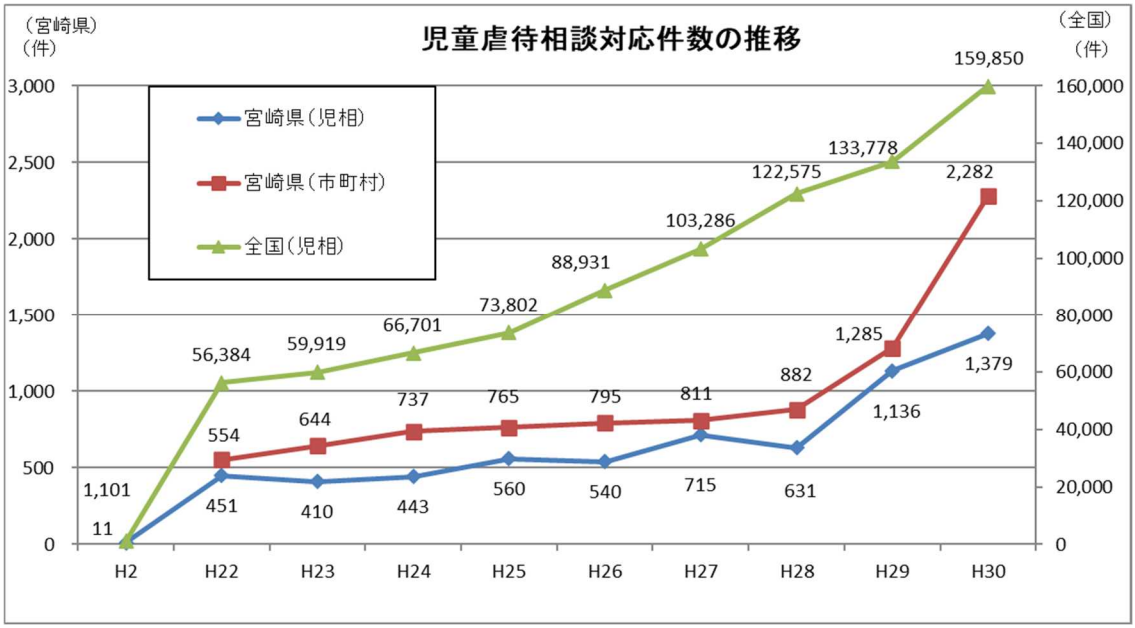

※出所：第 2 期みやざき子ども・子育て応援プラン［改定版］

② 社会的養護が必要な児童の状況

社会的養護が必要な児童数は、平成 30 年度において、425 名となっている。

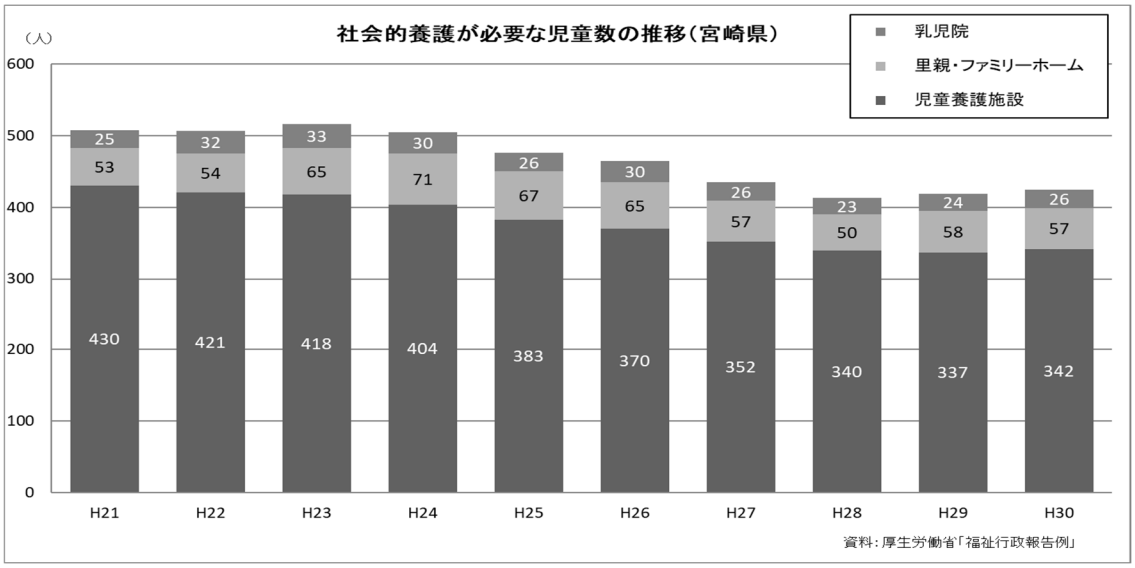

※出所：第 2 期みやざき子ども・子育て応援プラン［改定版］

③　不登校の状況

県の平成 30 年度の不登校児童生徒数は、小学校 252 人、中学校 941 人となっており、近年は増加傾向にある。

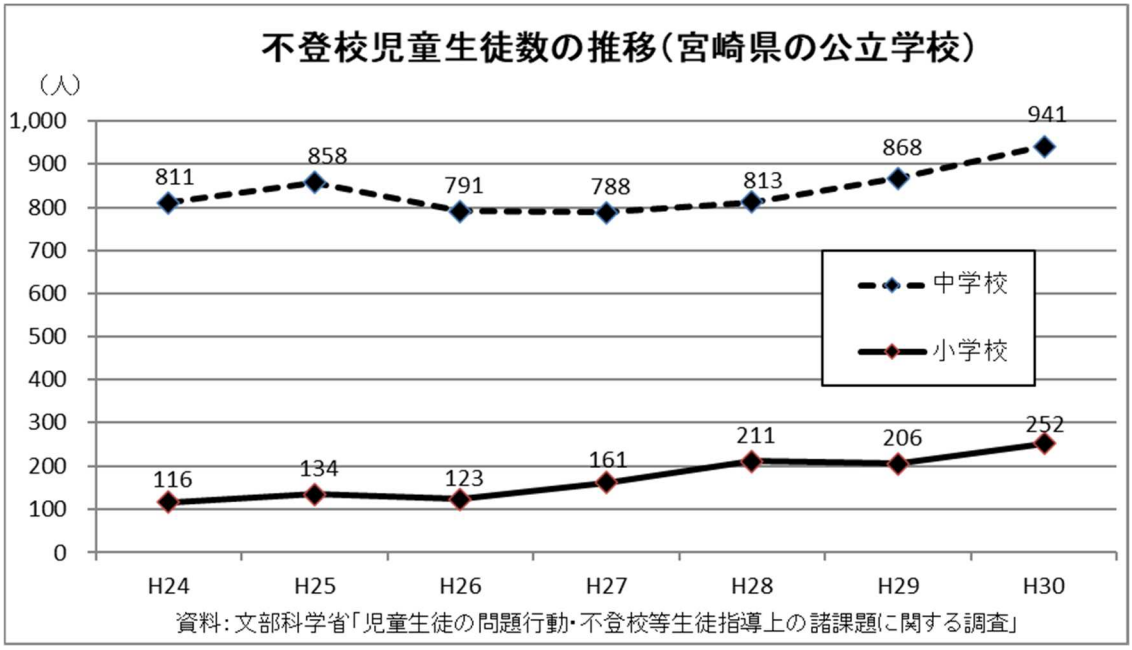

※出所：第 2 期みやざき子ども・子育て応援プラン［改定版］

2. 県における子育て支援事業の概要

（1）宮崎県総合計画 2023

①　概要

県は、平成 23 年（2011 年）に宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」を策定し、人口減少問題への対応を中心に持続可能な活力ある県づくりに取り組んできた。その結果、大型企業の誘致やフードビジネスなどの成長産業の育成をはじめ、移住世帯の増加、さらには、課題であった高校生の県内就職率の改善が図られるなど、全体として一定の成果が出ている一方で、将来を支える人材の確保や暮らしに必要なサービスの維持など、引き続き取り組むべき大きな課題を抱えている。

また、計画策定から 10 年以上が経過し、この間、少子高齢・人口減少の更なる進行に加え、コロナ禍を契機としたデジタル化や気候変動問題の解決に向けた世界的な脱炭素化の動きなど、10 年前の予想を超えるスピードで社会が大きく変化しつつある。このような状況を踏まえ、将来人口の見通しをはじめ、これから先、県が直面する様々な課題や今後の方向性を改めて整理し、令和 22 年(2040 年)を展望した「長期ビジョン」と、今後 4 年間の実行計画となる「アクションプラン」を策定しまとめたものが宮崎県総合計画 2023（以下「総合計画」という。）である。

② 子育て支援事業の位置づけ

総合計画におけるアクションプランは、長期ビジョンやデジタル田園都市国家構想等を踏まえながら、コロナ禍・物価高騰等への対応や人口減少対策、防災・減災、ゼロカーボン社会づくりといった県が直面する喫緊の課題に対して、令和 5 年度(2023 年度)から 8 年度(2026 年度)までの 4 年間に重点的・優先的に取り組む施策を、5 つの重点プログラムに整理している。

このなかで「1.出逢い・結婚の希望を叶える。2.子どもがほしい人の希望を叶える。3.安心して子育てをすることができる教育環境をつくる。」という 3 つの柱を達成すべく子ども・若者プロジェクトを発足させ子育て支援事業に取り組んでいる。

③ 宮崎県総合計画 2023 の構成

＜宮崎県総合計画 2023 の構成＞

長期ビジョン編
第 1 章 時代の潮流と宮崎県 【潮流 1】人口減少・超高齢化の進行 【潮流 2】気候変動・自然の脅威 【潮流 3】価値観や行動の変化 【潮流 4】デジタル化・先端技術の進展 【潮流 5】世界の中の日本・宮崎
第 2 章 目指す将来像 将来像 1 一人ひとりが生き生きと活躍できる社会 将来像 2 安全・安心で心ゆたかに暮らしを楽しめる社会 将来像 3 力強い産業と魅力ある仕事があり、安心して働ける社会
第 3 章 目指す将来像の実現に向けた今後の方向性 【未来に必要な5つの要素（キーワード）】 【今後の方向性】 1 人口減少を前提とした安心して暮らせる地域社会の維持 2 くらしを支え、未来を拓く産業づくり 3 人生を豊かに過ごせる地域づくり 4 将来の人口安定化に向けた社会づくり
アクションプラン編
アクションプラン推進に当たっての基本姿勢 プログラムⅠ コロナ禍・物価高騰等からの宮崎再生 【政策 1】県民の命や健康を守る地域医療・福祉の充実 【政策 2】県民生活・地域経済の早期回復

【政策 3】魅力あふれる「観光みやざき」の創生
プログラムⅡ　希望ある未来への飛躍に向けた基盤づくり 【政策 1】希望ある未来への挑戦 【政策 2】交通・物流ネットワークの維持・充実 【政策 3】命や暮らしを守る災害に強い県づくり
プログラムⅢ 「みやざき」の未来を創る人材の育成・活躍 【政策 1】子どもを生み育てやすい県づくり 【政策 2】未来を担う子どもたちの育成 【政策 3】一人ひとりが自分らしく生き生きと活躍できる共感・共生社会づくり 【政策 4】健康・学び・スポーツ・文化の充実
プログラムⅣ　社会減ゼロへの挑戦 【政策 1】若者・女性の県内就業・県内定着の促進 【政策 2】みやざき回帰・県外からの移住の促進 【政策 3】安心して住み続けられる持続可能な地域づくり
プログラムⅤ　力強い産業の創出・地域経済の活性化 【政策 1】産業を支える多様な人材の確保・育成 【政策 2】新産業の創出と地域経済の活性化 【政策 3】稼げる農林水産業への成長促進

※出所：宮崎県総合計画 2023

④　令和 5 年度取組に係る政策評価の結果について

県は、ホームページ上で令和 5 年度に策定した『宮崎県総合計画 2023』アクションプランに掲げる 5 つのプログラムについて、令和 5 年度の取組に係る政策評価を実施し、その結果を公表している。

当該政策の評価については、「内部評価」及び「外部評価」を行っている。内部評価として、県において指標（73 項目）ごとの達成状況について評価を実施している。また、外部評価として、総合計画審議会において、内部評価を参考に、社会情勢による影響等も勘案し、総合的な視点から、プログラムごとに評価を実施している。

プログラムⅢ 「みやざき」の未来を創る人材の育成・活躍 p12

外部評価 C 策定時より改善しているが、一部に成果が上がっていない項目がある。

プログラムの構成

政策１ 子どもを生み育てやすい県づくり

重点項目
1. 結婚・出産の希望がかなう環境づくり
2. 安心して子育てしやすい環境づくり

政策２ 未来を担う子どもたちの育成

重点項目
1. 新たな時代を生き抜く力を育む教育の推進
2. ふるさと学習やキャリア教育の充実

政策３ 一人ひとりが自分らしく生き生きと活躍できる共感・共生社会づくり

重点項目
1. 女性も輝く地域づくり
2. 障がい者が自立し、安心して暮らせる共生社会づくり
3. 高齢者が生き生きと活躍できる環境づくり
4. 外国人と共生する社会づくり・国際交流の促進

政策４ 健康・学び・スポーツ・文化の充実

重点項目
1. 疾病予防・健康づくりの推進
2. 生涯を通じて学び続けられる環境づくり
3. 県民のスポーツ活動・交流の促進
4. 県民の文化活動・交流の促進

内部評価

達成 (100%以上)	順調 (70~99%)	概ね順調 (40~69%)	やや不十分 (0~39%)	不十分 (0%未満)
6	3	1	3	5

※全18項目

指標の状況

○「病児保育事業実施施設数」や「育児休業取得率」などは順調に推移している。
○一方で、「合計特殊出生率」のほか、子どもの学力や人権に関連する指標については、基準値を下回るものも多く、不十分であった。

成果と課題

○合計特殊出生率・出生数ともに低下・減少しており、その向上に向けて、出逢い・結婚支援の強化や妊娠・出産に関する相談・支援体制の充実、共働き・共育ての推進に加え、本県の実態を踏まえた自然減・社会減対策の更なる強化が急がれる。

○基礎的な学力・体力の向上はもとより、デジタル活用能力や豊かな国際感覚、主体性を育む教育とともに、郷土への誇りや愛着の醸成、キャリア教育の更なる充実など、変化の激しい時代に適応し、本県の未来を担う子どもたちの育成が求められる。

○関係団体等と連携した啓発や人材育成、相談体制や支援の強化により、人権尊重や男女平等などに対する意識の向上を図るとともに、誰もが働きやすい職場づくりや障がい者の就業支援、外国人の生活支援などの取組をより一層推進する必要がある。

○県民誰もがスポーツや文化活動、生涯学習に取り組むことができる環境の充実に加え、国スポ・障スポを見据えた練習環境の整備・充実や優秀指導者の確保など、競技力向上に向けた取組が求められる。

総括評価

プログラム全体としては、一定の成果が認められるものの、一部に成果の上がっていない項目が見受けられる。
今後は、合計特殊出生率・出生数の回復や、学力や人権意識の向上などの課題へのより踏み込んだ対応が急がれる。

プログラムⅢ 政策１ 子どもを生み育てやすい県づくり p13

指標の状況

「病児保育事業実施施設数」及び男性の「育児休業取得率」は目安値を達成し、「みやざき結婚サポートセンターを通じた成婚数（累計）」も概ね順調に推移している。また、女性の「育児休業取得率」については、目安値には至らなかったものの、着実に上昇傾向にある。一方で、「合計特殊出生率」は目安値（＝基準値）を下回った。

番号	指標	基準値（年次）	上欄：実績値 下欄：目安値 R5	R6	R7	R8	目標	R５目安値達成状況	達成状況に対する内部評価
25	合計特殊出生率	1.63（令和４年）	1.49				1.8台（令和８年）	0%未満	不十分
			1.63	1.7台	1.7台	1.8台			
26	病児保育事業実施施設数	32か所（令和４年度）	33か所				35か所（令和８年度）	103.1%	達成
			32か所	33か所	34か所	35か所			
27	みやざき結婚サポートセンターを通じた成婚数（累計）	136組（令和４年度）	148組				204組（令和８年度）	70.6%	順調
			153組	170組	187組	204組			
28	育児休業取得率	男性 25.8%（令和４年度）	36.4%				男性 50%（令和８年度）	171.0%	順調
			32.0%	38.0%	44.0%	50.0%			
		女性 98.4%（令和４年度）	98.5%				女性 100%（令和８年度）	25.0%	
			98.8%	99.2%	99.6%	100.0%			

主な取組内容と求められる今後の方向性

①結婚・出産の希望がかなう環境づくり
〔調査・分析〕外部有識者による研究会の開催及び少子化要因の見える化・分析
⇒社会減対策（若者・女性支援）の具体的な事業を構築、市町村ごとに見える化した少子化要因に対応した伴走支援を実施
〔結婚・出産〕結婚サポートセンターの運営、不妊検査・不妊治療・不育症治療に係る費用の助成
⇒結婚支援コンシェルジュ配置による支援の充実、不妊治療への理解促進に向けた啓発、不妊治療等に要する費用助成の継続
〔医療〕周産期母子医療センターの運営費補助、専攻医への専門研修資金貸与、分娩手当を支給する医療機関に対する助成
⇒専門医・指導医の処遇改善や資格取得支援、女性医師への就労支援などによる産科・小児科医の確保・育成

②安心して子育てしやすい環境づくり
〔支援体制整備〕地域子育て支援拠点の運営費の補助、放課後児童クラブの運営・整備費の補助
⇒市町村と連携した子育て支援体制の整備、市町村の施設整備や運営経費を支援
〔保育士等〕保育士養成施設に通う学生への修学資金の貸付け、保育士等キャリアアップ研修や選択研修等の実施
⇒幼稚園等の業務改善に資するICT化支援システムの導入費用の助成、ニーズの高い研修の拡充

Ⅱ①　「『宮崎県総合計画２０２３』アクションプラン」の政策評価結果について

3　評価結果

Ｂ評価が３プログラム、Ｃ評価が２プログラムであり、更なる取組の強化を要する課題はあるものの、全体としては一定の成果が出ている。

プログラム名	指標数	内部評価					外部評価
		達成	順調	概ね順調	やや不十分	不十分	
【プログラムⅠ】 コロナ禍・物価高騰等からの宮崎再生	11	4	1	3	0	3	B
【プログラムⅡ】 希望ある未来への飛躍に向けた基盤づくり	13	6	2	1	1	3	B
【プログラムⅢ】 「みやざき」の未来を創る人材の育成・活躍	18	6	3	1	3	5	C
【プログラムⅣ】 社会減ゼロへの挑戦	16	5	1	4	2	4	C
【プログラムⅤ】 力強い産業の創出・地域経済の活性化	15	6	2	1	2	4	B

【内部評価区分】
達　　成：　　100％以上
順　　調：70％～100％未満
概 ね 順 調：40％～ 70％未満
やや不十分：０％～ 40％未満
不　十　分：　　0％未満

【外部評価区分】
Ａ：成果が出ている。
Ｂ：一定の成果が出ている。
Ｃ：策定時より改善しているが、一部に成果が上がっていない項目がある。
Ｄ：成果があまり上がっていない。

※出所：宮崎県作成資料

（2）みやざき子ども・子育て応援プラン

①　概要

みやざき子ども・子育て応援プランは、「子ども・子育て支援法」に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」として位置づけるとともに、平成 17 年度から取り組んできた「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援地域行動計画」のほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」、「新・放課後子ども総合プラン」（平成 30 年 9 月 14 日付け文部科学省及び厚生労働省担当局長連名通知）に基づく都道府県行動計画も含めて一体的に策定するものである。

また、当該計画は、宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」の子ども・子育てに係る部門別計画として位置づけるとともに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策推進計画」や「教育基本法」に基づく「宮崎県教育振興基本計画」、児童福祉法等に基づく「宮崎県障がい福祉計画（宮崎県障がい児福祉計画）」、「「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」（平成 30 年 7 月 6 日付け厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づく「宮崎県社会的養育推進計画」との整合性を図りながら、各種施策の推進にあたって連携を強化するものである。

②　計画策定の趣旨

1. 少子化の進行

平成 30 年の県の「合計特殊出生率」は、全国第 3 位の 1.72 であり、全国平均の 1.42 と比べると高いものの、人口維持に必要とされる 2.07 には届かない状況にある。また、県の出生数は平成 24 年に 1 万人を切り、その後も減少傾向にあり、平成 30 年は 8,434 人となっている。少子化の進行が止まらない要因としては、未婚率の上昇、晩婚・晩産化の進行及び結婚した夫婦が生涯に生む子どもの数の減少等があげられる。少子化の進行は、人口構造に歪みをもたらし、社会的・経済的に大きな影響を及ぼしている。具体的には、子どもの社会性や協調性が育みにくくなるなどの子どもの健全な成長への影響、地域社会の衰退、世代間扶養の仕組みである社会保障制度の持続可能性及び経済活動の停滞等が懸念されている。

2. これまでの少子化対策

全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すため、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法（※）」が成立し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供及び地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度から施行されている。県は、子ども・子育て支援新制度の実施主体となる市町村が策定する「子ども・子育て支援事業計画」を踏まえた県の計画である「みやざき子ども・子育て応援プラン」（平成 27 年度から令和元年度まで）を策定するとともに、子ども・子

育て支援のうち、特に各市町村を越えた広域的な対応が必要な施策や専門性の高い施策を推進してきたところである。

※ 子ども・子育て関連 3 法

- 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- 就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）

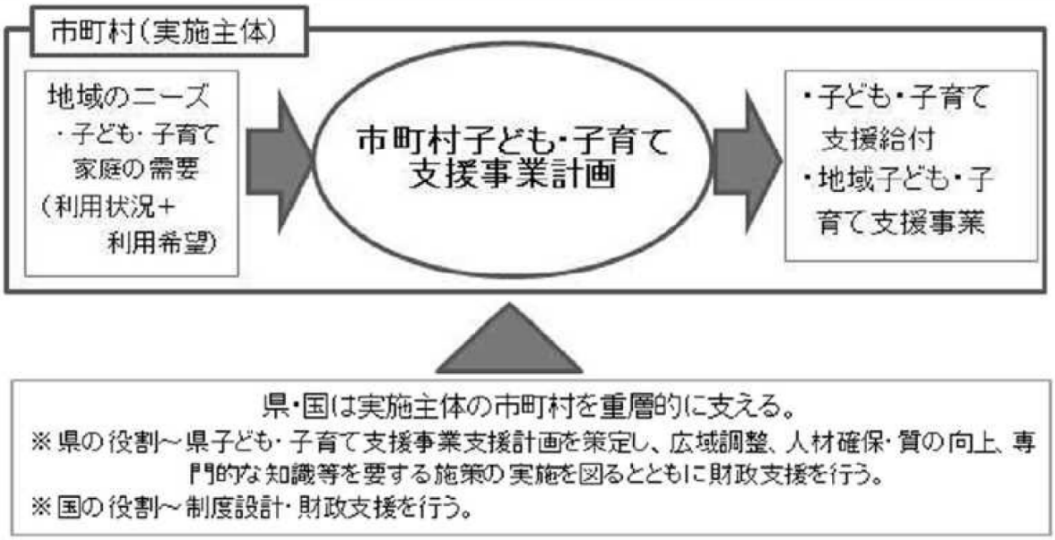

※出所：第 2 期みやざき子ども・子育て応援プラン［改定版］

これらの結果、近年、県の合計特殊出生率は全国と比べて高い水準を維持しているものの、人口維持に必要とされる 2.07 には達しておらず、出生数も減少傾向に歯止めがかかっていない状況であることから、今後も引き続き、少子化対策に取り組んでいく必要がある。

○　みやざき子ども・子育て応援プランの総合成果指標の進捗状況

成　果　指　標		H25	H30	R 元 （目標）
合計特殊出生率		1.72	1.72	1.84
	参考：全国平均	1.43	1.42	－
平均理想子ども数と平均予定子ども数の差		0.34 人	0.24 人	0.30 人

※出所：第 2 期みやざき子ども・子育て応援プラン［改定版］

③　基本理念、基本目標、施策の方向性及び施策の具体的内容

1.目的

この計画は、急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他子どもに関する法律による施策と相まって、子どもや子育て家庭に必要な支援を行うことにより、結婚や子どもを生み育てる希望を持つ全ての人々の希望が叶えられるとともに、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に資することを目的としている。

2.基本理念

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在である。子どもの健やかな育ちと子育てを支援することは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つである。そのような中、子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの存在と発達が保障される必要がある。また、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要がある子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭に対し、身近な地域において、子育て支援の各種施策を可能な限り講じることにより、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを確保することや親育ちの過程を支援することも重要である。以上のことから、県は目指す方向性として、「「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え「子どもの最善の利益」が実現できるみやざきづくり」を基本理念として掲げている。

3.基本目標

以上の基本理念を踏まえ、以下の 3 つの基本目標のもと、各種施策の推進を図っている。

○基本目標 1 子どもの育ちと子育てをやさしく包む社会づくり

○基本目標 2 結婚前からのライフステージの展開に切れ目なく対応した支援体制づくり

○基本目標 3 子育てと仕事の両立の希望が叶う環境づくり

【基本理念】

「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え「子どもの最善の利益」が実現できるみやざきづくり

基本目標	施策の方向	施策の具体的内容
1 子どもの育ちと子育てをやさしく包む社会づくり	(1)地域の「子育て力」の強化	① 県民全体で子どもと子育てを応援する気運の醸成 ② 地域の絆づくりの推進 ③ 地域における子育て支援の充実 ④ 県民との協働による子育て支援の充実
	(2)子育てに適した安全安心なまちづくりの推進	① 子育てに適した住宅・居住環境の整備 ② 地域で快適に過ごすことができる環境の整備 ③ 安全な道路交通環境の整備 ④ 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 ⑤ 子どもの安全を確保するための活動の推進
	(3)子どもと家庭の福祉の推進	① 児童虐待防止対策の充実 ② 社会的養護体制の充実 ③ ひとり親家庭の自立支援の推進 ④ 障がい児支援施策の充実 ⑤ 子どもの貧困対策の推進
	(4)子どもの人権擁護と人権教育の推進	① 子どもの権利擁護 ② 人権教育・啓発の推進
	(5)「生きる力」をはじめとする社会生活に必要な教育の提供	① 健やかな心と体の育成 ② 生きる基盤を育む教育の推進 ③ 郷土に対する誇りや愛着を育む教育の推進 ④ 家庭や地域の教育力の向上 ⑤ 食育の推進
2 結婚前からのライフステージの	(6)安心して結婚、妊娠、出産ができる環境の整備	① 若者に対する将来をイメージするきっかけづくりや、経済的安定の確保に対

基本目標	施策の方向	施策の具体的内容
展開に切れ目なく対応した支援体制づくり		する支援 ② 活気を生み出す出会いや交流の場の創出 ③ 妊娠、出産への支援の充実 ④ 周産期医療体制の充実 ⑤ 不妊相談・治療対策の充実
	(7)子育て支援事業の拡充	① 子育て支援情報の総合的な提供 ② 子育てに係る経済的負担の軽減 ③ 相談支援体制の充実
	(8)子どもの健康づくりの推進	① 乳幼児等の障がいや疾病等の予防、早期発見・早期治療体制の充実 ② 子どもの健康の保持増進 ③ 小児医療体制の充実 ④ 思春期保健体制の充実
	(9)若者の自立と豊かな人間性形成の推進	① 若者の自立及び成長への支援 ② 職業観を持った人材の育成及び能力開発による就労の促進 ③ 青少年育成指導者の養成等による青少年育成活動の充実
3 子育てと仕事の両立の希望が叶う環境づくり	(10)仕事と生活の調和が実現できる働き方の見直し	① 働きやすい職場づくりの推進 ② 仕事と子育ての両立支援制度の定着
	(11)家庭、地域及び企業における男女共同参画の推進	① 固定的な性別役割分担意識を解消するための広報・啓発活動の推進 ② 男女がともに子育てに参加しやすい環境づくりの推進
	(12)子育ての喜びや楽しさを実感できる社会に向けた啓発・交流の推進	① 男性の子育てに対する意識改革 ② 子育てを喜びや楽しみと感じられる啓発の推進 ③ 地域間・世代間等多様な交流の推進
	(13)質の高い幼児教育・保育等の提供	① 幼児教育・保育に係る量の確保と質の向上 ② 多様な保育サービスの提供 ③ 放課後児童対策等の強化

※出所：第 2 期みやざき子ども・子育て応援プラン［改定版］を監査人が加工

④　計画の進捗管理及び評価方法

この計画の進捗状況は、「宮崎県子ども・子育て支援会議条例」に基づき毎年、「宮崎県子ども・子育て支援会議」において調査審議するとともに、県は、その結果を公表して

いる。計画の評価・分析にあたっては、子ども・子育て支援施策の推進状況を総合的に評価するための「総合成果指標」と、各種施策の実施状況を評価するための「個別成果指標」の 2 種類の指標を用いている。さらに、県内における教育・保育施設については、「量の見込み」と「その確保方策」を需給状況として整理し、その進捗状況についても評価・分析を行っている。

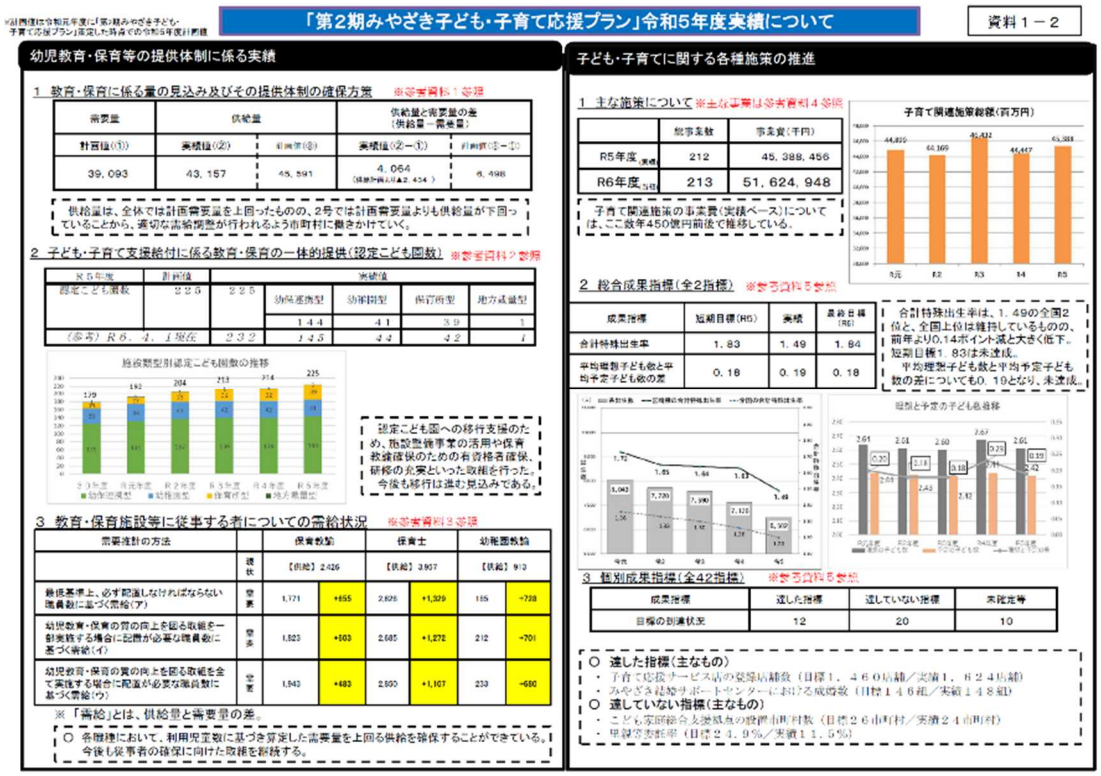

「第2期みやざき子ども・子育て応援プラン」令和5年度実績について

資料１－２

幼児教育・保育等の提供体制に係る実績

1 教育・保育に係る量の見込み及びその提供体制の確保方策 ※参考資料１参照

需要量	供給量		供給量と需要量の差（供給量－需要量）	
計画値(①)	実績値(②)	計画値(③)	実績値(②－①)	計画値(③－①)
39, 093	43, 157	45, 591	4, 064	6, 498

供給量は、全体では計画需要量を上回ったものの、2号では計画需要量よりも供給量が下回っていることから、適切な需給調整が行われるよう市町村に働きかけていく。

2 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供（認定こども園数） ※参考資料２参照

R5年度	計画値	実績値				
認定こども園数	225	225	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
			144	41	39	1
（参考）R6．4．1現在		232	145	44	42	1

認定こども園への移行支援のため、施設整備事業の活用や保育教諭確保のための有資格者確保、研修の充実といった取組を行った。今後も移行は進む見込みである。

3 教育・保育施設等に従事する者についての需給状況 ※参考資料３参照

需要推計の方法		保育教諭		保育士		幼稚園教諭	
	現状	【供給】2,426		【供給】3,907		【供給】913	
最低基準上、必ず配置しなければならない職員数に基づく需給（ア）	需要	1,771	+655	2,626	+1,329	185	+728
幼児教育・保育の質の向上を図る取組を一部実施する場合に配置が必要な職員数に基づく需給（イ）	需要	1,823	+603	2,685	+1,222	212	+701
幼児教育・保育の質の向上を図る取組を全て実施する場合に配置が必要な職員数に基づく需給（ウ）	需要	1,943	+483	2,800	+1,107	233	+680

※「需給」とは、供給量と需要量の差。

○ 各職種において、利用児童数に基づき算定した需要量を上回る供給を確保することができている。今後も従事者の確保に向けた取組を継続する。

子ども・子育てに関する各種施策の推進

1 主な施策について ※主な事業は参考資料４参照

	総事業数	事業費（千円）
R5年度（実績）	212	45, 388, 456
R6年度（当初）	213	51, 624, 948

子育て関連施策の事業費（実績ベース）については、ここ数年450億円前後で推移している。

子育て関連施策総額（百万円）

2 総合成果指標（全2指標） ※参考資料５参照

成果指標	短期目標(R5)	実績	最終目標(R6)
合計特殊出生率	1. 83	1. 49	1. 84
平均理想子ども数と平均予定子ども数の差	0. 18	0. 19	0. 18

合計特殊出生率は、1．49の全国2位と、全国上位は維持しているものの、前年より0.14ポイント減と大きく低下。短期目標1．83は未達成。
平均理想子ども数と平均予定子ども数の差についても0．19となり、未達成。

3 個別成果指標（全42指標） ※参考資料６参照

成果指標	達した指標	達していない指標	未確定等
目標の到達状況	12	20	10

○ 達した指標（主なもの）
・子育て応援サービス店の登録店舗数（目標１，４６０店舗／実績１，６２４店舗）
・みやざき結婚サポートセンターにおける成婚数（目標１４６組／実績１４８組）

○ 達していない指標（主なもの）
・こども家庭総合支援拠点の設置市町村数（目標２６市町村／実績２４市町村）
・里親委託率（目標２４．９％／実績１１．５％）

※出所：宮崎県ホームページ

3. 監査の視点、並びに監査対象部署及び監査対象事業

（1）監査の視点

「第１　包括外部監査の概要　4. 外部監査の視点と方法　(1)監査の視点」に記載したとおり、以下の視点に基づき監査を実施した。

①　子育て支援事業に関する事務の執行の適正性

・　子育て支援事業に関する事務の執行が、法令等に準拠して適正に行われているか。 ・　当該事務の執行に関して準拠すべき規則、要綱等（以下「規則等」という。）が整備されているか。 ・　規則等が現在の子育て支援事業を取り巻く環境に対応したものとなっているか。 ・　業務委託等の契約は、規則等に準拠して適正に行われているか。 ・　補助金等の交付は、規則等に準拠して適正に行われているか。 ・　土地、施設、設備及び備品等は適正に管理されているか。

②　子育て支援関連施策の有効性、効率性及び経済性

・　県の全体最適の観点から、実施している子育て支援事業が有効な手段及び内容となっているか。また、当該事業は効率的に実施されているか。さらに、費用対効果を踏まえた検討が行われているか。 ・　事業の計画立案及びその実施に当たって、その必要性は十分に検討されているか。 ・　事業の実施に当たって、対象者に対し、効果的な広報等が実施されているか。 ・　土地、施設、設備及び備品等は、その目的に即して有効に活用されているか。 ・　予算と実績の対比等により実施した事業に対するモニタリングは適切に行われているか。 ・　事業に係る事務に非効率な点はないか。 ・　事業実施に係る組織体制は、県民ニーズに対応したものとなっているか。 ・　国、市町村、関係団体、企業等との協働や連携は適切に図られているか。 ・　事業に係る費用及び効果は適切に把握されているか。また、その費用対効果を踏まえた検討がなされているか。

（2）監査対象部署

前述の「1. 宮崎県の状況」及び「2. 県における子育て支援事業の概要」を踏まえ、監査対象部署を次のとおり把握した。

① 監査対象部署の一覧

部局	所管課（室）
総合政策部	生活・協働・男女参画課
	みやざき文化振興課
	人権同和対策課
福祉保健部	障がい福祉課
	健康増進課
	こども政策課
	こども家庭課
商工観光労働部	商工政策課経営金融支援室
農政水産部	農業流通ブランド課
県土整備部	都市計画課
病院局	経営管理課
教育委員会	財務福利課
	財務福利課育英資金室
	高校教育課
	特別支援教育課
	生涯学習課
警察本部	交通企画課

※県資料に基づき監査人が作成

（3）監査対象事業

「宮崎県総合計画 2023」及び「第 2 期みやざき子ども・子育て応援プラン[改定版]」、並びに県から入手した「子育て支援事業が整理された一覧表」から、監査対象の選定を行った。

【子育て支援事業（全般）】

子育て支援事業の全般に対する監査として、宮崎県総合計画 2023 及び第 2 期みやざき子ども・子育て応援プランを監査対象とした。

＜子育て支援事業（全般）に係る監査対象の内容＞

目次	No.	担当部署		監査対象の内容
		部等	課	
第 3	総 1	福祉保健部	こども政策課	宮崎県総合計画 2023 及び第 2 期みやざき子ども・子育て応援プラン[改定版]

【子育て支援事業（個別事業）】

子育て支援事業に係る個別事業に対する監査として、「1. 宮崎県の状況」及び「2. 県における子育て支援事業の概要」から子育て支援関連事業の概況を把握した上で、県から「子育て支援事業が整理された一覧表」を入手し、金額的重要性及び質的重要性を総合的に勘案して、監査対象の選定を行った。選定した監査対象の内容は次のとおりである。

＜子育て支援事業（個別事業）に係る監査対象＞　（単位：千円）

No.	担当部署		事業名	令和 5 年度予算額	令和 5 年度決算額
	部等	課			
1	総合政策部	生活・協働・男女参画課	男女共同参画センター管理運営委託費	34,307	34,307
2	総合政策部	みやざき文化振興課	私立学校振興費補助金（一般補助）	4,147,542	4,147,540
3	総合政策部	みやざき文化振興課	私立高等学校等就学支援金	2,572,572	2,560,036
4	総合政策部	みやざき文化振興課	私立高等学校等奨学給付金	209,774	208,724
5	総合政策部	みやざき文化振興課	私立専門学校授業料等減免事業	313,189	311,070
6	総合政策部	人権同和対策課	人権啓発推進強化事業	22,363	22,363
7	福祉保健部	障がい福祉課	発達障害者支援センター運営事業	103,418	88,039
8	福祉保健部	障がい福祉課	障がい児施設給付費事業	2,595,371	2,522,445
9	福祉保健部	障がい福祉課	介護給付・訓練等給付費事業	7,298,567	7,298,567

No.	担当部署		事業名	令和５年度予算額	令和５年度決算額
	部等	課			
10	福祉保健部	障がい福祉課	特別障害者手当等給付費	71,983	71,145
11	福祉保健部	障がい福祉課	重度障がい者（児）医療費公費負担事業	1,250,439	1,185,118
12	福祉保健部	健康増進課	健やか妊娠サポート事業（うち女性専門相談事業、妊娠総合相談支援事業）	5,386	4,927
13	福祉保健部	健康増進課	安心してお産のできる体制推進事業（うち周産期母子医療センター運営事業）	77,068	77,068
14	福祉保健部	健康増進課	小児慢性特定疾病医療費	241,447	205,156
15	福祉保健部	こども政策課	ひなたの出逢い・子育て応援運動推進事業	35,073	34,180
16	福祉保健部	こども政策課	未来につなげる少子化対策調査事業	12,539	11,723
17	福祉保健部	こども政策課	ファミリー・サポート・センター事業	23,935	19,367
18	福祉保健部	こども政策課	「家事・育児」シェア推進事業	8,086	8,045
19	福祉保健部	こども政策課	少子化対策市町村支援事業	6,335	3,212
20	福祉保健部	こども政策課	みやざき結婚サポート事業	35,010	32,957
21	福祉保健部	こども政策課	児童手当等県負担金	2,509,670	2,475,197
22	福祉保健部	こども政策課	子育て支援乳幼児医療費助成事業	891,290	799,478
23	福祉保健部	こども政策課	地域子育て支援拠点事業	159,991	154,476
24	福祉保健部	こども政策課 健康増進課 こども家庭課	利用者支援事業	30,577	30,050
25	福祉保健部	こども政策課	子どものための教育・保育給付費事業	12,170,105	12,090,113
26	福祉保健部	こども政策課	子育て支援施設等利用給付費事業	87,909	87,908
27	福祉保健部	こども政策課	幼児教育の質の向上のための環境整備事業	14,795	13,330
28	福祉保健部	こども政策課	保育士修学資金貸付等事業	16,460	16,460

No.	担当部署		事業名	令和５年度予算額	令和５年度決算額
	部等	課			
29	福祉保健部	こども政策課	保育士等キャリアアップ研修事業	15,576	15,576
30	福祉保健部	こども政策課	一時預かり事業	360,370	294,917
31	福祉保健部	こども政策課	延長保育事業	61,749	50,228
32	福祉保健部	こども政策課	病児保育事業	119,522	104,890
33	福祉保健部	こども政策課	放課後児童クラブ事業	973,770	909,451
34	福祉保健部	こども家庭課	児童家庭支援センター設置運営事業	20,900	20,900
35	福祉保健部	こども家庭課	児童虐待防止対策緊急強化事業	42,969	40,141
36	福祉保健部	こども家庭課	里親が育て、地域が育てる！里親委託総合推進事業	40,631	40,422
37	福祉保健部	こども家庭課	ひとり親家庭等日常生活支援事業	2,925	1,642
38	福祉保健部	こども家庭課	子どもの生活・学習支援事業	8,136	5,046
39	福祉保健部	こども家庭課	母子等福祉強化推進事業	15,527	13,153
40	福祉保健部	こども家庭課	ひとり親家庭キャリアアップ自立支援事業	20,540	18,603
41	福祉保健部	こども家庭課	児童扶養手当給付費	960,000	913,991
42	福祉保健部	こども家庭課	ひとり親家庭医療費助成事業	241,720	231,523
43	商工観光労働部	商工政策課経営金融支援室	県中小企業融資制度（創業・新分野進出支援貸付）事業	88,766	88,766
44	商工観光労働部	商工政策課経営金融支援室	県中小企業融資制度（みやざき成長産業育成貸付）事業	99,998	99,998
45	農政水産部	農業流通ブランド課	みやざき食の安全・県産県消推進事業（うち食の魅力発信・県産県消推進事業）宮崎「食」のもったいない実践推進事業	11,697	11,362
46	県土整備部	都市計画課	県単都市公園整備事業	596,000	224,259

No.	担当部署		事業名	令和５年度予算額	令和５年度決算額
	部等	課			
47	病院局	経営管理課	院内一時保育事業	130,545	115,426
48	教育委員会	財務福利課	県立学校老朽化対策事業	1,104,699	879,622
49	教育委員会	財務福利課育英資金室	宮崎県育英資金貸与事業	4,471,504	406,595
50	教育委員会	高校教育課	高等学校等就学支援金交付金	1,937,346	1,924,784
51	教育委員会	特別支援教育課	特別支援学校医療的ケア実施事業	97,884	94,150
52	教育委員会	特別支援教育課	県立高等学校生活支援充実事業	23,246	19,742
53	教育委員会	生涯学習課	地域と学校の絆を育む体制整備推進事業	46,741	46,721
54	警察本部	交通企画課	交通安全指導員委託事業	150,405	135,484
55	警察本部	交通企画課	交通安全教育隊委託事業	6,587	6,490

第3　子育て支援事業（全般）に関する監査の結果及び意見

1．全般

（1）事業概要

県における子育て支援事業の概要は、「第 2　監査対象の概要　2. 県における子育て支援事業の概要」に記載のとおりである。

（2）監査の結果

①　成果指標の再検討について【意見】

【現状及び問題点】

県は、第 2 期みやざき子ども・子育て応援プラン[改定版]を令和 5 年 3 月に公表しており、同プランの「第 5 章　子ども・子育てに関する各種施策の推進」において、子ども・子育て支援施策の推進状況を総合的に評価するための「総合成果指標」と、各種施策の実施状況を評価するための「個別成果指標」の 2 種類の指標を設定している。

「総合成果指標」の指標数は 2、「個別成果指標」の指標数は 42 である。参考として、「総合成果指標」と「個別成果指標」の No1 から 14 までを以下に記載する。

これらの成果指標について、同プランには各指標についての選定理由や選定根拠についての記載は無い。このため、目標値としての妥当性に疑念が生じかねず、事業の進捗管理や成果の評価が適切に行えないリスクを否定できない。

＜総合成果指標＞

（１）総合成果指標

計画全体の成果を評価・点検する指標について、以下のとおり設定します。

成　果　指　標	現況値	現況値	目標値
合計特殊出生率	1.72 (H30 年)	1.64 (R３年)	1.84 (R６年)
平均理想子ども数と平均予定子ども数の差	0.24 人 (H30 年度) 理想：2.63 人 予定：2.39 人	0.18 人 (R３年度) 理想：2.60 人 予定：2.42 人	0.18 人 (R６年度)

※出所：第 2 期みやざき子ども・子育て応援プラン[改定版]

＜個別成果指標のうち No1 から No14＞

（２）個別成果指標

計画に掲げる個々の施策の成果を評価・点検する指標について、以下のとおり設定します。

	成　果　指　標	現況値（H30 年度）	現況値（R３年度）	目標値（R６年度）
(1)地域の「子育て力」の強化				
1	未来みやざき子育て県民運動推進協議会参加団体数	360 団体	447 団体	480 団体
2	子育て応援サービスの店の登録店舗数	1,407 店舗	1,457 店舗	1,470 店舗
(2)子育てに適した安全安心なまちづくりの推進				
3	通学路の歩道整備率	73.1%	74.3%	74.9%
4	おもいやり駐車場制度協力施設数	1,151 施設	1,182 施設	2,000 施設
5	子ども(中学生以下)に対する交通安全教室の実施回数	1,536 回	1,297 回	1,450 回
6	県立学校の外壁剥落防止実施率	74.3%	78.5%	84.7%
7	市町村立小中学校の耐震化率	99.8%	100.0%	100.0%
8	保育所・幼稚園・認定こども園の耐震化率	87.5%	91.9%	95.0%
(3)子どもと家庭の福祉の推進				
9	地域小規模児童養護施設の設置か所数	３か所	７か所	12 か所
10	里親等委託率	13.4%	10.7%	27.0%
11	自立援助ホームの設置か所数	１か所	４か所	５か所
12	子ども家庭総合支援拠点の設置市町村数	２市町村	12 市町村	26 市町村
13	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	０人	３人	26 人
14	障がい児を受け入れる放課後児童クラブ数	114 か所	135 か所	145 か所

※出所：第２期みやざき子ども・子育て応援プラン[改定版]

また、本報告書に記載のとおり、各個別事業を監査したところ、次のとおり、成果指標を設定することが望ましいと考えられるもの等が発見された。

＜成果指標に関して監査の結果又は意見を記載した事業の番号＞

No	事業名
2	私立学校振興費補助金（一般補助）
7	発達障害者支援センター運営事業
17	ファミリー・サポート・センター事業
20	みやざき結婚サポート事業
23	地域子育て支援拠点事業
24	利用者支援事業
28	保育士修学資金貸付等事業
33	放課後児童クラブ事業
43 44	県中小企業融資制度（創業・新分野進出支援貸付）事業 県中小企業融資制度（みやざき成長産業育成貸付）事業
47	院内一時保育事業
52	県立高等学校生活支援充実事業

※出所：監査人作成

【改善提案】

各種施策に関して成果指標を設定し、当該成果指標の達成状況等を評価・分析することは、事業の有効性を図るだけでなく、県民への説明責任を果たすためにも重要性が高い。

よって、県においては、成果指標について再検討を行い、各指標についての選定理由や選定根拠を明確に示すことが望ましい。また、本報告書に記載した個別事業に係る成果指標に関する指摘や意見を参考にして、可能な限り、事業に関する成果指標を設定することが望ましい。

② 成果指標の検証結果を活用した「CHECK（点検・評価）」及び「ACTION（見直し）」の確実な実施について【意見】

【現状及び問題点】

県は、第 2 期みやざき子ども・子育て応援プラン[改定版]に記載した成果指標の実績値について、以下のとおり公表している。

これらの内容を整理すると、総合成果指標については、いずれも目標値未達成であり、個別成果指標については、42 の成果指標のうち達成した指標は 12、未達成は 20、未確定等は 10 となっている。

＜総合成果指標の達成状況＞

	成果指標	短期目標 令和 5 年度	実績値 令和 5 年度	最終目標 令和 6 年度
1	合計特殊出生率（年）	1.83	1.49	1.84
2	平均理想子ども数と平均予定子ども数の差（年度）	0.18 人	0.19 人	0.18 人

※出所：県資料

＜個別成果指標の達成状況＞

成果指標	達した指標数	達していない指標数	未確定等
目標の達成状況	12	20	10

※出所：県資料

上記の内容を踏まえると、目標値に対する達成度が高いとは言えないことから、事業の実施結果の検証と当該検証結果を踏まえた事業に係る改善策の実施が必要と考えられる。

＜みやざき子ども・子育て応援プランに係る成果指標の実績値等＞

	総合成果指標	担当部局	担当課室	参考			第2期プランの目標値		
				(第2期プラン策定時)	短期目標値	実績値	短期目標	実績値	最終目標
				(30年度)	令和4年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度	令和6年度
1	合計特殊出生率(年)	福祉保健部	こども政策課	1.72	1.81	1.63	1.83	1.49	1.84
2	平均理想子ども数と平均予定子ども数の差(年度)	福祉保健部	こども政策課	0.24人	0.20人	0.23人	0.18人	0.19人	0.18人

	個別成果指標	担当部局	担当課室	参考			第2期プランの目標値		
				(第2期プラン策定時)	目標値	実績値	短期目標	実績値	最終目標
				(30年度)	令和4年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度	令和6年度
1	ひなたの出逢い・子育て応援運動参加団体数 (旧:未来みやざき子育て県民運動推進協議会参加団体数)	福祉保健部	こども政策課	360団体	400団体	453団体	470団体	240団体	480団体
2	子育て応援サービスの店の登録店舗数	福祉保健部	こども政策課	1,407店舗	1,450店舗	1,573店舗	1，460店舗	1,624店舗	1,470店舗
3	通学路の歩道整備率	県土整備部	道路保全課	73.1%	74.3%	74.6%	74.6%	未確定 (R6.8予定)	74.9%
4	おもいやり駐車場制度協力施設数	福祉保健部	障がい福祉課	1,151施設	1,600施設	1,196施設	1，800施設	1,207施設	2,000施設
5	子ども(中学生以下)に対する交通安全教室の実施回数	警察本部	交通企画課	1,536回	1,450回	1,350回	1，450回	1,343回	1,450回
6	県立学校の外壁剥落防止実施率	教育委員会	財務福利課	74.3%	81.1%	81.0%	82.9%	80.2%	84.7%
7	市町村立小中学校の耐震化率	教育委員会	財務福利課	99.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
8	保育所・幼稚園・認定こども園の耐震化率	福祉保健部	こども政策課	87.5%	93.0%	94.1%	94.0%	未確定	95.0%
9	地域小規模児童養護施設の設置か所数	福祉保健部	こども家庭課	3か所	11か所	7箇所	11か所	8カ所	12か所
10	里親等委託率	福祉保健部	こども家庭課	13.4%	22.4%	10.2%	24.9%	11.5%	27.0%
11	自立援助ホームの設置か所数	福祉保健部	こども家庭課	1か所	2か所	4か所	4か所	3カ所	5か所
12	子ども家庭総合支援拠点の設置市町村数	福祉保健部	こども家庭課	2市町村	26市町村	22市町村	26市町村	24市町村	26市町村
13	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	福祉保健部	障がい福祉課	0	24人	10人	25人	12人	26人
14	障がい児を受け入れる放課後児童クラブ数	福祉保健部	こども政策課	114か所	135か所	138か所	140か所	144カ所	145か所
15	宮崎県は人権が尊重されていると思う人の割合	総合政策部	人権同和対策課	45.6%	50.0%	46.7%	51.1%	46.1%	52.2%
16	全国体力・運動能力、運動習慣等調査で全国水準以上(T得点50点以上)の項目の割合	教育委員会	スポーツ振興課	76.5%	80.0%	67.6%	80.0%	76.5%	85.0%
17	公立小、中学校における授業が「よく分かる、まあまあ分かる」児童生徒の割合	教育委員会	義務教育課	91.6%	91.9%	91.5%	92.0%	91.2%	92.1%
		教育委員会	義務教育課	80.4%	80.7%	79.0%	80.8%	78.1%	80.9%
18	保育所・幼稚園・認定こども園の職員と小学校教諭等が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有して意見交換や合同の研修会等を行っている幼児教育・保育関係施設の割合	福祉保健部	こども政策課	54.0%	70.0%	68.2%	73.0%	75.0%	75.0%
19	「宮崎県こどもエコチャレンジ施設」認定件数	環境森林部	環境森林課	187施設	213施設	217施設	219施設	221施設	225施設

	個別成果指標	担当部局	担当課室	参考			第2期プランの目標値		
				(第2期プラン策定時)	目標値	実績値	短期目標	実績値	最終目標
				(30年度)	令和4年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度	令和6年度
20	食に関する指導の年間指導計画を策定し、食育に取り組んでいる公立小中学校数の割合	教育委員会	スポーツ振興課	85.5%	100.0%	80.5%	100.0%	82.1%	100.0%
21	みやざき結婚サポートセンターにおける成婚数	福祉保健部	こども政策課	61組	129組	136組	146組	148組	163組
22	周産期死亡率(出生数に妊娠満22週以降の死産数を加えたものの千対)	福祉保健部	健康増進課	2.7ポイント	2.4ポイント	2.8ポイント	2.3ポイント	未確定(R6.9)	2.2ポイント
23	乳児死亡率(出生数千対)	福祉保健部	健康増進課	2.5ポイント	2.0ポイント	1.8ポイント	1.9ポイント	未確定(R6.9)	1.8ポイント
24	子育て世代包括支援センターの設置市町村数	福祉保健部	健康増進課	9市町村	26市町村	26市町村	26市町村	26市町村	26市町村
25	子育てに関する不安感や負担感を感じている県民の割合	福祉保健部	こども政策課	62.3%	55.0%	42.6%	30.0%	35.2%	30.0%
26	1歳6ヶ月児健康診査受診率	福祉保健部	健康増進課	96.2%(29年度)	96.7%	91.6%	96.9%	未確定(R7.3)	97.2%
27	3歳児健康診査受診率	福祉保健部	健康増進課	95.5%(29年度)	96.0%	93.7%	96.2%	未確定(R7.3)	97.0%
28	むし歯のない3歳児の割合	福祉保健部	健康増進課	81.1%	87.5%	84.8%	90.0%	未確定(R7.3)	90.0%
29	10歳代の人工妊娠中絶率(女子総人口千対)	福祉保健部	健康増進課	6.2ポイント	4.3	4.4	4.1	未確定(R7.1)	4.0
30	「宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例」の県民の認知度	福祉保健部	こども家庭課	43.8%	50.0%	44.4%	50.0%	44.9%	50.0%
31	「仕事と生活の両立応援宣言企業」の登録数	商工観光労働部	雇用労働政策課	1,145件	1,500件	1,508件	1,588件	1,616件	1,676件
32	育児休業取得率(男性・女性)	商工観光労働部	雇用労働政策課	男性 5.6% 女性 82.7%	男性 13.0% 女性 100%	男性 25.8% 女性 98.4%	男性 22.5% 女性 100%	男性36.4% 女性98.5%	男性 25.0% 女性 100%
33	「男は仕事、女は家庭」というような固定的性別役割分担意識にとらわれない県民の割合	総合政策部	生活・協働・男女参画課	56.1%	65.9%	64.7%	67.1%	63.6%	68.3%
34	みやざき女性の活躍推進会議会員企業数	総合政策部	生活・協働・男女参画課	316企業	410企業	365企業	430企業	374企業	450企業
35	農業経営に係る家族経営協定数	農政水産部	担い手農地対策課	2,046戸	2,290戸	2,224戸	2,360戸	未確定(R6.12)	2,430戸
36	子どもが規則正しく生活できていると感じる保護者の割合	教育委員会	生涯学習課	91.2%(H27～H30平均)	95.0%	93.7%	95.0%	93.2%	95.0%
37	安心して子どもを生むことができ、子育てを楽しいと感じられる県だと思う人の割合	福祉保健部	こども政策課	―	-	66.6%	80.0%	73.9%	82.0%
38	認定こども園数	福祉保健部	こども政策課	179園	220園	214園	225園	225園	230園
39	保育所等の待機児童数	福祉保健部	こども政策課	63人	0人	0人	0人	0人	0人
40	放課後児童クラブ及び放課後子供教室関係者を対象とした資質向上や情報共有のための研修の実施回数(累計)	福祉保健部	こども政策課	0回	18回	18回	24回	28回	30回
41	公立学校における児童生徒1000人当たりの暴力行為発生件数	教育委員会	人権同和教育課	1.6件	0.8件	未確定(R5.10)	0．8件	未確定(R6.10)	0.8件
42	ティーム・ティーチングによる非行防止教室の開催回数	警察本部	生活安全少年課	289回	250回	249回	250回	286回	250回

※出所:第 34 回宮崎県子ども・子育て支援会議の配布資料(宮崎県ホームページ)

【改善提案】

子ども・子育て応援プラン[改定版]によれば、「PLAN（計画）」、「DO（計画実施）」、「CHECK（点検・評価）」、「ACTION（見直し）」といった「PDCAサイクル」を活用して、必要に応じた施策の改善に努める旨の記載がある。

しかし、具体的な施策の改善方法、すなわち「CHECK（点検・評価）」及び「ACTION（見直し）」をどのように進めるのかについての記載はないことから、本項において、提案することとしたい。

この「CHECK（点検・評価）」及び「ACTION（見直し）」を継続的に実施することで、事業の効果的・効率的な運営が可能になると考えることから参考にされたい。

●CHECK（点検・評価）の実施方法

- まずは、定量的な分析を行うことが重要である。すなわち、目標値と実績値の乖離状況、類似自治体との比較、経年変化の傾向、投入コストに対する成果等を定量的に把握し、分析することで、問題点を浮き上がらせることが必要である。
- 次に、定性的な分析を行う。すなわち、定量的な分析結果を踏まえて目標未達の場合の原因を究明するとともに、県民や利用者からのアンケート調査の結果等を分析し、事業に係る問題点を検討することが必要である。

●ACTION（見直し）の実施方法

- CHECK（点検・評価）での実施結果を踏まえ、改善方針を決定することが必要である。具体的には、分析結果に基づき優先すべき問題点を特定し、実現可能性を考慮して改善方針を設定することが考えられる。
- 次に、事業についての具体的な改善策を検討する。すなわち、事業内容について、事業の実施対象の見直し、実施方法の見直し、実施体制の見直し等を行う。なお、必要に応じて、事業の廃止等も併せて検討する。
- また、改善策を計画したら、成果指標の見直しも検討すべきである。指標の妥当性を再検討して、目標値の上方・下方修正や指標内容の変更の検討を行う。
- これらの内容を総括して、次年度の事業へ反映すべきである。すなわち、予算要求への反映等を行うことが重要である。

③ 個別事業に係る網羅的な検証について【意見】

【現状及び問題点】

「第 4 子育て支援事業（個別事業）に関する監査の結果及び意見」に記載のとおり、本監査の実施により、子ども・子育てに関する個別事業について、委託、補助金、指標の設定、情報公開等様々な問題点が発見されたところである。

ただし、本監査では、時間的、人的制約から、県が実施する子ども・子育てに関するすべての事業について、個別に監査を実施できたわけではない。

【改善提案】

上記のとおり、本監査では様々な問題点が発見されたことから、県においては、改めて、すべての子ども・子育て事業について同様の問題点が無いか検証を行うことが望ましい。

第4　子育て支援事業（個別事業）に関する監査の結果及び意見

1．男女共同参画センター管理運営委託費（生活・協働・男女参画課）

（1）事業概要

1）概要

（令和５年４月１日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	子育てと仕事の両立の希望が叶う環境づくり
	施策の方向性	家庭、地域及び企業における男女共同参画の推進
事業名	男女共同参画センター管理運営委託費	
事業目的	県の男女共同参画社会づくりの推進拠点として、男女共同参画に関する情報提供、啓発、相談及び交流事業を実施し、男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とした男女共同参画センターの管理・運営を行う。	
根拠法令等	公の施設に関する条例、宮崎県男女共同参画センター管理規則	
事業概要	宮崎県男女共同参画センターにおいて、男女共同参画社会づくりに関する情報提供、啓発、相談、交流事業を行う。	
開始事業年度	令和３年度	
終了事業年度 ※予定含む	令和５年度	
事業実施主体	特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構	

2）事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	34,307	34,307	34,307
最終予算額	34,307	34,307	34,307
決算額	34,307	34,307	34,307
予算実績比率	100.0%	100.0%	100.0%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	－	
委託料	34,307	管理費、事業費
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	－	
繰出金	－	
その他	－	
合計	34,307	

4）事業費の財源 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	－	
県	34,307	
その他	－	
合計	34,307	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	「男は仕事、女は家庭」というような固定的性別役割分担意識にとらわれない県民の割合		
項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
指標の目標値	75.0	75.0	75.0
指標の実績値	62.5	64.7	63.6
達成率	83%	86%	85%

6）委託料に関する事項

（単位：千円）

項目	令和３年度から令和５年度
契約件名	宮崎県男女共同参画センターの管理運営に関する基本協定書
契約方法	随意契約
予定価格	102,921
落札額（当初契約額）	102,921
落札率	100.0%
最終契約額	102,921
契約期間	令和３年４月１日から令和６年３月 31 日まで
入札参加者数・見積徴取者数	1

（2）監査の結果

監査を実施した結果、特段の指摘事項又は意見は発見されなかった。

2. 私立学校振興費補助金（一般補助）（みやざき文化振興課）

（1）事業概要

1） 概要

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	結婚前からのライフステージの展開に切れ目なく対応した支援体制づくり
	施策の方向性	子育てに係る経済的負担の軽減
事業名	私立学校振興費補助金（一般補助）	
事業目的	学校法人の経常的経費に対して補助することにより、私立学校の経営の安定化、保護者負担の軽減を図る。	
根拠法令等	私立学校振興助成法	
事業概要	国が示す単価に児童生徒数を乗じた額を補助金総額とし、その額を県が定めた配分要領に基づき、各学校に配分する。 また、令和 3 年度より、授業目的公衆送信補償金を支払う学校に対して、当該経費を加算額として全額補助している。	
開始事業年度	高等学校　:昭和 45 年度 中学校　　:昭和 47 年度 小学校　　:平成 18 年度	
終了事業年度 ※予定含む	－	
事業実施主体	私立高等学校、中学校、小学校	

2） 事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	4,034,657	4,197,418	4,378,011
最終予算額	3,827,999	4,025,605	4,147,542
決算額	3,827,998	4,020,337	4,147,540
予算実績比率	100.0%	100.0%	100.0%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	－	
委託料	－	
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	4,147,540	各学校への補助金
繰出金	－	
その他	－	
合計	4,147,540	

4）事業費の財源 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	623,036	私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）
県	3,524,504	一般財源
その他	－	
合計	4,147,540	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	－		
項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－
達成率	0%	0%	0%

6）負担金、補助金及び交付金に関する事項

（単位：千円）

項目	内容
補助金等の名称	私立高等学校等経常費助成費補助金
根拠規程等	私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）交付要綱
交付先	私立小中高等学校設置者（13 法人）
交付目的	学校法人の経常的経費に対して補助することにより、私立学校の経営の安定化、保護者負担の軽減を図る。
対象事業の概要	各学校法人の経常的経費（人件費、教育研究費）に対し、県が定めた配分要領に基づき、補助を行う。
開始年度	高等学校　：昭和 45 年度 中学校　　：昭和 47 年度 小学校　　：平成 18 年度
終期年度	－
補助金等の算出方法	国が示す単価に児童生徒数を乗じた額を補助金総額とし、その額を法人割、生徒割、教職員割、特色教育割等により、各学校に配分する。
補助対象経費	法人割…法人ごとに定額を配分

（単位：千円）

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予算額	3,827,999	4,025,605	4,147,542
決算額	3,827,998	4,020,337	4,147,540
交付件数・交付先数	13 法人	13 法人	13 法人

（2）監査の結果

① 私立学校振興費補助金の算出過程の公開について【意見】

【現状及び問題点】

私立学校振興費助成金の予算枠や配分要領は各私立学校に公表されているものの、算出過程は公開されていないため、各私立学校ではその年度の振興費助成金がいくらになるのか、その金額の決定通知が送付されるまでは知りえないことになっている。

県としては、その算出過程を公開する予定はないようであるが、私立学校側からすれば、今後、学校の経営や教育をどのように変えていけば、より多くの助成を受けることができるのかが分かりづらいことになっている。

【改善提案】

算出過程は、県内の私立学校による相対評価であるため、それを全て公開することが無理であったとしても、各私立学校に対し、経営や教育において力を入れるべきポイントの明確化になると考えられることから、各私立学校自身の算出過程における項目（定員の遵守割合、特色のある教育の実施状況等）の点数だけでも公開することが望ましい。

② 成果指標について【意見】

【現状及び問題点】

当該事業については、成果指標が設定されていない。私立学校に対し、振興費を助成することの指標を設定することは難しいことは理解できる。

しかし、県の財源が入っている以上、何らかの指標の設定が有用であると考えられる。

【改善提案】

当該私立学校振興費助成金の額は、各私立学校における定員の遵守割合や、特色のある教育の実施状況、スポーツの活躍度合いによって決められることになっているが、例えば、その点数の伸び率などを指標として設定することにより、上記の算出過程の公開とも総じて、各私立学校の取り組みの強化を促すことも望ましい。

3. 私立高等学校等就学支援金（みやざき文化振興課）

（1）事業概要

1） 概要

（令和５年４月１日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	結婚前からのライフステージの展開に切れ目なく対応した支援体制づくり
	施策の方向性	子育てに係る経済的負担の軽減
事業名	私立高等学校等就学支援金	
事業目的	私立高校生等に対して公立高校授業料相当額（低所得世帯には加算）を補助することにより、低所得世帯の教育費の負担軽減を図る。	
根拠法令等	高等学校等就学支援金の支給に関する法律 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則	
事業概要	県内の私立高等学校等の設置者に対し、対象生徒の授業料相当額を宮崎県私立高等学校等就学支援金として交付するもの。（学校設置者が在学する生徒に代わって県から受領し、学校設置者がその生徒に対して有する授業料債権の弁済の一部に充てることにより代理受領を行う。）	
開始事業年度	平成 22 年度	
終了事業年度 ※予定含む	－	
事業実施主体	私立高等学校等	

2） 事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	2,721,714	2,721,700	2,728,041
最終予算額	2,389,036	2,500,793	2,572,572
決算額	2,375,179	2,495,632	2,560,036
予算実績比率	99.4%	99.8%	99.5%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	160	事務消耗品等
委託料	－	
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	2,557,759	就学支援金、事務費交付金
繰出金	－	
その他	2,117	私立高等学校就学支援金等審査員人件費
合計	2,560,036	

4）事業費の財源 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	2,536,423	令和５年度高等学校等就学支援金交付金 令和５年度高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援） 令和５年度高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援） 令和５年度高等学校等就学支援金事務費交付金
県	23,613	一般財源
その他	－	
合計	2,560,036	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	法令義務のため指標の設定なし		
項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－
達成率	0%	0%	0%

6）負担金、補助金及び交付金に関する事項

（単位：千円）

項目	内容
補助金等の名称	① 宮崎県私立高等学校等就学支援金 ② 宮崎県私立高等学校等事務費交付金
根拠規程等	① 宮崎県私立高等学校等就学支援金交付要綱 ① 宮崎県私立高等学校等就学支援金に関する取扱要領 ② 宮崎県私立高等学校等事務費交付金交付要綱
交付先	① 県内の私立高等学校等の設置者（代理受領） ② 県内の私立高等学校等の設置者
交付目的	① 私立高校生等に対して授業料相当額を補助することにより、教育に係る経済的負担の軽減を図る。 ② 高等学校等就学支援金に関する事務の円滑な実施を図る。
対象事業の概要	① 県内の私立高等学校等の設置者に対し、対象生徒の授業料相当額を宮崎県私立高等学校等就学支援金として交付する。（学校設置者が在学する生徒に代わって県から受領し、学校設置者がその生徒に対して有する授業料債権の弁済の一部に充てることにより代理受領を行う。） ② 就学支援金対象校に対し、就学支援金に関する事務に要する費用（人件費、需用費、役務費等）を交付する。
開始年度	平成 22 年度
終期年度	－
補助金等の算出方法	① 生徒ごとに保護者等の所得に応じて支給額の認定を行い、その合計を学校に交付する。 1 高等学校等就学支援金（法定）［国 10/10］※通常の高校生 世帯年収約 590 万～910 万円程度…月額 9,900 円（加算なし） 世帯年収約 590 万円満程度…月額 33,000 円（加算あり）

	2　学び直し[国 10/10]※中途退学した後再入学した生徒 世帯年収約 590 万～910 万円程度…月額 9,900 円(加算なし) 世帯年収約 590 万円未満程度…月額 24,750 円(加算あり) 3　知事特認[県 10/10]※留年生等 世帯年収約 590 万～910 万円程度…月額 9,900 円(加算なし) 世帯年収約 590 万円未満程度…月額 24,750 円(加算あり) 4　専攻科の生徒への支援[国 1/2、県 1/2]※専攻科の生徒 住民税非課税世帯…月額 35,600 円(区分1) 非課税に準ずる世帯…月額 17,800 円(区分2) (注意)全日制定額授業料の場合。いずれも授業料上限。1、2、4は家計急変支援制度あり。 ②　基準額と実支出額のいずれか少ない額を交付する。(千円未満切捨) 基準額:次の⑴～⑶の合計額 ⑴就学支援金の受給資格の認定を受けた者の数に別に定めた額を乗じた額 ⑵支給対象高等学校等の数に別に定めた額を乗じた額 ⑶その他、就学支援金に関する事務の執行に必要な経費として知事が認める経費 ※別に定めた額は国の配分通知の金額としている。
補助対象経費	①　授業料 ②　就学支援金事務に要する次の経費。時間外勤務手当、共済費(賃金に係る社会保険料)、賃金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費及び光熱水費)、役務費(通信運搬費、保管料及び手数料)、委託料、使用料及び賃借料、その他就学支援金に関する事務の執行に必要な経費として知事が認める経費

(単位:千円)

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予算額	2,387,116	2,498,848	2,570,185
決算額	2,373,270	2,493,701	2,557,758
交付件数・交付先数	①　21 法人 22 校 (7,779 人) ②　12 法人	①　23 法人 24 校 (8,280 人) ②　12 法人	①　21 法人 22 校 (8,509 人) ②　12 法人

（2）監査の結果

① 事務費交付金について【意見】

【現状及び問題点】

私立高等学校等就学支援金の支給は、支給対象高等学校等の設置者が、受給権者に代わって就学支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てることをもって行われるため、保護者は各学校に手続きに必要な書類を提出し、各学校は県より支払いを受けた就学支援金を授業料に充てる事務処理を行うことになる。

そのため、各学校の事務担当者における手間や事務処理のための事務用品等を考慮し、各学校に対し事務費交付金が支給される。各学校に対して支給する事務費交付金は、その交付要綱にその対象となるものが指定されており、一つ一つの交付内容は特に問題となる支給はない。

ただし、各学校により請求する内容が異なっているため、各学校への支給額を全体で俯瞰してみれば、各学校の就学支援金の対象人数と整合しておらず、本当に事務費交付金の趣旨に沿っているのか疑問である。

【改善提案】

県は、事務費交付金の支給する趣旨に鑑み、各学校への事務費交付金の公平性も考慮した上で、支給額を検討することが望ましい。例えば、各学校における事務費交付金と就学支援金の対象人数は概ね比例関係にあると考えられることから、そのような観点から検証を行い、過大又は過小な支給がないか検討することが考えられる。

② 事務費交付金に係る消費税控除について【意見】

【現状及び問題点】

通常、補助金の交付対象に需用費等がある場合には、補助金の交付を受けた事業者は、補助金に係る消費税について仕入税額控除を受けた際は、控除額に含まれる補助金額が事業者に重複して交付されることになるため、予め控除して請求するか、事後的に返還する必要がある。

しかし、当該就学支援金に係る事務費交付金については、交付要綱にも上記の消費税に係る記載はないことから、税込みの金額で交付がされ、事後的な返還も行われていない。

【改善提案】

学校法人によっては消費税の課税事業者となっている学校もあると考えられることから、私立学校が課税事業者に該当しているかを確かめたうえで、課税事業者である場合には他の補助金と同じような消費税に係る取扱いを行うことが望ましい。

③ 就学支援金の県独自の上乗せ措置について【意見】

【現状及び問題点】

都道府県の中には、文部科学省が定めた就学支援金による支援のほかに、県独自の上乗せ措置を行っている県もある。

県においても、“各学年 4～6 月の就学支援金の認定が「加算なし」又は「所得制限」であった生徒が 7 月の認定で「加算あり」になった場合、4～6 月の授業料について同水準まで減免する（県負担 2/3、学校負担 1/3）。”という措置はある。

しかし、隣県である鹿児島県では、生活保護世帯や住民税非課税世帯等を対象とした上乗せ支援を行っている。また、大分県では、年収 590 万円を超えている世帯についても一定の支援を行っている。これらは、県の上乗せ措置に比較してより拡充された内容であると考えられる。

【改善提案】

予算の問題はあるものの、昨今では、私立学校においては県を跨いで学校を選択する生徒もいると考えられる。よって、県は、他の都道府県の事例を参考にしながら、生活保護世帯等に対する上乗せ支援を行う等より拡充した制度を検討することが望ましい。

4. 私立高等学校等奨学給付金（みやざき文化振興課）

（1）事業概要

1） 概要

（令和５年４月１日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	結婚前からのライフステージの展開に切れ目なく対応した支援体制づくり
	施策の方向性	子育てに係る経済的負担の軽減
事業名	私立高等学校等奨学給付金	
事業目的	私立高校生等の授業料以外の教育費に対して補助することにより、生活困窮世帯の教育費の負担軽減を図る。	
根拠法令等	－	
事業概要	生活困窮世帯（住民税所得割額非課税世帯及び生活保護受給世帯）に対し、国の定める単価に準じて、授業料以外の教育費負担軽減のための補助を行う。	
開始事業年度	平成 26 年度	
終了事業年度 ※予定含む	－	
事業実施主体	県	

2） 事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	229,840	236,842	255,320
最終予算額	209,592	213,129	209,774
決算額	204,550	210,723	208,724
予算実績比率	97.6%	98.9%	99.5%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	－	
委託料	－	
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	－	
繰出金	－	
その他	208,724	
合計	208,724	

4）事業費の財源 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	69,574	高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）
県	139,150	一般財源
その他	－	
合計	208,724	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	－		
項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－
達成率	0%	0%	0%

（2）監査の結果

① 私立高等学校等奨学給付金算定のシステム化について【意見】

【現状及び問題点】

高等学校等就学支援金については、「e-Shien」（高等学校等就学支援金オンライン申請システム）というシステムが文部科学省主導で構築され、各学校の事務担当者はその「e-Shien」にログインしたうえで事務処理を行っている。

しかし、私立高等学校等奨学給付金については、同じように各学校の事務担当者が事務処理を行っているものの、何のシステム化も行われていないため相当な手間がかかっている、とのことである。

【改善提案】

当該事業については、高等学校等就学支援金と同様、事業終了年度も定められておらず、この奨学給付金も今後も継続的に実務は続いていくと考えられる。

よって、県は、事務担当者の手間を軽減するためにシステム化を推進すること、又は、「e-Shien」と同様に全国的に統一的なシステムの構築へ向けて国へ要望することが望ましい。

5. 私立専門学校授業料等減免事業（みやざき文化振興課）

（1）事業概要

1） 概要

（令和５年４月１日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	結婚前からのライフステージの展開に切れ目なく対応した支援体制づくり
	施策の方向性	子育てに係る経済的負担の軽減
事業名	私立専門学校授業料等減免事業	
事業目的	私立専門学校が行う授業料等（入学金を含む。）減免に要する費用を補助することにより、修学に係る経済的負担の軽減を図る。	
根拠法令等	大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）	
事業概要	住民税所得割非課税世帯、それに準ずる世帯及び住民税所得割中間層における多子世帯並びに理工農系学科に所属する生徒を対象に、私立専門学校の授業料等減免（上限額は授業料が 59 万円、入学金が 16 万円）に対する補助を行う。	
開始事業年度	令和２年度	
終了事業年度 ※予定含む	－	
事業実施主体	専門学校（授業料等減免）、県（その他）	

2） 事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	525,398	417,275	417,311
最終予算額	266,235	328,715	313,189
決算額	261,063	327,666	311,070
予算実績比率	98.1%	99.7%	99.3%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	－	
委託料	－	
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	308,606	私立専門学校授業料等減免補助金
繰出金	－	
その他	2,464	私学教育費事務支援員人件費
合計	311,070	

4）事業費の財源 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	154,303	授業料減免費負担金
県	156,767	一般財源
その他	－	
合計	311,070	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	－		
項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－
達成率	0%	0%	0%

6）負担金、補助金及び交付金に関する事項

（単位：千円）

項目	内容
補助金等の名称	宮崎県私立専門学校授業料等減免補助金
根拠規程等	宮崎県私立専門学校授業料等減免補助金交付要綱
交付先	私立専門学校設置者
交付目的	大学等における修学の支援に関する法律第 2 条第 1 項の大学等のうち、専門課程を置く私立専修学校の生徒の経済的負担を軽減するため、私立専門学校の設置者に対し、補助金を交付する。
対象事業の概要	住民税所得割非課税世帯、それに準ずる世帯及び住民税所得割中間層における多子世帯並びに理工農系学科に所属する生徒を対象に、私立専門学校の授業料等減免（上限額は授業料が 59 万円、入学金が 16 万円）に対する補助を行う。
開始年度	令和 2 年度
終期年度	－
補助金等の算出方法	学業要件と所得要件を満たす児童生徒について、学校設置者が法律に基づく所得区分に応じた授業料減免を行った額について、学校設置者に補助を行う。
補助対象経費	授業料等減免額

（単位：千円）

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予算額	264,000	326,432	310,546
決算額	258,894	325,386	308,606
交付件数・交付先数	14 団体（22 校）	14 団体（24 校）	14 団体（24 校）

（2）監査の結果

監査を実施した結果、特段の指摘事項又は意見は発見されなかった。

6. 人権啓発推進強化事業（人権同和対策課）

（1）事業概要

1） 概要

（令和５年４月１日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	子どもの育ちと子育てをやさしく包む社会づくり
	施策の方向性	子どもの人権擁護と人権教育の推進
事業名	人権啓発推進強化事業	
事業目的	同和問題をはじめとする様々な人権問題について、県民が正しい理解と認識を深め人権意識の高揚と差別意識の解消を図るため、多様な手法を駆使して、県内全域あらゆる世代を対象に、県民運動として人権啓発事業を展開しようとするものである。	
根拠法令等	－	
事業概要	大学・NPO・企業等の様々な団体と連携し、それぞれの団体の特性を生かした多様な人権啓発事業を展開。人権啓発強調月間（8月）における啓発活動。人権週間（12 月 4 日～10 日）における啓発活動。ふれあい映画祭。人権に関する作品募集。	
開始事業年度	令和３年度	
終了事業年度 ※予定含む	令和５年度	
事業実施主体	県	

2） 事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	24,814	24,814	24,814
最終予算額	24,344	22,699	22,363
決算額	24,344	22,699	22,363
予算実績比率	100.0%	100.0%	100.0%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	－	
委託料	22,363	宮崎県人権啓発推進協議会へ業務委託
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	－	
繰出金	－	
その他	－	
合計	22,363	

4）事業費の財源 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	10,445	法務省人権啓発活動地方委託事業
県	11,918	
その他	－	
合計	22,363	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	「宮崎県県民意識調査」において、宮崎県は人権が尊重されていると思う人の割合		
項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
指標の目標値	48.9	50.0	51.1
指標の実績値	49.3	46.7	46.1
達成率	101%	93%	90%

6）委託料に関する事項

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
契約件名	令和３年度人権・同和問題啓発推進事業に係る業務委託	令和４年度人権・同和問題啓発推進事業に係る業務委託	令和５年度人権・同和問題啓発推進事業に係る業務委託
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
予定価格	24,344	22,699	22,363
落札額（当初契約額）	24,344	22,699	22,363
落札率	100.0%	100.0%	100.0%
最終契約額	24,344	22,699	22,363
契約期間	令和３年５月 17 日から令和４年３月 31 日	令和４年４月 21 日から令和５年３月 31 日	令和５年５月 12 日から令和６年３月 31 日
入札参加者数・見積徴取者数	1	1	1

（2）監査の結果

監査を実施した結果、特段の指摘事項又は意見は発見されなかった。

7. 発達障害者支援センター運営事業（障がい福祉課）

（1）事業概要

1） 概要

（令和５年４月１日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	子どもの育ちと子育てをやさしく包む社会づくり
	施策の方向性	子どもと家庭の福祉の推進
事業名	発達障害者支援センター運営事業	
事業目的	発達障がい者（児を含む。以下同じ。）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障がい者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導・助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障がい者に対する総合的な支援を行う。	
根拠法令等	発達障害者支援法、地域生活支援事業費補助金交付要綱	
事業概要	発達障害者支援センターを宮崎市、都城市、延岡市の3ヶ所に設置し、自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の発達障がい者及びその家族に対し、相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発・研修を実施する。	
開始事業年度	平成 15 年度	
終了事業年度 ※予定含む	－	
事業実施主体	県	

2） 事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	59,624	59,624	59,624
最終予算額	59,624	59,624	103,418
決算額	59,624	59,624	88,039
予算実績比率	100.0%	100.0%	85.1%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	－	
委託料	65,587	発達障害者支援センター運営経費
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	－	
繰出金	－	
その他	22,452	修正申告に伴い発生した消費税額の補償
合計	88,039	

4）事業費の財源 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	23,367	
県	64,672	
その他	－	
合計	88,039	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	－		
項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－
達成率	0%	0%	0%

6）委託料に関する事項

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
契約件名	発達障害者等支援事業	発達障害者等支援事業	発達障害者等支援事業
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
予定価格	72,063	71,497	71,497
落札額（当初契約額）	72,063	71,497	71,497

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
落札率	100.0%	100.0%	100.0%
最終契約額	72,063	71,497	78,647
契約期間	R3.4.1～R4.3.31	R4.4.1～R5.3.31	R5.4.1～R6.3.31
入札参加者数・見積徴取者数	1	1	1

（2）監査の結果

① アウトリーチ型の施策の検討について【意見】

【現状及び問題点】

本事業は、発達障害者支援センターを宮崎市、都城市、延岡市の３ヶ所に設置し、発達障がい者及びその家族に対し、相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発・研修を実施するものである。発達障がいについては、早期に発見し適切な支援に繋がっていくことが、障がいを持つ人の生きづらさの解消や二次的障害の予防につながることの理解が広まってきており、本事業もその一端を担っている。

県の障害児施設給付費事業（事業８）も近年事業費が増加傾向にあり、早期発見早期支援が浸透してきた結果とのことである。

ところで、監査人補助者も発達障がいを持つ子供の親であるが、宮崎県発達障害者支援センターの存在は今回初めて知ることとなった。また、発達障がいの子どもを持つ親からすると、日常的に一緒にいることからくる慣れからか、親特有のバイアスがあるからか、子どもの発達障がいに気づきにくいものである。親に発達障がいに対する広い知識と適切な専門家との相談を求めるのは本来的に難しい分野である。発達障がいの早期発見には、この分野に知見のある保育士など子どもと日常的に接する第三者の存在が欠かせない。

本事業は、数多くの相談支援や依頼を受けた際の講師派遣、相談を受けた際の幼稚園、保育園での観察、相談を行っているが、いずれも頼まれて行うもので受動的と言える。保育園や幼稚園に子供を通わせていない家庭や、発達障がいに理解のある保育士等がいない保育園等では本来支援が必要な児童がむしろ見過ごされている可能性がある。

【改善提案】

県は、幼稚園・保育園に子どもを通わせていない家庭や、講演依頼や園児の観察などの依頼がない幼稚園や保育園などへの積極的な普及啓発活動も施策の一つとすることが望ましい。また、本事業には達成すべき指標が設定されていないが、本来支援が必要であるにもかかわらず見過ごされてきた児童をどれだけ早期発見早期支援に繋げて行けるかを達成すべき指標または目標に定めて事業を評価することが望ましい。

8. 障がい児施設給付費事業（障がい福祉課）

（1）事業概要

1） 概要

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	子どもの育ちと子育てを優しく包む社会づくり
	施策の方向性	子どもと家庭の福祉の推進
事業名	障がい児施設給付費事業	
事業目的	障害児入所施設等に入所している障がい児に対し、障害児入所給付費等の支援を行う。	
根拠法令等	児童福祉法、障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱	
事業概要	福祉型障害児入所施設（4 施設）、医療型障害児入所施設（4 施設）、その他県外施設等に対し、給付費等を支給する（国 1/2、県 1/2） 通所サービスに係る給付費等については、実施主体である市町村に対し、法定の県負担分を交付する。	
開始事業年度	平成 19 年度	
終了事業年度 ※予定含む	－	
事業実施主体	県、市町村	

2） 事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	2,311,325	2,351,518	2,577,047
最終予算額	2,175,608	2,301,518	2,595,371
決算額	2,175,607	2,257,377	2,522,445
予算実績比率	100.0%	98.1%	97.2%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	－	
委託料	－	
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	2,004,599	
繰出金	－	
その他	517,846	
合計	2,522,445	

4）事業費の財源 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	258,078	
県	2,262,677	
その他	1,690	
合計	2,522,445	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	－		
項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－
達成率	0%	0%	0%

6）負担金、補助金及び交付金に関する事項

（単位：千円）

項目	内容
補助金等の名称	宮崎県障がい児通所給付費（措置費）等県負担金及び障がい児通所医療費等県負担金

項目	内容
根拠規程等	児童福祉法、障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱 宮崎県障がい児通所給付費（措置費）等県負担金及び障がい児通所医療費等県負担金交付要綱
交付先	市町村
交付目的	障害児入所施設等における児童等の入所後又は委託後の保護に必要な費用の負担及び障害児が障害児入所施設等において受けた指定通所支援等に要する費用の負担を行うことにより障がい児の福祉の向上を図る。
対象事業の概要	市町村が、障害児通所支援及び障害児相談支援に係る給付費等の支給が必要と認めた在宅の障がい児に対し、やむを得ない事由による措置費（障害児通所支援）、障害児通所給付費等、障害児相談支援給付費等を支給するもの。 なお、これらの給付は、児童福祉法に基づく法定給付であり、負担割合は国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 と定められている。
開始年度	平成 19 年度
終期年度	－
補助金等の算出方法	基準額と対象経費の実支出額から寄附金その他の収入の額を控除した額とを比較して少ない方の額に 4 分の 1 を乗じて得た額（1円未満の端数を生じた場合は切り捨て）
補助対象経費	障がい児通所給付費（措置費）等県負担金 やむを得ない事由による措置費、障がい児通所給付費、特例障がい児通所給付費、高額障がい児通所給付費、障がい児相談支援給付費、特例障がい児相談支援給付費 障がい児通所医療費等 やむを得ない事由による措置医療費、肢体不自由児通所医療費

（単位：千円）

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予算額	1,737,265	1,791,882	1,960,176
決算額	1,580,655	1,723,677	1,984,632
交付件数・交付先数	23	23	23

（2）監査の結果

監査を実施した結果、特段の指摘事項又は意見は発見されなかった。

9. 介護給付・訓練等給付費事業（障がい福祉課）

（1）事業概要

1） 概要

（令和５年４月１日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	子どもの育ちと子育てを優しく包む社会づくり
	施策の方向性	子どもと家庭の福祉の推進
事業名	介護給付・訓練等給付費事業	
事業目的	障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	
事業概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき支給される自立支援給付について、その一部を負担する。	
開始事業年度	平成 18 年度	
終了事業年度 ※予定含む	－	
事業実施主体	市町村	

2） 事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	7,059,209	7,059,209	7,514,179
最終予算額	6,721,209	7,084,000	7,298,567
決算額	6,720,743	7,083,624	7,298,567
予算実績比率	99.99%	99.99%	100.0%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	－	
委託料	－	
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	7,298,567	自立支援給付に係る市町村への負担金
繰出金	－	
その他	－	
合計	7,298,567	

4）事業費の財源 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	－	
県	7,298,567	自立支援給付に係る市町村への負担金
その他	－	
合計	7,298,567	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	－		
項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－
達成率	0%	0%	0%

6）負担金、補助金及び交付金に関する事項

（単位：千円）

項目	内容
補助金等の名称	宮崎県障がい者自立支援給付費負担金
根拠規程等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、宮崎県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱
交付先	市町村
交付目的	障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
対象事業の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき支給される自立支援給付について、その一部を負担する。
開始年度	平成 18 年度
終期年度	－
補助金等の算出方法	基準額と対象経費の実支出額から寄付金その他の収入の額を控除した額とを比較し、少ない方の額に4分の1を乗じて得た額（1円未満の端数を生じた場合は切り捨て）
補助対象経費	障がい福祉サービス費等、相談支援給付費等、補装具費、高額障がい福祉サービス等給付費、やむを得ない事由による措置

（単位：千円）

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予算額	7,059,209	7,059,209	7,514,179
決算額	6,720,743	7,083,624	7,298,567
交付件数・交付先数	26	26	26

（2）監査の結果

監査を実施した結果、特段の指摘事項又は意見は発見されなかった。

10. 特別障害者手当等給付費（障がい福祉課）

（1）事業概要

1） 概要

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

<table>
<tr><td rowspan="2">第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類</td><td>基本目標</td><td>子どもの育ちと子育てをやさしく包む社会づくり</td></tr>
<tr><td>施策の方向性</td><td>子どもと家庭の福祉の推進</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">特別障害者手当等給付費</td></tr>
<tr><td>事業目的</td><td colspan="2">日常生活において常時特別の介護を必要とする障がい者に対し、手当を支給することにより、障がい児（者）の福祉の向上を図る。</td></tr>
<tr><td>根拠法令等</td><td colspan="2">特別障害者手当等の支給に関する法律
特別障害者手当制度の創設について（昭和 60 年 12 月 28 日次官通知）</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="2">(1)各手当の概要
① 特別障害者手当
20 才以上であって、政令で定める程度の著しく重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者に支給。
② 障害児福祉手当
障がい児のうち、政令で定める程度の重度の障がいの状態にあるため日常生活において常時の介護を必要とする者に支給。
③ 経過措置による福祉手当
次のいずれにも該当する者に対して支給されるものであること。
1） 昭和 61 年 3 月 31 日において 20 才以上であること。
2） 昭和 61 年 4 月 1 日において従前の福祉手当の受給資格を有すること。

(2)支給月額（令和 5 年度）
特別障害者手当 27,980 円
障害児福祉手当 15,220 円
福祉手当（経過措置分）15,220 円
(3)国及び県の負担金（補助率）
市：国 3/4 市 1/4
町村：国 3/4 県 1/4</td></tr>
<tr><td>開始事業年度</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>終了事業年度
※予定含む</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>事業実施主体</td><td colspan="2">県、市町村</td></tr>
</table>

2）事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	64,501	64,258	66,701
最終予算額	64,101	66,531	71,983
決算額	62,805	65,722	71,145
予算実績比率	98.0%	98.8%	98.8%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	31	
委託料	－	
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	－	
繰出金	－	
その他	71,114	
合計	71,145	

4）事業費の財源 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	52,997	
県	18,148	
その他	－	
合計	71,145	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	－		
項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－
達成率	0%	0%	0%

（2）監査の結果

監査を実施した結果、特段の指摘事項又は意見は発見されなかった。

11. 重度障がい者（児）医療費公費負担事業（障がい福祉課）

（1）事業概要

1） 概要

（令和５年４月１日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	子どもの育ちと子育てをやさしく包む社会づくり
	施策の方向性	子どもと家庭の福祉の推進
事業名	重度障がい者（児）医療費公費負担事業	
事業目的	重度障がい者（児）の保健と福祉の増進を図ることを目的としたもの	
根拠法令等	－	
事業概要	重度障がい者（児）の疾病又は負傷について医療費助成事業を行う市町村に対し、補助金を交付する（県補助率 1/2）	
開始事業年度	昭和 50 年度	
終了事業年度 ※予定含む	－	
事業実施主体	市町村	

2） 事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	1,207,230	1,221,157	1,245,079
最終予算額	1,200,630	1,221,157	1,250,439
決算額	1,132,654	1,113,905	1,185,118
予算実績比率	94.3%	91.2%	94.8%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	－	
委託料	－	
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	1,185,118	
繰出金	－	
その他	－	
合計	1,185,118	

4）事業費の財源 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	－	
県	1,185,118	
その他	－	
合計	1,185,118	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	－		
項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－
達成率	0%	0%	0%

6）負担金、補助金及び交付金に関する事項

（単位：千円）

項目	内容
補助金等の名称	重度障がい者（児）医療費公費負担事業補助金
根拠規程等	重度障がい者（児）医療費公費負担事業補助金交付要綱
交付先	市町村
交付目的	重度障がい者（児）の疾病又は負傷について医療費助成事業を行う市町村に対し、補助金を交付することで、重度障がい者（児）の保健と福祉を図るため。
対象事業の概要	重度障がい者（児）の疾病又は負傷について医療費助成事業を行う市町村に対し、補助金を交付する（県補助率 1/2）
開始年度	昭和 50 年度
終期年度	－
補助金等の算出方法	1　入院、外来の区分ごとに次の算式により算定した額の合計額。 A－（B＋C）－D A：重度障がい者（児）の一部負担金の年間合計額 B：社会保険各法による高額療養費及び附加給付額の年間合計額 C：入院については、1人当たり月額控除単価 1,000 円に月受診者数を乗じて得た額の年間合計額。 外来については、調剤を除き、1診療報酬明細書につき 500 円の自己負担額の年間合計額。 ただし、上記金額を超えて1人当たり月額控除単価及び自己負担額を設定している市町村にあっては、その額とする。 D：65 歳以上 75 歳未満の者で、かつ、後期高齢者医療制度への移行対象者について、各市町村の移行状況に応じて別途示す額 上記 1 に定める金額に 2 分の 1 を乗じて得た金額。（1,000 円未満の端数は切り捨て）
補助対象経費	1　次の各号の条件をすべて満たす重度障がい者（児）に係る医療費の一部負担について、市町村が現物給付により助成する場合における当該助成に要する経費。 (1) 県内の市町村の区域内に住所を有する者であること。 (2) 障がいの程度が次のいずれかに該当する者 ア　身体障害者手帳1級または2級を所持する者 イ　療育手帳 A（重度）を所持する者 ウ身体障害者手帳3級と療育手帳 B1（中度）を併せて所持する者

項目	内容
	(3) 社会保険各法の規定による被保険者又は被扶養者 (4) 本人の前年の所得が老齢福祉年金に規定する額未満である者 (5) 国又は地方公共団体の負担において医療費の全額を負担されていない者 2 現物給付により助成する場合、その審査支払手数料に要する経費

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算額	1,207,230	1,221,157	1,245,079
決算額	1,132,654	1,113,905	1,185,118
交付件数・交付先数	26	26	26

（2）監査の結果

① 対象となる病状の範囲について【意見】

【現状及び問題点】

この重度障がい者（児）医療費の公費負担については、その対象となる病状の範囲が各県や各市町村で異なっているという特徴がある。

また、県においては、精神障害を有している重度障がい者に対しては医療費の公費負担をしておらず、鹿児島県や熊本県といった隣県に比して、範囲が狭いという特徴もある。

【改善提案】

住んでいる県・市町村によって、医療費の公費負担がある場合もあれば、ない場合もあるため、そのあたりについては、県は、国に対して統一的な範囲を定めるよう要望していくことが望ましい。

また、県は、近隣県と同様に精神障害を有する重度障がい者に対する助成についても検討していくことが望ましい。

② 助成額誤りに係る調査及び市町村等への指導強化について【意見】

【現状及び問題点】

令和５年度の重度障がい者（児）医療費公費負担事業補助金については、一旦、県から各市町村への助成額が確定したものの、その後、金額が誤っていたものがあった。具体的には、宮崎県後期高齢者医療広域連合において、後期高齢者医療制度加入者に対する高額介護合算療養費等について、医療保険分の自己負担額の算定誤りにより、令和 5 年度に支給した高額介護合算療養費等の一部を過大に支給していたということがあったため、その玉突きで助成額自体も誤っていたというものであった。

県は、支払処理期限の都合上、当該修正分については、令和 6 年度で処理を行っていた。

当該事案については、その経緯や原因、今後の対応、再発防止策がまとめられていたが、他に同様の事案が発生していないとは言い切れないと考えられる。

【改善提案】

県は、上記のような助成額の誤りが発生した場合、他に同じような補助事業において同様の事案が発生していないか類似案件の調査を必ず実施することが望ましい。また、今後、同様の事案が発生しないよう、各市町村等への指導を強化し、特に、再発防止策が適切に実行されているかを確認することが望ましい。

12. 健やか妊娠サポート事業（うち女性専門相談事業、妊娠総合相談支援事業）（健康増進課）

（1）事業概要

1）概要

（令和５年４月１日現在）

<table>
<tr><td rowspan="2">第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類</td><td>基本目標</td><td>2 結婚前からのライフステージの展開に切れ目なく対応した支援体制づくり</td></tr>
<tr><td>施策の方向性</td><td>(6) 安心して結婚、妊娠、出産ができる環境の整備</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">健やか妊娠サポート事業（うち女性専門相談事業、妊娠総合相談支援事業）</td></tr>
<tr><td>事業目的</td><td colspan="2">① 女性専門相談事業：気軽に相談することのできる体制を確立することを通じて、ライフステージに応じた切れ目のない健康支援を実施する。
② 妊娠総合相談支援事業：妊娠に関する様々な課題に対応するため、妊娠相談窓口機能の充実を図り、健やかな妊娠に向けた総合的な支援を行う。</td></tr>
<tr><td>根拠法令等</td><td colspan="2">・健やか親子 21（成育医療等基本方針に基づく国民運動）
・こども家庭庁通知「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="2">① 女性専門相談事業：女性専門相談センター「スマイル」を中央保健所へ設置。思春期から更年期に至る女性を対象として、健康、妊娠、更年期障害等、女性の心身の健康に関する相談支援を行う。
② 妊娠総合相談支援事業：各保健所を相談窓口として、思いがけない妊娠等に不安を持つ方に対し、総合的に妊娠に関する相談支援を行う。併せて研修会を実施し、関係者の資質向上を図る。</td></tr>
<tr><td>開始事業年度</td><td colspan="2">① 女性専門相談事業：平成 17 年度
② 妊娠総合相談支援事業：平成 27 年度</td></tr>
<tr><td>終了事業年度
※予定含む</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>事業実施主体</td><td colspan="2">県</td></tr>
</table>

2）事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	4,992	5,433	5,401
最終予算額	4,708	5,138	5,386
決算額	4,414	4,795	4,927
予算実績比率	93.8%	93.3%	91.5%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	110	女性専門相談消耗品、教育教材
委託料	2,377	研修会実施、啓発
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	－	
繰出金	－	
その他	2,440	相談員の報酬、手当等
合計	4,927	

4）事業費の財源 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	2,463	母子保健衛生費国庫補助金
県	2,464	
その他	－	
合計	4,927	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	人工妊娠中絶率※（及び人工死産率）の低下 ※15 歳から 49 歳までの女性の人口 1000 人当たり人工妊娠中絶数		
項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
指標の目標値	低下	低下	低下
指標の実績値	7.5	6.7	6.9
達成率	達成	達成	未達成

6）委託料に関する事項

（単位：千円）

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
契約件名	女性の健康等に関する広報・啓発	女性の健康等に関する広報・啓発	女性の健康等に関する広報・啓発
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
予定価格	1,213	1,729	1,729
落札額（当初契約額）	1,212	1,726	1,728
落札率	99.9%	99.8%	99.9%
最終契約額	1,212	1,726	1,728
契約期間	R3.12.23～R4.3.25	R5.1.30～R5.3.24	R6.1.24～R6.3.25
入札参加者数・見積徴取者数	4	2	4

（単位：千円）

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
契約件名	健やか妊娠サポート事業	健やか妊娠サポート事業	健やか妊娠サポート事業
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
予定価格	746	746	746
落札額（当初契約額）	746	746	746
落札率	100.0%	100.0%	100.0%
最終契約額	746	746	746
契約期間	R3.5.1～R4.3.25	R4.5.1～R5.3.25	R5.5.1～R6.3.25
入札参加者数・見積徴取者数	1	1	1

（2）監査の結果

① 健やか妊娠サポート事業に係る事業者の選定方法について【指摘事項】

【現状及び問題点】

健やか妊娠サポート事業について、県は、次のような理由により、随意契約（1 者随契）を締結している。

＜随意契約理由＞

（理由） 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当 この委託業務は、女性の健康の保持及び望ましい妊娠・出産を推進するため、健康教育による思春期の特徴や心とからだの発達、命の大切さ、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発及び妊娠・出産に関する相談に関わる母子保健関係者の資質向上ための研修会の実施である。 これらの委託業務の実施にあたって、 （1） 健康教育実施のための講師として適切な助産師を随時確保できる体制を有すること （2） 研修会の企画実施のために妊娠・出産に関する専門的知識等を必要とすること 等の要件を満たすものである必要がある。 これらの条件を満たす団体として、一般社団法人宮崎県助産師会以外にはない。

※出所：県作成資料

たしかに、受託事業者は、上記記載の要件を満たすものと考えられる。しかし、当該要件を満たすのは、受託事業者のみと断定はできず、例えば、特定の医療機関等が受託できる可能性は否定できない。すなわち、受託事業者が唯一の契約可能事業者であることの合理的説明が欠如している。

したがって、本事業における契約を随意契約（1 者随契）とするのは適切ではない。

【指摘事項】

県は、公平性及び経済性を担保するために、本事業に係る受託事業者の選定について、競争性のある選定手続を実施すべきである。

なお、本事業については、受託者の創意工夫等を活用した事業の実施も有効と考えられるため、公募プロポーザルの実施も考えられる。

② 健やか妊娠サポート事業に係る仕様内容の明確化について【指摘事項】

【現状及び問題点】

前述のとおり、健やか妊娠サポート事業について、県は、業務委託を実施している。

当該委託に係る仕様内容については、「健やか妊娠サポート事業実施要領」（以下「本実施要領」という。）に次のような記載がある。

＜妊娠サポート事業実施要領の内容＞

健やか妊娠サポート事業実施要領

平成 29 年 4 月 1 日

宮崎県福祉保健部健康増進課

第 1 目的

命の大切さ、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発及び母子保健関係者の資質向上により、健やかな妊娠に向けた総合的なサポートを実施し、女性の健康の保持及び望ましい妊娠・出産の推進を図る。

第 2 事業の実施

本事業は、県と一般社団法人宮崎県助産師会、県教育委員会、教育機関等の関係機関との連携により実施する。

第 3 事業の内容について

(1) 健やか妊娠推進のための健康教育

1) 健康教育の実施(宮崎県助産師会)

①希望のある学校等において、生徒に対する健康教育を実施する。

②事前に学校等と連絡をとり、日程、場所及び内容の調整を行う。

2)県教育委員会との調整(健康増進課)

健康教育を効率的、効果的に実施するために県教育委員会との連絡をとり、宮崎県助産師会との調整を図る。

3) アンケートの実施及び実施報告書等の提出

事業終了後、学校等は、アンケート(様式 1)を実施し、県助産師会へ実施報告書(様式 2)及びアンケート集計結果(様式 3)を提出する。

(2)研修会

1) 母子保健関係者に対し、妊娠・出産の相談に関する研修会を開催する。

2) 研修会実施に際しては、地域の現状及び研修会後のアンケート等を分析し、より効果的な実施について検証する。

3)研修会の内容・場所・日程について、企画・運営を行う。

回数:3 回程度

場所:県内 3 か所

第 4 情報の保護及び目的外利用の禁止

本事業に関する関係者は、個人の情報保護には最大の配慮を払うとともに、本事業により知り得た情報を本事業の目的以外に利用しないものとする。

第 5 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、県と宮崎県助産師会とで、その都度協議するものとする。

附則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

※出所:県作成資料

本実施要領によれば、「健やか妊娠推進のための健康教育」や「研修会」を実施することは把握できるものの、具体的な仕様内容、例えば、健康教育の具体的内容や妊娠・出産の相談に関する研修会の具体的内容は明示されていない。このため、具体的内容は受託者である宮崎県助産師会へ丸投げしているかのような文章となっている。

仕様内容が明確でない場合、委託者と受託者の認識の齟齬が生じやすく、期待される品質の水準が不明確となる、受託者の意図と異なる内容となる、問題発生時の対応責任が不明確となる等といったリスクが生じかねない。

【指摘事項】

県は、健やか妊娠サポート事業について、仕様内容に係る十分な検討を行い、明確な記述を行うべきである。具体的には、「健やか妊娠推進のための健康教育」については、目的、健康教育としての実施事項や実施時期、対象となる学校等の選定方法や選定数等が考えられる。また、「研修会」については、目的、研修会の具体的内容、実施時期等が考えられる。

③ 相談窓口の充実化について【意見】

【現状及び問題点】

女性専門相談事業について、現状の相談日等は以下のとおりである。

項目	内容
相談場所	中央保健所(宮崎市霧島 1-1-2)
相談日	月曜日～金曜日(祝日休)
相談時間	午前 9 時 30 分～午後 3 時 30 分
相談方法	電話、面接(予約制)
相談対応者	女性専門相談員
費用	無料

これを踏まえると、相談日には土日が含まれず、また相談時間も午後 3 時 30 分までであり、就労女性が利用しづらい可能性があるとともに、夜間や休日の相談ニーズに対応できていない。また、相談方法は、電話又は面接であるため、オンライン等による相談の選択肢がない。

【改善提案】

上記を踏まえ、県は、相談窓口の充実化について検討することが望ましい。具体的には、相談時間の延長や相談曜日の拡充が考えられるが、これらの検討にあたっては、相談者のニーズを調査しつつ、検討することが望ましい。また、オンライン等による相談窓口の設置についても検討することが望ましい。県によれば、スマートフォンのメッセージアプリを活用したオンライン等による相談について検討中とのことであった。相談者の利便性や満足度の向上を目指し、導入に向けて積極的に検討されたい。

13. 安心してお産のできる体制推進事業（うち周産期母子医療センター運営事業）（健康増進課）

（1）事業概要

1） 概要

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	結婚前からのライフステージの展開に切れ目なく対応した支援体制づくり
	施策の方向性	周産期医療体制の充実
事業名	安心してお産のできる体制推進事業（うち周産期母子医療センター運営事業）	
事業目的	地域の中核病院である周産期母子医療センターに対し財政的支援を行うことにより、安心してお産が出来る体制の一層の推進を図る。	
根拠法令等	予算事業	
事業概要	周産期母子医療センターのMFICU、NICU、GCUに対する運営費を補助する。	
開始事業年度	平成 22 年度	
終了事業年度 ※予定含む	令和 7 年度	
事業実施主体	各周産期母子医療センター(事業主体 2/3、国 1/3)	

2） 事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	150,820	150,820	150,820
最終予算額	79,877	75,820	77,068
決算額	78,330	74,891	77,068
予算実績比率	98.1%	98.8%	100.0%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	－	
委託料	－	
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	77,068	（1）概要のとおり
繰出金	－	
その他	－	
合計	77,068	

4）事業費の財源 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	77,068	医療提供体制推進事業費補助金 ※医療政策課とりまとめ ※国の内示額を上限
県	－	－
その他	－	
合計	77,068	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	周産期死亡率 〔目標〕3.0 ポイント以下を維持 ※人口動態調査（厚生労働省）翌年度９月頃確定値公表		
項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
指標の目標値	3.0 ポイント維持	3.0 ポイント維持	3.0 ポイント維持
指標の実績値	2.5（R2）	2.5（R3）	2.8（R4）
達成率	100%	100%	100%

6）負担金、補助金及び交付金に関する事項

（単位：千円）

項目	内容
補助金等の名称	宮崎県周産期母子医療センター運営事業補助金（負担金）
根拠規程等	【県】 ・宮崎県周産期母子医療センター運営事業補助金交付要綱 ・地域周産期母子医療センター運営事業実施要領 【国】 ・医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 ・周産期医療対策事業等実施要綱
交付先	【補助金】 総合周産期母子医療センター（宮崎大学）、地域周産期母子医療センター（県立 3 病院、宮崎市郡医師会病院、古賀総合病院、都城医療センター） 【負担金】 地域周産期母子医療センター（県立 3 病院）
交付目的	地域において妊娠、出産から新生児に至る一貫した管理を行う周産期母子医療センターを整備し、安心して子供を産み育てることができる体制づくりの推進を図るため
対象事業の概要	周産期母子医療センターのMFICU、NICU、GCUに対する運営費を補助する。
開始年度	令和 5 年度
終期年度	令和 7 年度
補助金等の算出方法	県交付要綱第 3 条のとおり ※全額国庫補助金のため、国の内示額を上限に申請・交付
補助対象経費	別表の第1欄に定める対象経費職員（基本給、非常勤職員手当、消耗品費等）

（単位：千円）

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予算額	79,877	75,820	77,068
決算額	78,330	74,891	77,068
交付件数・交付先数	7 病院	7 病院	7 病院

（2）監査の結果

① 実績報告の確認について【意見】

【現状及び問題点】

本事業については、補助金等の交付先である各医療機関から実績報告が提出されており、県は、当該実績報告の内容確認を行っている。

事業実績書の具体的な確認方法について質問したところ、交付先が提出する経費所要額精算書、実績額明細書等の内容確認を行っているが、これらに記載された数値の正確性を検証するために会計帳簿類や領収書等の原始証憑との整合性の確認は行っていないとのことであった。

【改善提案】

会計帳簿類や原始証憑との整合性の確認を実施していない場合、補助対象外経費へ補助金が充当された場合に発見できないリスクが生じる。

よって、県は、上記のリスクを踏まえ、実績確認を慎重に行い、必要に応じて交付先へのヒアリングや会計帳簿及び原始証憑の確認等を実施することが望ましい。

なお、実績確認の方法について、全ての会計帳簿や原始証憑を確認することは費用対効果の観点から現実的ではないため、サンプルベースで確認を行う等、効率性にも留意することが望ましい。

14. 小児慢性特定疾病医療費（健康増進課）

（1）事業概要

1）概要

（令和５年４月１日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	結婚前からのライフステージの展開に切れ目なく対応した支援体制づくり
	施策の方向性	子どもの健康づくりの推進
事業名	小児慢性特定疾病医療費	
事業目的	小児慢性特定疾病児童等について、健全育成の観点から、患者家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費の自己負担分の一部を助成する。	
根拠法令等	児童福祉法	
事業概要	小児がん等治療が長期にわたり、児童の健全な育成を阻害する小児慢性特定疾病に罹患している児童に対して、治療研究を推進し、医療の確立を図り、あわせて医療保険の自己負担分の一部給付を行う。	
開始事業年度	平成 18 年度	
終了事業年度 ※予定含む	－	
事業実施主体	都道府県、指定都市、中核市及び法第 59 条の４第１項の政令で定める市	

2）事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	259,587	259,587	259,587
最終予算額	229,587	244,587	241,677
決算額	210,561	204,904	205,366
予算実績比率	91.7%	83.8%	85.0%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	－	
委託料	－	
使用料及び賃借料	－	

項目	金額	主な内容
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	－	
繰出金	－	
その他	205,366	医療費、療養費支払い、審査会人件費
合計	205,366	

4） 事業費の財源 （令和 5 年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	102,683	医療費、療養費支払い、審査会人件費
県	102,683	医療費、療養費支払い、審査会人件費
その他	－	
合計	205,366	

5） 事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	－		
項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－
達成率	0%	0%	0%

（2）監査の結果

① 治療研究のフィードバックについて【意見】

【現状及び問題点】

本事業については、上記の事業概要にも記載があるとおり、「治療研究を推進し、医療の確立を図る」という目的もある。

しかし、県は、医療機関からどのような研究に生かされたかのフィードバックを受けておらず、目的の一つが達成されていない。

【改善提案】

県は、本事業の目的の一つである治験研究について、小児慢性特定疾病でどのような情報が医療機関に提供され、それがどのような研究に生かされているのかを、定期的にフィードバックを受けることが望ましい。

15. ひなたの出逢い・子育て応援運動推進事業（こども政策課）

（1）事業概要

1） 概要

（令和５年４月１日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	1 子どもの育ちと子育てをやさしく包む社会づくり
	施策の方向性	(1) 地域の「子育て力」の強化
事業名	ひなたの出逢い・子育て応援運動推進事業	
事業目的	出逢いや子育てを応援する機運の醸成やライフステージに応じた支援を通して、希望どおりに家族を持つことができ、子育てが楽しいと感じられるみやざきづくりに資する。	
根拠法令等	－	
事業概要	(1)基盤整備プロジェクト ①応援運動推進事業 ②結婚・子育て支援ポータルサイトリニューアル・広報事業 ③出逢い・子育て環境づくり支援事業 (2)出逢い応援プロジェクト ①ライフデザイン事業 ②結婚機運醸成事業 ③ひなたのグループ婚活事業 (3)子育て応援プロジェクト ①子育て応援フェスティバル開催事業 ②子育て応援カードキャンペーン事業 ③こども知事	
開始事業年度	令和５年度	
終了事業年度 ※予定含む	令和７年度	
事業実施主体	県	

2） 事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	－	－	35,721
最終予算額	－	－	35,073
決算額	－	－	34,180
予算実績比率	0.0%	0.0%	97.5%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	123	チラシの増刷等
委託料	30,686	ライフデザイン事業実施業務委託等
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	2,801	企業及び団体への補助金
繰出金	－	
その他	570	謝金等
合計	34,180	

4）事業費の財源 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	14,340	地域少子化対策重点推進交付金
県	19,840	一般財源
その他	－	
合計	34,180	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	安心して子どもを生むことができ、子育てを楽しいと感じられる県だと思う人の割合		
項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
指標の目標値	－	－	82
指標の実績値	－	－	73.9
達成率	0%	0%	90.1%

6）委託料に関する事項

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
契約件名	－	－	令和５年度ライフデザイン事業実施業務委託 他９件
契約方法	－	－	その他
予定価格	－	－	4,570,000
落札額（当初契約額）	－	－	4,570,000

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
落札率	－	－	100.0%
最終契約額	－	－	4,570,000
契約期間	－	－	R5.10.17～R.6.3.31
入札参加者数・見積徴取者数	－	－	1

7）負担金、補助金及び交付金に関する事項

（単位：千円）

項目	内容
補助金等の名称	出逢い・子育て環境づくり支援事業費補助金
根拠規程等	出逢い・子育て環境づくり支援事業費補助金交付要綱
交付先	県内に事業所等を有する企業及び団体等
交付目的	社会全体で出逢い・子育てを応援する気運づくりを推進するため、出逢い・子育て環境づくりに資する取組を行う企業、団体等に対し補助金を交付する。
対象事業の概要	団体、企業等が自ら考えて取り組む事業であって、行政が行う出逢い・結婚・子育て支援を補完するものに対し補助金を交付するもの。ただし、企業が実施する取組は福利厚生として実施するものに限定する。
開始年度	令和５年度
終期年度	令和７年度
補助金等の算出方法	300 千円×10 団体＝3,000 千円
補助対象経費	人件費（事業実施にあたって新たに必要となるアルバイト等の雇い上げ費用）、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料賃借料、委託料

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算額	－	－	3,000
決算額	－	－	2,801
交付件数・交付先数	－	－	15

（2）監査の結果

① 業務委託契約書に添付されている別記について【指摘事項】

【現状及び問題点】

当事業の業務委託契約書に添付されている「別記1　個人情報取扱特記事項」について最新の様式ではなかったものがあった。個人情報についてその取扱いには細心の注意が求められる。また県では、当該特記事項に関して令和５年４月１日に改正を行っている。さ

らに、当該事業に係る業務委託契約書において「乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記 1 個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。」との規程がある。これらを踏まえると、個人情報について誤った取り扱いを行ってしまう可能性があり問題である。

【指摘事項】

業務委託契約書を作成するにあたり別記等の添付書類も含めて最新の様式であるか確認する必要がある。

② 当補助金事業における補助金交付申請書とその添付書類の日付の不整合について【意見】

【現状及び問題点】

当補助金事業において「令和 5 年度　出逢い・子育て環境づくり支援事業費補助金交付申請書」の提出が行われているが、当該補助金交付申請書の日付よりも添付書類である納税証明書の日付が遅いものが散見された。これは、申請受付以降の審査の過程において添付書類の再提出等のやり取りが行われている結果であるが、その経緯が不明瞭である。

【改善提案】

補助金交付申請書を受け付けた以降に添付書類を再提出させる等のやりとりがあった場合は、その経緯を残すことが望ましい。

③ 業務委託契約における成果物等の提出について【意見】

【現状及び問題点】

県は、委託事業として「令和 5 年度 「子育て応援カード」ウェブサイト保守管理業務」を行っている。当該業務委託契約の第 11 条において成果物等の提出が規定されている。具体的には、①成果報告書（別添 1）、②収支精算書（別添 2）及び③成果品（別添 3）が受託者から委託者である県に提出されている。現状の③成果品では、受託者の業務が適切に行われていたか否か判断するには十分であるとは言い難い状況にある。

【改善提案】

上記③成果品（別添 3）は、受託者がその業務を適切に行ったことを証明する書類であるとともに委託者である県は、業務委託契約書第11条に規定されているとおり受託者の業務が合格か不合格か判断する資料であり重要なものである。実際に行った業務内容が容易に把握できるよう、業務実施前と実施後の成果品を可視化し対比できる形式で提出を求める等、成果品の提出要領等についての検討が必要と考える。

16. 未来につなげる少子化対策調査事業（こども政策課）

（1）事業概要

1） 概要

（令和５年４月１日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	1 子どもの育ちと子育てをやさしく包む社会づくり
	施策の方向性	(1) 地域の「子育て力」の強化
事業名	未来につなげる少子化対策調査事業	
事業目的	合計特殊出生率が 1.8 を超えることを目指して、外部有識者を交えた研究会の開催や市町村ごとの少子化要因の見える化を図ることで、県の現状分析や今後の対策を検討し、少子化対策の再構築を図る。	
根拠法令等	－	
事業概要	① 外部有識者による研究会 外部有識者による研究会を開催し、県の少子化に関する分析や、現在の取組の検証、新たな施策の提言等を行う。 ② 少子化要因「見える化」ツールの策定 合計特殊出生率の分析を通して、市町村ごとの少子化要因「見える化」ツールを策定する。	
開始事業年度	令和５年度	
終了事業年度 ※予定含む	令和７年度	
事業実施主体	県	

2） 事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	－	－	12,539
最終予算額	－	－	12,539
決算額	－	－	11,723
予算実績比率	0%	0%	93.5%

3）事業費の内訳 （令和 5 年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	－	
委託料	10,450	研究会開催、見える化ツール策定
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	－	
繰出金	－	
その他	1,273	報償費、旅費
合計	11,723	

4）事業費の財源 （令和 5 年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	7,815	地域少子化対策重点推進交付金
県	3,908	一般財源
その他	－	
合計	11,723	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	宮崎県の合計特殊出生率（令和 8 年時点で 1.8 を目標値）		
項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
指標の目標値	－	－	1.8
指標の実績値	－	－	1.49
達成率	0%	0%	83%

6）委託料に関する事項

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
契約件名	－	－	未来につなげる少子化対策調査事業
契約方法	－	－	その他
予定価格	－	－	10,450
落札額（当初契約額）	－	－	10,450
落札率	－	－	100%
最終契約額	－	－	10,450
契約期間	－	－	R5.9.11～R6.3.19
入札参加者数・見積徴取者数	－	－	4

（２）監査の結果

監査を実施した結果、特段の指摘事項又は意見は発見されなかった。

17. ファミリー・サポート・センター事業（こども政策課）

（1）事業概要

1） 概要

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	1 子どもの育ちと子育てをやさしく包む社会づくり
	施策の方向性	(1) 地域の「子育て力」の強化
事業名	ファミリー・サポート・センター事業	
事業目的	乳幼児や小学生等の児童を子育て中の保護者等を会員とし、児童預かり等の援助を受けたい者と援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行い、育児の相互援助活動を推進する。	
根拠法令等	子ども・子育て支援法	
事業概要	子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づき、当該事業の運営等、市町村が行う事業を推進するために必要な経費の一部を負担する。	
開始事業年度	令和 3 年度	
終了事業年度 ※予定含む	令和 5 年度	
事業実施主体	県	

2） 事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	16,741	18,644	23,935
最終予算額	16,533	20,038	23,935
決算額	16,053	18,817	19,367
予算実績比率	97.1%	93.9%	80.9%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	－	
委託料	－	
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	19,367	市町村への負担金
繰出金	－	
その他	－	
合計	19,367	

4）事業費の財源 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	－	
県	19,367	一般財源
その他	－	
合計	19,367	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	ファミリー・サポート・センター利用件数の推移		
項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	21,277	23,383	23,631
達成率	0%	0%	0%

6）負担金、補助金及び交付金に関する事項

（単位：千円）

項目	内容
補助金等の名称	ファミリー・サポート・センター事業
根拠規程等	子ども・子育て支援法
交付先	市町村
交付目的	援助会員及び利用者の相互援助活動を推進することを目的とする。
対象事業の概要	当該事業を活用した援助会員及び利用者の相互援助活動に関する運営（連絡、調整）を促進するため必要な経費の一部を負担
開始年度	令和 3 年度
終期年度	令和 5 年度
補助金等の算出方法	必要経費の 1/3
補助対象経費	ファミリー・サポート・センター事業の実施に必要な経費

（単位：千円）

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予算額	16,533	20,038	23,935
決算額	16,053	18,317	19,367
交付件数・交付先数	12 市町	17 市町村	17 市町村

（2）監査の結果

① 指標における目標値の未設定について【指摘事項】

【現状及び問題点】

上記「（1）事業概要　5）事業の効果（達成すべき指標）」において目標値が設定されていなかった。事業の目標達成には、具体的な指標を設定することが不可欠である。指標は、事業の有効性を判断する基準となるものであるとともに当該指標を分析し、適切な施策を立てることで効果的な改善策を実施することを可能とするものである。当該事業における事業実施主体は市町村であるが、指標における目標値が未設定である場合、当該事業の有効性を評価することができず、また適切な改善策を実施することができず問題である。

【指摘事項】

事業の有効性の評価及び改善策の立案実施のため、指標における目標値の設定を行う必要がある。

② ファミリー・サポート・センター事業の課題について【意見】

【現状及び問題点】

ファミリー・サポート・センター事業について県へのヒアリング及び資料等の閲覧を行った結果、以下の課題があると考えられる。

Ⅰ 県におけるファミリー・サポート・センターの設置市町村数は、令和5年度末時点で県内の全市町村26のうち14 市町村であった。

Ⅱ 提供会員になるには会員登録時に講習を受けることとされているが、市町村によって実施される講習の内容や時間は異なり、特に依頼会員の子どもを預かる事についての安全面の知識等が不足している可能性を否めないと考えられる。

【改善提案】

まず、「ファミリー・サポート・センターの設置・運営に係る具体的かつ詳細な課題」、「既設置ファミリー・サポート・センターの目標の達成状況」及び「未設置市町村における未設置の具体的かつ詳細な理由」等に関して、県内における各ファミリー・サポート・センターの実態について調査及び分析を行うことが望まれる。

次に、上記調査及び分析結果に基づき、講習会開催費、会員向け交流会の開催費及び提供会員の処遇改善等に関する助成制度の拡充等の市町村等に対する追加的な支援策を検討されたい。

③ ファミリー・サポート・センターに係る補助金審査の強化について【意見】

【現状及び問題点】

県は、補助金等の額を確定する場合は、各補助金の交付要綱及び県の補助金等の交付に関する規則に基づき、補助金額及び内容について審査等を行う必要がある。

＜補助金等の交付に関する規則＞

(補助金等の額の確定等) 第 15 条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、その旨を当該補助事業者に通知する。

※出所:補助金等の交付に関する規則(昭和39年12月1日規則第49号)

県に対するヒアリング等を行った結果、「宮崎県子ども・子育て支援交付金交付要綱」に基づく提出された実績報告書及びその添付資料等の確認は行っているとのことであった。

＜宮崎県子ども・子育て支援交付金交付要綱＞

(実績報告) 第 8 条 規則第 14 条第 1 項の規定による実績報告は、実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は交付決定のあった年度の翌年

度の 4 月 10 日にいずれか早い期日までにしなければならない。 (1) 精算額調書(別表 1) (2) 事業実績書(別表 2) (3) 収支決算書(別表 3)

※出所:宮崎県子ども・子育て支援交付金交付要綱

しかし、上記(2)事業実績書(別表 2)に記載されている件数、会員数、人数等の各数値については、その基礎資料まで遡り数値の実在性、正確性等を検証するまでには至っていない。また、市町村が補助対象であり、第一義的には市町村で補助金額の確認が行われているはずであり、県が改めて基礎資料まで遡った資料まで行う必要性は高くないとの見解であった。

【改善提案】

上述のとおり、補助金の審査については、補助金額の基礎資料まで遡り数値の実在性、正確性等を検証するまでには至っていない。また、第一義的には市町村で補助金額の確認が行われているとしても、市町村で確認されたとの証跡を示す書類は、各補助金の実績報告書には添付されていない。

このため、県は、地域子ども・子育て支援事業に係る補助金について、市町村において第一義的に補助金額の基礎資料等による確認が行われているとすれば、その確認結果を添付書類として提出することを依頼する等、審査の強化を検討することが望まれる。具体的には、補助金額算出の根拠となる件数、会員数、人数等の各数値について、その基礎資料まで遡り数値の実在性、正確性等を検証するためのチェックリスト等を作成し、市町村に当該チェックリスト等で確認することを依頼することが考えられる。また、県が補助金の審査を行う際は、審査の項目、審査の要点及び審査に係る具体的な対応事項等、審査の各項目等を整理したマニュアルを作成し、審査時に活用することが考えられる。

18.「家事・育児」シェア推進事業（こども政策課）

（1）事業概要

1） 概要

（令和５年４月１日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	3 子育てと仕事の両立の希望が叶う環境づくり
	施策の方向性	(12) 子育ての喜びや楽しさを実感できる社会に向けた啓発・交流の推進
事業名	「家事・育児」シェア推進事業	
事業目的	男性の育児休業取得促進のためのセミナーや親子参加型イベントの開催により、子育ての機運を醸成し、男性の家事・育児参加を促進する。	
根拠法令等	－	
事業概要	○企業・経営者向けセミナーの開催（1回） ○パパ向けワークショップの開催（5回） ○企業連携型子育て応援イベントの開催（1回）	
開始事業年度	令和５年度	
終了事業年度 ※予定含む	令和７年度	
事業実施主体	県	

2） 事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	－	－	8,086
最終予算額	－	－	8,086
決算額	－	－	8,045
予算実績比率	0%	0%	99.5%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	－	
委託料	8,045	会場費、運営費、講師謝金、印刷費、広報費等
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	－	
繰出金	－	
その他	－	
合計	8,045	

4）事業費の財源 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	5,363	地域少子化対策重点推進交付金
県	2,682	一般財源
その他	－	
合計	8,045	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	男性の育児休業取得率 50％（令和８年度）		
項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
指標の目標値	－	－	32.0%
指標の実績値	－	－	36.4%
達成率	0%	0%	117.8%

6）委託料に関する事項

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
契約件名	－	－	「家事・育児」シェア推進事業
契約方法	－	－	随意契約
予定価格	－	－	8,045
落札額（当初契約額）	－	－	8,045
落札率	－	－	100.0%
最終契約額	－	－	8,045
契約期間	－	－	R5.9.14～R6.3.15
入札参加者数・見積徴取者数	－	－	1

（２）監査の結果

監査を実施した結果、特段の指摘事項又は意見は発見されなかった。

19. 少子化対策市町村支援事業（こども政策課）

（1）事業概要

1） 概要

（令和５年４月１日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	2 結婚前からのライフステージの展開に切れ目なく対応した支援体制づくり
	施策の方向性	(6) 安心して結婚、妊娠、出産ができる環境の整備
事業名	少子化対策市町村支援事業	
事業目的	地域の実情に応じた市町村の少子化対策の取組を支援することにより、県と市町村が連携したきめ細かな少子化対策の推進を図る。	
根拠法令等	－	
事業概要	市町村が実施する少子化対策事業に対する支援（補助） ※翌年度以降に国交付金活用につなげる。 補助率：1/2、上限：500 万円（1市町村）	
開始事業年度	令和５年度	
終了事業年度 ※予定含む	令和８年度	
事業実施主体	市町村	

2） 事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	－	－	20,000
最終予算額	－	－	6,335
決算額	－	－	3,212
予算実績比率	－	－	50.7%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	－	
委託料	－	
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	3,212	市町村(宮崎市、日南市、小林市、串間市、高千穂町)への補助
繰出金	－	
その他	－	
合計	3,212	

4）事業費の財源 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	－	
県	3,212	一般財源
その他	－	
合計	3,212	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	国交付金を活用し少子化の課題解決に取り組む市町村数（令和８年度で16自治体）		
項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
指標の目標値	－	－	16
指標の実績値	－	－	1
達成率	－	－	6.3%

6）負担金、補助金及び交付金に関する事項

（単位：千円）

項目	内容
補助金等の名称	少子化対策市町村支援事業補助金
根拠規程等	少子化対策市町村支援事業補助金交付要綱
交付先	市町村
交付目的	地域の実情に応じた市町村の少子化対策の取組を支援することにより、県と市町村が連携したきめ細かな少子化対策の推進を図る。
対象事業の概要	少子化対策に資する事業を実施する市町村に対し補助金を交付するもの。
開始年度	令和５年度
終期年度	令和８年度
補助金等の算出方法	5,000 千円×4 市町村×1/2=10,000 千円 10,000 千円×2 市町村×1/2=10,000 千円
補助対象経費	人件費（市町村職員の人件費を除く。ただし、事業の実施に伴う臨時・非常勤職員の人件費については、この限りでない。）、講師謝金、旅費、消耗品費、材料費、燃料費、備品購入費、使用料、賃借料、委託料、通信費、運搬費、修繕費（恒常的に発生する維持管理に係るものを除く。）、工事費（附帯工事費を含む。）、補助金及びその他知事が必要と認める経費

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算額	－	－	20,000
決算額	－	－	3,212
交付件数・交付先数	－	－	５市町

（2）監査の結果

監査を実施した結果、特段の指摘事項又は意見は発見されなかった。

20. みやざき結婚サポート事業（こども政策課）

（1）事業概要

1） 概要

（令和５年４月１日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	２ 結婚前からのライフステージの展開に切れ目なく対応した支援体制づくり
	施策の方向性	(6) 安心して結婚、妊娠、出産ができる環境の整備
事業名	みやざき結婚サポート事業	
事業目的	少子化の大きな要因である未婚化・晩婚化・婚姻数の減少を踏まえ、結婚を希望する独身男女に対して1対1の出会いをサポートすることにより、結婚支援の推進を図る。	
根拠法令等	－	
事業概要	1. 1 対 1 のお見合事業 県内 3 箇所（宮崎、都城、延岡）に設置した「みやざき結婚サポートセンター」の運営 2. 縁結びサポーター事業 お引合せに立ち会い男女の間を取り持ち、その背中を押すサポートを行うボランティアを養成すると伴に、サポーター研修・情報交換会の実施 3. 九州地域戦略会議次世代育成プロジェクトチーム事業 結婚・子育てに係る事業を広域的に実施するための各県負担金	
開始事業年度	令和３年度	
終了事業年度 ※予定含む	令和５年度	
事業実施主体	県	

2） 事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	61,676	35,492	35,492
最終予算額	59,416	35,492	35,010
決算額	57,929	29,697	32,957
予算実績比率	97.5%	83.7%	94.1%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	－	
委託料	32,314	みやざき結婚サポートセンターの運営委託
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	499	次世代育成 PT 負担金
繰出金	－	
その他	144	旅費
合計	32,957	

4）事業費の財源 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	21,311	地域少子化対策重点推進交付金
県	11,646	一般財源
その他	－	
合計	32,957	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	みやざき結婚サポートセンターにおける成婚数		
項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
指標の目標値	112	129	146
指標の実績値	119	136	148
達成率	106%	105%	101%

6）委託料に関する事項

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
契約件名	みやざき結婚サポートセンター運営業務外２件	みやざき結婚サポートセンター運営業務外２件	みやざき結婚サポートセンター運営業務外２件
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
予定価格	26,996,000	32,132,000	32,132,000
落札額（当初契約額）	26,996,000	32,132,000	32,132,000
落札率	100%	100%	100%
最終契約額	25,702,546	31,632,858	30,080,996
契約期間	R3.4.1～R4.3.31	R4.4.1～R5.3.31	R5.4.1～R6.3.31
入札参加者数・見積徴取者数	1	1	1

（2）監査の結果

① みやざき結婚サポートセンターが運営しているウェブサイトに記載されている情報の更新について【意見】

【現状及び問題点】

みやざき結婚サポートセンターが運営しているウェブサイトを閲覧したところ、「ご成婚者様の声」というページに「これまでの成婚数」及び「入籍された方々の日付とコメント」の記載表示があった。ここで当該「これまでの成婚数」に記載表示されている数値は、上記「(1)事業概要　5)事業の効果（達成すべき指標）」に記載されている「指標の実績値」（令和５年度実績値）と同じ数値であった。ところが、同ページには、入籍日が令和６年度のものも表示されており、公表している「これまでの成婚数」の時点を誤認させる可能性がある。

【改善提案】

当該ウェブサイト上で公表している「これまでの成婚数」については、いつ時点の情報か分かるようにするなど、分かりやすい情報提供に努めるよう検討されたい。

21. 児童手当等県負担金（こども政策課）

（1）事業概要

1） 概要

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	結婚前からのライフステージの展開に切れ目なく対応した支援体制づくり
	施策の方向性	子育て支援事業の拡充
事業名	児童手当等県負担金	
事業目的	児童を養育している者に、児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。	
根拠法令等	児童手当法	
事業概要	支給対象児童：中学校終了前までの児童 ・3 歳未満　15,000 円 ・小学校修了前の第2子まで及び中学生　10,000 円 ・小学校修了前の第3子以降　15,000 円 ・特例給付　5,000 円	
開始事業年度	昭和 46 年度	
終了事業年度 ※予定含む	－	
事業実施主体	国	

2） 事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	2,667,486	2,624,854	2,590,222
最終予算額	2,634,505	2,568,862	2,509,670
決算額	2,617,049	2,548,539	2,475,197
予算実績比率	99.3%	99.2%	98.6%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	－	
委託料	－	
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	2,475,197	市町村への負担金
繰出金	－	
その他	－	
合計	2,475,197	

4）事業費の財源 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	－	
県	2,475,197	3 歳未満：4/45、その他 1/6
その他	－	
合計	2,475,197	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	支給対象児童数（人）の推移		
項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	1,533,133	1,480,798	1,431,357
達成率	0%	0%	0%

6）負担金、補助金及び交付金に関する事項

（単位：千円）

項目	内容
補助金等の名称	児童手当等県負担金
根拠規程等	児童手当法
交付先	市町村
交付目的	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。
対象事業の概要	中学校終了前までの児童を支給対象とし、養育児童数及び年齢に応じた額を支給
開始年度	昭和 46 年度
終期年度	―
補助金等の算出方法	3 歳未満の児童に係る負担割合：4/45 その他児童に係る負担割合：1/6
補助対象経費	児童手当等に係る必要額

（単位：千円）

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予算額	2,634,505	2,568,862	2,509,670
決算額	2,617,049	2,548,539	2,475,197
交付件数・交付先数	26 市町村	26 市町村	26 市町村

（2）監査の結果

① 児童手当の寄附について【意見】

【現状及び問題点】

児童手当法第 20 条によれば、受給資格者は受け取ることのできる児童手当の寄附を申し出ることができ、その場合には、同条第 2 項にて、「市町村は、前項の規定により受けた寄附を、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するために使用しなければならない。」と使用方法についても規定されている。

県によれば、市町村から当該寄附等についての情報を得ていないとのことだが、寄附金の状況等については、定期的に把握するなどの対応が必要と考える。

【改善提案】

県は、定期的に実施する市町村事務指導監査等の機会を捉え、寄附金の受入事務及び使用状況に関する確認等について検討しておくことが望ましい。

22. 子育て支援乳幼児医療費助成事業（こども政策課）

（1）事業概要

1）概要

（令和５年４月１日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	結婚前からのライフステージの展開に切れ目なく対応した支援体制づくり
	施策の方向性	子育て支援事業の拡充
事業名	子育て支援乳幼児医療費助成事業	
事業目的	乳幼児の保護者の経済的負担を軽減するとともに乳幼児の福祉の向上を図る。	
根拠法令等	宮崎県子育て支援乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱	
事業概要	① 対象年齢…小学校入学前まで ② 自己負担額…1 診療報酬明細書 350 円（入院外 3 歳以上のみ 800 円） ③ 所得制限…入院外 3 歳以上のみあり ④ 給付方法…現物給付 ⑤ 実施主体…市町村（県 1/2）	
開始事業年度	昭和 49 年度	
終了事業年度 ※予定含む	－	
事業実施主体	市町村	

2）事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	891,290	891,290	891,290
最終予算額	891,290	780,155	891,290
決算額	741,846	682,016	799,478
予算実績比率	83.2%	87.4%	89.7%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	－	
委託料	－	

項目	金額	主な内容
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	799,478	市町村への補助金
繰出金	－	
その他	－	
合計	799,478	

4）事業費の財源 （令和 5 年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	－	
県	799,478	一般財源
その他	－	
合計	799,478	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	－		
項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－
達成率	0%	0%	0%

6）負担金、補助金及び交付金に関する事項

（単位：千円）

項目	内容
補助金等の名称	乳幼児医療費助成事業費補助金
根拠規程等	宮崎県子育て支援乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱
交付先	市町村
交付目的	乳幼児の保護者の経済的負担を軽減するとともに乳幼児の福祉の向上を図る。
対象事業の概要	①対象年齢…小学校入学前まで ②自己負担額…1 診療報酬明細書 350 円（入院外 3 歳以上のみ 800 円） ③所得制限…入院外 3 歳以上のみあり ④給付方法…現物給付 ⑤実施主体…市町村（県 1/2）

項目	内容
開始年度	昭和 49 年度
終期年度	―
補助金等の算出方法	以下の補助基準額に 2 分の 1 を乗じて得た額。 ただし、それぞれにおいて 1,000 円未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとする。 (1)医療費助成金 入院、入院外の区分ごとに次の算式により算定した額の合計額 Ａ－Ｂ－Ｃ Ａ:乳幼児の医療費に係る一部負担金の年間合計額 Ｂ:自己負担額の年間合計額 Ｃ:社会保険各法による高額療養費及び附加給付額年間合計額 (2)審査支払手数料 別に通知した1件当たりの額に件数を乗じた額
補助対象経費	保険適用分の医療費及び審査支払手数料

（単位:千円）

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予算額	891,290	891,290	891,290
決算額	741,846	682,016	799,478
交付件数・交付先数	958,282	921,671	1,059,464

(2)監査の結果

① 市町村ごとの相違について【意見】

【現状及び問題点】

当該事業では、事業概要にあるとおり、小学校入学前までの乳幼児を対象としている。小学校入学から 18 歳までの医療費については、市町村が医療費の助成を行っている。

ただし、市町村によって対象年齢や自己負担の支援の内容には相違があるため、どこに住むかによって受け得る助成に違いがあるのが現状である。

【改善提案】

広域行政を担う県としては、地域間の格差はふさわしくないと考える。

よって、県は、県民すべてに平等な助成を行うことができるよう、市町村間の格差を解消し、可能な限り均一な助成を行えるような仕組みについて検討することが望ましい。

23. 地域子育て支援拠点事業（こども政策課）

（1）事業概要

1）概要

（令和５年４月１日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	子育てと仕事の両立の希望が叶う環境づくり
	施策の方向性	子育ての喜びや楽しさを実感できる社会に向けた啓発・交流の推進
事業名	地域子育て支援拠点事業	
事業目的	地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することを目的とする。	
根拠法令等	子ども・子育て支援法	
事業概要	子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づき、市町村が行う支援拠点の運営および設置等、当該事業を推進するために必要な経費の一部を負担する。	
開始事業年度	令和３年度	
終了事業年度 ※予定含む	令和５年度	
事業実施主体	市町村	

2）事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	149,920	154,135	162,276
最終予算額	143,802	192,045	159,991
決算額	142,060	176,712	154,476
予算実績比率	98.8%	92.0%	96.6%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	－	
委託料	－	
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	

項目	金額	主な内容
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	154,476	市町村への負担金
繰出金	－	
その他	－	
合計	154,476	

4）事業費の財源 （令和 5 年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	－	
県	154,476	一般財源
その他	－	
合計	154,476	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	支援拠点設置数の推移		
項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	72	73	74
達成率	0%	0%	0%

6）負担金、補助金及び交付金に関する事項

（単位：千円）

項目	内容
補助金等の名称	地域子育て支援拠点事業
根拠規程等	子ども・子育て支援法
交付先	市町村
交付目的	地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置・運営を推進することを目的とする。
対象事業の概要	市町村が行う支援拠点の運営および設置等、当該事業を推進するために必要な経費の一部を負担
開始年度	令和 3 年度
終期年度	令和 5 年度
補助金等の算出方法	必要経費の 1/3
補助対象経費	地域子育て支援拠点事業の実施に必要な経費

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算額	143,802	192,045	159,991
決算額	142,060	176,712	154,476
交付件数・交付先数	20 市町村	20 市町村	20 市町村

（2）監査の結果

① 支援メニューについて【意見】

【現状及び問題点】

事業概要にあるとおり、支援拠点は県内に74か所ほど設置されている。支援拠点への支給額を計算している精算額調書によれば、拠点における様々な取組のメニューが想定されているものの、各拠点におけるメニューはほとんど実績が記載されていない。

【改善提案】

メニューの中には、“地域の子育て支援活動の展開を図るための取組”や“地域支援”、“利用者支援事業の実施”など、様々なメニューの欄はあるものの、そのほとんどが空欄になっており、すなわち、それらメニューの実績が無いことを意味している。このため、利用者が伸びていない拠点の要因の一つになっているとも考えられる。

子育て世帯の情報共有や、悩み相談のためにも、このような子育て支援センターの重要性がますます高まっていると考えられるため、県は、支援メニューの充実や、センターの広報活動により、利用者を増やしていくことが望ましい。

② 成果目標について【意見】

【現状及び問題点】

事業概要によれば、支援拠点設置数を成果目標にしており、目標値は設定されていないものの実績は取られている。成果指標を設定する以上は、目標値を設定することが望ましいことが当然であるが、それ以前に、支援拠点設置数を成果目標とすることには違和感がある。

【改善提案】

拠点だけ作ればよいというわけではなく、上記のような支援メニューを充実させることにより利用者数を増やすことが一番の目的であると考えられる。

そのため、県は、成果指標としては各支援拠点での利用者数を設定し、その目標と実績を管理していくことが望ましい。なお、利用者数の実績は既に統計が取られていることから、その成果目標の設定も、それほど難しいことではないと考えられる。

24. 利用者支援事業（こども政策課）

（1）事業概要

1）概要

（令和５年４月１日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	子育てと仕事の両立の希望が叶う環境づくり
	施策の方向性	質の高い幼児教育・保育等の提供
事業名	利用者支援事業	
事業目的	子ども及びその保護者、又は妊娠している方が教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう必要な支援を行うことを目的とする。	
根拠法令等	子ども・子育て支援法	
事業概要	子ども子育て支援法第 59 条に基づき、教育・保育・保健その他支援に係る情報提供及び必要に応じて相談・助言等や連絡調整を実施するにあたり必要な経費の一部を負担する。 なお、健康増進課が所掌する実施形態に関して、必要な予算の分任を受け経費負担に係る事務を一括で実施している。	
開始事業年度	令和３年度	
終了事業年度 ※予定含む	令和５年度	
事業実施主体	市町村	

2）事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	55,342	31,906	26,910
最終予算額	45,708	30,653	30,577
決算額	25,216	28,628	30,050
予算実績比率	55.2%	93.4%	98.3%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	－	
委託料	－	
使用料及び賃借料	－	

項目	金額	主な内容
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	30,050	市町村への負担金
繰出金	－	
その他	－	
合計	30,050	

4）事業費の財源 （令和 5 年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	－	
県	30,050	一般財源
その他	－	
合計	30,050	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	実施市町村数		
項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	19 市町村	21 市町村	22 市町村
達成率	0%	0%	0%

6）負担金、補助金及び交付金に関する事項

項目	内容
補助金等の名称	利用支援事業
根拠規程等	子ども・子育て支援法
交付先	市町村
交付目的	子ども及びその保護者、又は妊娠している方が教育・保育・保健等の支援を円滑に利用できるよう支援を行うことを目的とする。
対象事業の概要	本事業を実施するにあたり必要な経費の一部を負担する。
開始年度	令和 3 年度
終期年度	令和 5 年度
補助金等の算出方法	必要経費の 1/6
補助対象経費	利用者支援事業の実施に必要な経費

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算額	45,708	30,653	30,577
決算額	25,216	28,628	30,050
交付件数・交付先数	19 市町村	21 市町村	22 市町村

（2）監査の結果

① 支援メニューについて【意見】

【現状及び問題点】

個別事業№23 の「地域子育て支援拠点事業」と同様、地域の子育て支援センターにおいて、様々なメニューが想定されているものの、№23 と同様、空欄の多い拠点が多い。特に、“多言語対応”はどの拠点においても実績が記載されていなかった。

しかし、これだけ県内で働く外国人材が増えてきた現在において、外国人も安心して子育てができる環境を整備することは、喫緊の課題であるとも考えられる。

【改善提案】

“多言語対応”といっても、昨今では翻訳のための携帯アプリを活用することもできることから、必ずしも多言語に対応した人材を配置する必要はないと考えられる。

よって、県は、そのようなツールの使用も検討しながら、外国人も安心して子育てができる環境を整備することが望ましい。

② 成果目標について【意見】

【現状及び問題点】

事業概要によれば、実施市町村数を成果目標にしており、目標値は設定されていないものの実績は取られている。成果指標を設定する以上は、目標値を設定することが望ましいことが当然であるが、それ以前に、実施市町村数を成果目標とすることには違和感がある。

【改善提案】

拠点だけ作ればよいというわけではなく、№23 と同様、上記のような支援メニューを充実させることにより利用者数を増やすことが一番の目的であると考えられる。

そのため、県は、成果指標としては各支援拠点での利用者数を設定し、その目標と実績を管理していくことが望ましい。なお、利用者数の実績は既に統計が取られていることから、その成果目標の設定も、それほど難しいことではないと考えられる。

25. 子どものための教育・保育給付費事業（こども政策課）

（1）事業概要

1） 概要

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	3 子育てと仕事の両立の希望が叶う環境づくり
	施策の方向性	(13) 質の高い幼児教育・保育等の提供
事業名	子どものための教育・保育給付費	
事業目的	認定こども園、幼稚園及び保育所や小規模保育事業等を通じた共通の給付である「子どものための教育保育給付費」による財政支援により、これらの施設を利用する子どもが必要な教育・保育を受けられる環境を整備することで、児童の福祉の向上及び就学前教育の充実を図る。	
根拠法令等	子ども・子育て支援法	
事業概要	市町村が確認を行った認定こども園等の施設を、1～3 号の認定を受けた子どもが利用する場合、年齢や利用時間等に応じた給付を行う。 国：県：市町村＝2（3 号子どもは 58.23/100）：1：1	
開始事業年度	平成 27 年度	
終了事業年度 ※予定含む	－	
事業実施主体	市町村	

2） 事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	12,019,051	11,911,340	11,911,340
最終予算額	11,486,308	11,668,953	12,170,105
決算額	11,180,612	11,540,647	12,090,114
予算実績比率	97.3%	98.9%	99.3%

3） 事業費の内訳 （令和 5 年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	－	

項目	金額	主な内容
委託料	－	
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	12,090,114	市町村への交付金
繰出金	－	
その他	－	
合計	12,090,114	

4）事業費の財源 （令和 5 年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	－	
県	12,090,114	一般財源
その他	－	
合計	12,090,114	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	－		
項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－
達成率	0%	0%	0%

6）負担金、補助金及び交付金に関する事項

（単位：千円）

項目	内容
補助金等の名称	子どものための教育・保育給付費
根拠規程等	子ども・子育て支援法
交付先	市町村
交付目的	上記法令に定められた割合に応じ、交付を行う。
対象事業の概要	(1)の事業概要と同様
開始年度	平成 27 年度

項目	内容
終期年度	－
補助金等の算出方法	各施設が行った保育に係る事業を公定価格により積み上げた金額の約 1/4
補助対象経費	－

（単位：千円）

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予算額	11,486,308	11,668,953	12,170,105
決算額	11,180,611	11,540,646	12,090,113
交付件数・交付先数	宮崎市ほか 24 市町村	宮崎市ほか 24 市町村	宮崎市ほか 24 市町村

（2）監査の結果

① 市町村から提出される実績報告書の審査について【意見】

【現状及び問題点】

当該事業の実施主体は市町村であり、県は市町村から提出される実績報告書の審査を行っている。

実績報告書の審査に先立って、市町村担当者から給付費算定に当たって疑義が生じた事項等についての質問に対応することや、前年度からの変更事項や各種加算認定に当たって誤りやすい事例等について、市町村の担当者にメール等で連絡を行い、注意喚起を行っている。また、実績報告書の審査に当たっては、交付申請書との整合や必要事項についての入力が行われているかどうか等についての確認は行っているが、市町村が適用すべき加算事項やその単価等、施設への給付要件を十分に理解しているかどうかについての確認はできていない。

【改善提案】

実績報告書の審査作業は、公定価格確定からごく限られた時間で行う必要がある。仮にサンプルチェックを行うとしても、サンプルの抽出基準をどのように設定するかといった問題や、抽出からチェック完了までの十分な作業時間が確保できるかといった問題があり、現実的ではないようにも思われる。

市町村が施設への給付要件を十分に理解した上で実績報告書を作成しているかどうか、効率的・効果的に審査を行うために、例えば、市町村から照会があった事例や当年度の主要な変更点、注意喚起を行った誤りやすい事例等をチェックリスト形式に取りまとめて、市町村に自己チェックを行ってもらい、当該チェックリストを実績報告書に添付して提出を求める等の手続きを追加することが望ましい。

26. 子育て支援施設等利用給付費事業（こども政策課）

（1）事業概要

1） 概要

（令和５年４月１日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	３子育てと仕事の両立の希望が叶う環境づくり
	施策の方向性	(13) 質の高い幼児教育・保育等の提供
事業名	子育て支援施設等利用給付費事業	
事業目的	生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の重要性や、負担軽減を図る少子化対策の観点などから幼児教育・保育の無償化を行う。	
根拠法令等	子ども・子育て支援法	
事業概要	３歳から５歳の全ての子供たち（0 歳から２歳児は、住民税非課税世帯の子供たち）の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料を無償化する。	
開始事業年度	令和元年度	
終了事業年度 ※予定含む	－	
事業実施主体	市町村	

2） 事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	159,835	133,341	133,341
最終予算額	91,148	87,972	87,909
決算額	91,143	87,972	87,908
予算実績比率	100.0%	100.0%	100.0%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	－	
委託料	－	
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	87,908	市町村への交付金
繰出金	－	
その他	－	
合計	87,908	

4）事業費の財源 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	－	
県	87,908	一般財源
その他	－	
合計	87,908	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	－		
項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－
達成率	0%	0%	0%

6）負担金、補助金及び交付金に関する事項

（単位：千円）

項目	内容
補助金等の名称	子育て支援施設等利用給付費
根拠規程等	子ども・子育て支援法
交付先	市町村

項目	内容
交付目的	上記法令に定められた割合に応じ、交付を行う。
対象事業の概要	(1)の事業概要と同様
開始年度	令和元年度
終期年度	―
補助金等の算出方法	法令で定める額を上限とした市町村から請求のあった金額の 1/4
補助対象経費	―

（単位：千円）

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予算額	91,148	87,972	87,909
決算額	91,143	87,971	87,908
交付件数・交付先数	宮崎市ほか 19 市町	宮崎市ほか 21 市町	宮崎市ほか 21 市町

（2）監査の結果

① 市町村から提出される実績報告書の審査について【意見】

【現状及び問題点】

当該事業の実施主体は市町村であり、県は市町村から提出される実績報告書の審査を行っている。

実績報告書の審査に先立って、市町村担当者から給付費算定に当たって疑義が生じた事項等についての質問に対応することや、前年度からの変更事項等について、市町村の担当者にメール等で連絡する等によって注意喚起を行っている。しかし、実績報告書の審査に当たっては、交付申請書との整合性や必要事項についての入力が行われているかどうか等についての確認は行っているが、市町村が施設への給付要件を十分に理解しているかどうかについての確認までは行われていない。

【改善提案】

実績報告書の審査作業は、市町村から提出された後、ごく限られた時間で行う必要がある。仮にサンプルチェックを行うとしても、サンプルの抽出基準をどのように設定するかといった問題や、抽出からチェック完了までの十分な作業時間が確保できるかといった問題があり、現実的ではないようにも思われる。

市町村が施設への給付要件を十分に理解した上で実績報告書を作成しているかどうか、効率的・効果的に審査を行うために、例えば、市町村から照会があった事例や当年度の主要な変更点等をチェックリスト形式に取りまとめて、市町村に自己チェックを行ってもらい、当該チェックリストを実績報告書に添付して提出を求める等の手続きを追加することが望ましい。

27. 幼児教育の質の向上のための環境整備事業（こども政策課）

（1）事業概要

1） 概要

（令和５年４月１日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	子育てと仕事の両立の希望が叶う環境づくり
	施策の方向性	質の高い幼児教育・保育等の提供
事業名	幼児教育の質の向上のための環境整備事業	
事業目的	幼児教育の質の向上のため、環境整備を行うことにより、質の高い環境で子どもを安心して育てることができる体制を整備することを目的とする。	
根拠法令等	教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）交付要綱	
事業概要	教育の質の向上に必要な、認定こども園及び幼稚園における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の整備に要する経費の一部を補助する。	
開始事業年度	平成 27 年度	
終了事業年度 ※予定含む	－	
事業実施主体	県	

2） 事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	103,436	81,936	59,936
最終予算額	54,666	35,141	14,795
決算額	38,956	32,780	13,330
予算実績比率	71.3%	93.3%	90.1%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	－	
委託料	－	
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	13,330	社会福祉法人等への補助金
繰出金	－	
その他	－	
合計	13,330	

4）事業費の財源 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	13,330	
県	－	
その他	－	
合計	13,330	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	毎年度 105 園の活用を想定して事業を実施している。		
項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
指標の目標値	105	105	105
指標の実績値	90	91	93
達成率	86%	87%	89%

6）負担金、補助金及び交付金に関する事項

（単位：千円）

項目	内容
補助金等の名称	宮崎県教育支援体制整備事業費交付金（遊具等環境整備事業）
根拠規程等	教育支援体制整備事業費交付金交付要綱
交付先	幼稚園、幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園（学校法人立及び社会福祉法人立）
交付目的	幼児教育の質の向上のため環境の緊急整備を行うことにより、質の高い環境で、子供を安心して育てることができる体制を整備する。
対象事業の概要	教育の質の向上に必要な、認定こども園及び幼稚園における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の整備に要する経費の一部を補助する。
開始年度	平成 27 年度
終期年度	―
補助金等の算出方法	ア　施設ごとに、基準額と交付対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 イ　アにより選定された額に交付率（幼稚園：1/3、認定こども園：1/2）を乗じて得た額の合計額を交付額とする。ただし、施設ごとに算出される額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
補助対象経費	遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の教育の質の向上に必要な設備整備に要する経費

（単位：千円）

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予算額	54,666	35,141	14,795
決算額	38,956	32,780	13,330
交付件数・交付先数	72 法人 90 園	67 法人 91 園	73 法人 93 園

（2）監査の結果

① 補助対象経費に該当するかどうかの判断について【指摘事項】

【現状及び問題点】

本事業による補助対象経費については、「教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）実施要領」（平成 27 年 5 月 21 日初等中等教育局長裁定、令和 5 年 6 月 26 日最終改正）（以下「実施要領」という。）に定めがあり、その具体的な運用については「教育支援体制整備交付金 QandA」（以下「QandA」という。）が発出されている。

「QandA」における補助対象経費の記載は次のとおりである。

質問	回答
対象となる経費はどのようなものか。	要領上挙げている設備の購入費と備え付け経費。
整備した物品のシステム更新料や維持費は対象となるか。	対象外。（設備としての初期投資のみが対象。）
運搬費（運賃、送料）は対象となるか。	対象外。

※出所：教育支援体制整備交付金 QandA

補助金の交付対象となった施設から提出された補助金等交付申請書及び令和 5 年度宮崎県教育支援体制整備事業費交付金事業実績報告書を閲覧した。その結果、総事業費のうち補助対象経費と補助対象外経費との区分について、運搬費（運賃、送料）について検討したところ、補助対象外経費として査定は適切に実施されていると判断できた。

しかし、設備の備え付け経費が明確に補助金申請書に記載されていた 8 施設について、備え付け経費に相当する金額が補助対象外経費とされていた。これは、実施要領及び QandA とは異なる取扱いである。

当該 8 施設については補助金が過小に交付されたこととなる。

【指摘事項】

前述のとおり、県は、補助金算定を誤っていることから、適切な補助金交付事務を徹底すべきである。

なお、補助金交付事務については、補助対象経費の適否の判断等について一定の経験を要するなど担当者が誤るリスクがある。このため、補助金算定時に留意すべき事項のチェックリストを作成し運用することや、複数の職員によるダブルチェックを行う等、リスクを踏まえた対応を検討すべきである。

28. 保育士修学資金貸付等事業（こども政策課）

（1）事業概要

1）概要

（令和５年４月１日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	３子育てと仕事の両立の希望が叶う環境づくり
	施策の方向性	(13) 質の高い幼児教育・保育等の提供
事業名	保育士修学資金貸付等事業	
事業目的	保育士資格の新規取得者の確保、保育士の離職防止、保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者の再就職支援による保育人材確保を図ること。	
根拠法令等	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱	
事業概要	① 保育士修学資金の貸付：学費月 5 万円以内、入学・就職準備金各 20 万円以内 ② 保育料の一部貸付（潜在保育士対象）：月 2 万 7 千円以内 ③ 保育士就職準備金の貸付（〃）：20 万円以内 ※いずれも返還免除規定あり	
開始事業年度	平成 28 年度	
終了事業年度 ※予定含む	－	
事業実施主体	社会福祉法人　宮崎県社会福祉協議会	

2）事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	25,644	212,912	195,025
最終予算額	25,644	76,878	16,460
決算額	25,644	76,877	16,460
予算実績比率	100.0%	100.0%	100.0%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	－	

項目	金額	主な内容
委託料	－	
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	16,460	社会福祉法人 宮崎県社会福祉協議会への補助金
繰出金	－	
その他	－	
合計	16,460	

4）事業費の財源 （令和 5 年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	14,814	保育対策総合支援事業費補助金
県	1,646	一般財源
その他	－	
合計	16,460	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	－		
項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－
達成率	0%	0%	0%

6）負担金、補助金及び交付金に関する事項

項目	内容
補助金等の名称	保育士修学資金貸付等事業
根拠規程等	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱
交付先	社会福祉法人 宮崎県社会福祉協議会
交付目的	保育士資格の新規取得者の確保、保育士の離職防止、保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者の再就職支援による保育人材確保を図ること。

項目	内容
対象事業の概要	① 保育士修学資金の貸付：学費月 5 万円以内、入学・就職準備金各 20 万円以内 ② 保育料の一部貸付（潜在保育士対象）：月 2 万 7 千円以内 ③ 保育士就職準備金の貸付（〃）：20 万円以内 ※いずれも返還免除規定あり
開始年度	平成 28 年度
終期年度	－
補助金等の算出方法	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱による
補助対象経費	貸付金及び貸付事務経費

（単位：千円）

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予算額	25,644	76,878	16,460
決算額	25,644	76,877	16,460
交付件数・交付先数	1	1	1

（2）監査の結果

① 成果指標について【意見】

【現状及び問題点】

当該事業については、成果指標が設定されていない。当該事業は、保育士資格取得を目指す学生の保育士修学資金の貸付、及び潜在保育士の就業を支援するために保育料の一部貸付等を行うことによって保育人材確保を図ることを目的としている。修学資金貸付を受けた者は、貸付の種類ごとに県内で保育士としての業務従事期間就業することにより返還義務が免除される仕組みである。例えば、保育士就学資金の場合、貸付開始から返還免除まで最短でも 7 年を要する。長期間にわたる資金の貸付を行う事業であり、支出の成果が表れるまでに相当の期間を要するため、指標の設定に困難が伴うことは理解できるが、上述の事項を考慮すると、成果指標の設定が全く不可能なわけではない。

【改善提案】

上述のとおり、当該事業による貸付金は、貸付の種類ごとに保育士としての業務従事期間等所定の条件を満たすことによって返還を免除することが定められている。当該事業によって、保育士の就業者数の増加や勤続期間の伸長等の効果が期待されると考えられる。これを踏まえると、例えば、県内施設に勤務する保育士の新規就業者数や平均勤続年数、貸付実施総額に対する返還免除額の比率等を指標として設定することが考えられる。

29. 保育士等キャリアアップ研修事業（こども政策課）

（1）事業概要

1） 概要

（令和５年４月１日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	3 子育てと仕事の両立希望が叶う環境づくり
	施策の方向性	(13) 質の高い幼児教育・保育等の提供
事業名	保育士等キャリアアップ研修事業	
事業目的	保育士不足や保育所等のニーズが複雑化多様化する中で、一定の経験をもつ保育士等を対象に給与等の処遇改善等加算の要件となる保育士等のキャリアパスを見据えた研修を実施する。	
根拠法令等	保育所保育指針、子ども・子育て支援法等	
事業概要	保育士等キャリアアップ研修の実施（委託）	
開始事業年度	令和３年度	
終了事業年度 ※予定含む	令和５年度	
事業実施主体	県	

2） 事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	15,576	15,576	15,576
最終予算額	15,576	15,576	15,576
決算額	15,576	15,576	15,576
予算実績比率	100.0%	100.0%	100.0%

3） 事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	－	
委託料	15,576	保育士等キャリアアップ研修事業業務委託料

項目	金額	主な内容
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	－	
繰出金	－	
その他	－	
合計	15,576	

4）事業費の財源（令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	7,788	子ども・子育て支援体制整備総合推進事業国庫補助金
県	7,788	一般財源
その他	－	
合計	15,576	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	キャリアアップ研修については、毎年、修了者 2,500 人を想定して実施している。		
項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
指標の目標値	2,500	2,500	2,500
指標の実績値	2,259	2,661	2,474
達成率	90%	106%	99%

6）委託料に関する事項

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
契約件名	令和 3 年度宮崎県保育士等キャリアアップ研修事業業務	令和 4 年度宮崎県保育士等キャリアアップ研修事業業務	令和 5 年度宮崎県保育士等キャリアアップ研修事業業務
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
予定価格	15,576	15,576	15,576
落札額（当初契約額）	15,576	15,576	15,576

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
落札率	100.0%	100.0%	100.0%
最終契約額	15,576	15,576	15,576
契約期間	R3.5.7～R4.3.22	R4.5.18～R5.3.22	R5.5.14～R6.3.22
入札参加者数・見積徴取者数	1	2	2

（2）監査の結果

① 委託事業者選定について【意見】

【現状及び問題点】

保育士等キャリアアップ研修（以下、本事業において「研修」という。）は、国が実施している処遇改善の取り組みに関する事業であり、全国の都道府県等で実施されている。保育施設が保育給付に係る処遇改善加算を受給するには、対象となる保育士等は研修の受講が必要であり、今後段階的に受講が必要な分野数が増加することが予定されている。

研修の実施方法等については、厚生労働省が「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において、次のとおり、実施主体及び実施方法等を定めている。

> ２ 実施主体
>
> 研修の実施主体は、都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関（市町村（特別区を含む。）、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体に限る。）とする。
>
> ３ 研修内容等
>
> （省略）
>
> （5）実施方法
>
> 研修の実施にあたっては、講義形式のほか、演習やグループ討議等を組み合わせることにより、より円滑、かつ、主体的に受講者が知識や技能を修得できるよう、工夫することが望ましい。また、eラーニングで実施する場合は、保育士等キャリアアップ研修をeラーニングで実施する方法等に関する調査研究（平成 30 年度厚生労働省委託事業）を参考にすること。
>
> （省略）
>
> ７ その他
>
> （1）都道府県が研修を実施する場合、都道府県が適当と認める団体に研修の全部又は一部を委託することができるものとし、研修実施機関が研修を実施する場合、適切に研修を実施し、研修修了の評価を行うことができる範囲において、研修の一部を委託することができるものとする。

※出所：ガイドラインから監査人が一部抜粋

本事業は、上記のうち都道府県が実施主体となって実施する研修（以下「主催研修」という。）の全部を委託するものであり、都道府県知事の指定した研修実施機関が実施主体となって実施する研修（以下「指定研修」という。）は本事業に含まれていない。

本事業に係る受託事業者は、企画提案競技（プロポーザル方式）によって選定されている。令和 3 年度は 1 者、令和 4 及び 5 年度はそれぞれ 2 者が応募しており、3 年連続して同一事業者が選定されている。結果として、過去 3 年間の応募者数は多いとは言えない。

この点についての県の説明は、次のとおりである。すなわち、「本県の主催研修においては、受講者である保育士等のニーズに応じて、受講者が集合型研修とeラーニング研修を選択できる仕様で受託者を募集している。他県においては主催研修をeラーニングのみで実施しているところもあり、そのため、本県の事業は事業者の負担が大きく、実施できる事業者が限られてくると考えている。」とのことである。

この点、県が受講者のニーズに応じて受講しやすい仕様としたことは評価できる。また、本事業は講師選定や研修プログラムの作成等専門的な知識や経験が必要であることから、受託可能な事業者が一定程度限定されていることは理解できる。

しかし、集合型研修とeラーニング研修は、それぞれ異なる環境の研修形態であり、そのいずれかに強みを持つあるいは特化して事業を行っている事業者もあると考えられる。また、他都道府県がホームページで公開している主催研修の委託先に関する情報を見る限り、研修形態や対象者を基準に研修を分割して、複数の事業者に委託している事例も見受けられる。

大分県保育士等キャリアアップ研修 1　大分県主催（令和 6 年度計画） （1）　学校法人 A 学園〔大分県委託〕 （2）　B 連合会〔大分県委託〕 　保育コーディネーター認定者限定 （3）　e ラーニング研修（委託先　C株式会社） 2　県が指定する研修実施機関が実施する研修

※出所：大分県ホームページから監査人加工

このような状況を踏まえ、今後も現仕様を維持したまま事業者募集を継続すると、県の事業者選定の選択肢が限定されることによって、より有効な事業遂行が可能な事業者選定の機会を失うことが懸念される。

【改善提案】

県は、他都道府県における事業実施状況も参考にしながら、例えば、集合型研修とeラーニング研修を分離して受託事業者を募集することの可否について検討することが望ましい。

30. 一時預かり事業（こども政策課）

（1）事業概要

1） 概要

（令和５年４月１日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	2 結婚前からのライフステージの展開に切れ目なく対応した支援体制づくり
	施策の方向性	(7) 子育て支援事業の拡充
事業名	一時預かり事業	
事業目的	保育所等を利用していない家庭において、日常生活上の突発的な事情や社会参加等により、一時的に家庭での保育が困難となる場合や、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。	
根拠法令等	子ども・子育て支援法	
事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、保育所、幼稚園等において一時的に預かるのに必要な保育を提供する場合に、必要な経費を補助する。	
開始事業年度	令和３年度	
終了事業年度 ※予定含む	令和５年度	
事業実施主体	市町村	

2） 事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	319,409	320,275	356,078
最終予算額	296,355	313,468	360,370
決算額	269,328	281,213	294,917
予算実績比率	90.9%	89.7%	81.8%

3）事業費の内訳 （令和 5 年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	－	
委託料	－	
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	294,917	市町村への交付金
繰出金	－	
その他	－	
合計	294,917	

4）事業費の財源 （令和 5 年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	－	
県	294,917	一般財源
その他	－	
合計	294,917	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	－		
項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－
達成率	0%	0%	0%

6）負担金、補助金及び交付金に関する事項

（単位：千円）

項目	内容
補助金等の名称	一時預かり事業
根拠規程等	子ども・子育て支援法
交付先	市町村
交付目的	保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、児童福祉の向上を図ることを目的とする。

項目	内容
対象事業の概要	保育所、幼稚園等において一時的に預かるのに必要な保育を提供する場合に、必要な経費を補助する。
開始年度	令和 3 年度
終期年度	令和 5 年度
補助金等の算出方法	必要経費の 1／3
補助対象経費	一時預かり事業の実施に必要な人件費などの経費

（単位：千円）

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予算額	319,409	320,275	356,078
決算額	269,328	281,213	294,917
交付件数・交付先数	19	19	19

（2）監査の結果

① 市町村から提出される実績報告書の審査について【意見】

【現状及び問題点】

当該事業の実施主体は市町村であり、県は市町村から提出される実績報告書の審査を行っている。

実績報告書の審査に先立って、市町村担当者から給付費算定に当たって疑義が生じた事項等についての質問に対応することや、前年度からの変更事項等について、市町村の担当者にメール等で連絡する等によって注意喚起を行っている。また、実績報告書の審査に当たっては、交付申請書との整合や必要事項についての入力が行われているかどうか等についての確認は行っているが、市町村が施設への給付要件を十分に理解しているかどうかについての確認はできていない。

【改善提案】

実績報告書の審査作業は、市町村から提出された後、ごく限られた時間で行う必要がある。仮にサンプルチェックを行うとしても、サンプルの抽出基準をどのように設定するかといった問題や、抽出からチェック完了までの十分な作業時間が確保できるかといった問題があり、現実的ではないようにも思われる。

市町村が施設への給付要件を十分に理解した上で実績報告書を作成しているかどうか、効率的・効果的に審査を行うために、例えば、市町村から照会があった事例や当年度の主要な変更点等をチェックリスト形式に取りまとめて、市町村に自己チェックを行ってもらい、当該チェックリストを実績報告書に添付して提出を求める等の手続きを追加することが望ましい。

31. 延長保育事業（こども政策課）

（1）事業概要

1）概要

（令和５年４月１日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	2 結婚前からのライフステージの展開に切れ目なく対応した支援体制づくり
	施策の方向性	(7) 子育て支援事業の拡充
事業名	延長保育事業	
事業目的	就労形態の多様化に伴い、やむを得ない理由により、保育時間を延長して児童を預けられる環境が必要とされている。そこで、残業や遠距離通勤などの保護者のニーズに応じて、通常の利用時間帯以外において保育を実施する場合に必要な経費を補助することにより、安心して子育てができる環境を整備する。	
根拠法令等	子ども・子育て支援法	
事業概要	保育所等において、通常の開所時間を超えて保育を提供する場合に必要な経費を補助する。	
開始事業年度	令和３年度	
終了事業年度 ※予定含む	令和５年度	
事業実施主体	市町村	

2）事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	91,117	85,987	73,225
最終予算額	64,076	62,464	61,749
決算額	51,978	51,153	50,228
予算実績比率	81.1%	81.9%	81.3%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	－	

項目	金額	主な内容
委託料	－	
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	50,228	市町村への交付金
繰出金	－	
その他	－	
合計	50,228	

4）事業費の財源 （令和 5 年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	－	
県	50,228	一般財源
その他	－	
合計	50,228	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	－		
項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－
達成率	0%	0%	0%

6）負担金、補助金及び交付金に関する事項

（単位：千円）

項目	内容
補助金等の名称	延長保育事業
根拠規程等	子ども・子育て支援法
交付先	市町村
交付目的	市町村において、保育時間を延長して児童を預けられる環境を整備し、福祉の充実を図る。

項目	内容
対象事業の概要	保育所等において、通常の開所時間を超えて保育を提供する場合に必要な経費を補助する。
開始年度	令和３年度
終期年度	令和５年度
補助金等の算出方法	必要経費の１／3
補助対象経費	延長保育事業の実施に必要な人件費などの経費

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算額	64,076	62,464	61,749
決算額	51,978	51,153	50,228
交付件数・交付先数	20	20	20

（2）監査の結果

① 市町村から提出される実績報告書の審査について【意見】

【現状及び問題点】

当該事業の実施主体は市町村であり、県は市町村から提出される実績報告書の審査を行っている。

実績報告書の審査に先立って、市町村担当者から給付費算定に当たって疑義が生じた事項等についての質問に対応することや、前年度からの変更事項等について、市町村の担当者にメール等で連絡する等によって注意喚起を行っている。また、実績報告書の審査に当たっては、交付申請書との整合や必要事項についての入力が行われているかどうか等についての確認は行っているが、市町村が施設への給付要件を十分に理解しているかどうかについての確認はできていない。

【改善提案】

実績報告書の審査作業は、市町村から提出された後、ごく限られた時間で行う必要がある。仮にサンプルチェックを行うとしても、サンプルの抽出基準をどのように設定するかといった問題や、抽出からチェック完了までの十分な作業時間が確保できるかといった問題があり、現実的ではないようにも思われる。

市町村が施設への給付要件を十分に理解した上で実績報告書を作成しているかどうか、効率的・効果的に審査を行うために、例えば、市町村から照会があった事例や当年度の主要な変更点等をチェックリスト形式に取りまとめて、市町村に自己チェックを行ってもらい、当該チェックリストを実績報告書に添付して提出を求める等の手続きを追加することが望ましい。

32. 病児保育事業（こども政策課）

（1）事業概要

1） 概要

（令和５年４月１日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	3 子育てと仕事の両立の希望が叶う環境づくり
	施策の方向性	(13) 質の高い幼児教育・保育等の提供
事業名	病児保育事業	
事業目的	子どもが病気あるいは回復期に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において病気の子どもを保育することで、仕事と家庭の両立支援及び地域における子育て支援の充実を図る。	
根拠法令等	子ども・子育て支援法	
事業概要	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師による一時的な保育に対する補助。	
開始事業年度	令和３年度	
終了事業年度 ※予定含む	令和５年度	
事業実施主体	市町村	

2） 事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	136,217	125,679	104,852
最終予算額	108,835	107,290	119,522
決算額	96,586	96,440	104,890
予算実績比率	88.7%	89.9%	87.8%

3） 事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	－	
委託料	－	
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	

項目	金額	主な内容
負担金、補助金及び交付金	104,890	子ども・子育て支援交付金
繰出金	－	
その他	－	
合計	104,890	

4）事業費の財源 （令和 5 年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	－	
県	104,890	一般財源
その他	－	
合計	104,890	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	－		
項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－
達成率	0%	0%	0%

6）負担金、補助金及び交付金に関する事項

（単位：千円）

項目	内容
補助金等の名称	子ども・子育て支援交付金
根拠規程等	子ども・子育て支援法
交付先	市町村
交付目的	保護者が就労している場合において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。
対象事業の概要	「保育を必要とする乳児・幼児」又は「保護者の労働もしくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているもの」について、「保育所、認定こども園、病院、診療所、その他　の場所」において保育を行う事業。

項目	内容
開始年度	令和 3 年度
終期年度	令和 5 年度
補助金等の算出方法	基本分に加え、利用児童数に応じた加算や、利用の少ない日において、地域の保育所等への巡回支援等を実施した場合に加算を行う。
補助対象経費	病児保育事業の実施に必要な経費

（単位：千円）

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予算額	108,835	107,290	119,522
決算額	96,586	96,440	104,890
交付件数・交付先数	29 施設	32 施設	38 施設

（2）監査の結果

① 市町村から提出される実績報告書の審査について【意見】

【現状及び問題点】

当該事業の実施主体は市町村であり、県は市町村から提出される実績報告書の審査を行っている。

実績報告書の審査に先立って、市町村担当者から給付費算定に当たって疑義が生じた事項等についての質問に対応することや、前年度からの変更事項や各種加算認定に当たって誤りやすい事例等について、市町村の担当者にメール等で連絡する等によって注意喚起を行っている。また、実績報告書の審査に当たっては、交付申請書との整合や必要事項についての入力が行われているかどうか等についての確認は行っているが、市町村が施設への給付要件を十分に理解しているかどうかについての確認はできていない。

【改善提案】

実績報告書の審査作業は、市町村から提出された後、ごく限られた時間で行う必要がある。仮にサンプルチェックを行うとしても、サンプルの抽出基準をどのように設定するかといった問題や、抽出からチェック完了までの十分な作業時間が確保できるかといった問題があり、現実的ではないようにも思われる。

市町村が施設への給付要件を十分に理解した上で実績報告書を作成しているかどうか、効率的・効果的に審査を行うために、例えば、市町村から照会があった事例や当年度の主要な変更点、注意喚起を行った誤りやすい事例等をチェックリスト形式に取りまとめて、市町村に自己チェックを行ってもらい、当該チェックリストを実績報告書に添付して提出を求める等の手続きを追加することが望ましい。

33. 放課後児童クラブ事業（こども政策課）

（1）事業概要

1） 概要

（令和５年４月１日現在）

<table>
<tr><td rowspan="2">第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類</td><td>基本目標</td><td>3 子育てと仕事の両立の希望が叶う環境づくり</td></tr>
<tr><td>施策の方向性</td><td>(13) 質の高い幼児教育・保育等の提供</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">放課後児童クラブ事業</td></tr>
<tr><td>事業目的</td><td colspan="2">放課後や長期休暇等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とし、保護者の仕事と家庭の両立支援を図るもの。</td></tr>
<tr><td>根拠法令等</td><td colspan="2">子ども・子育て支援交付金交付要綱
放課後児童健全育成事業実施要綱
宮崎県子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱
保育対策総合支援事業費補助金交付要綱</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="2">(1)ソフト事業
授業の終了後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場にて健全な育成を図るために要する費用（運営費等）の補助
(2)ハード事業
放課後児童健全育成事業を実施するための、放課後児童クラブの施設整備（新設・改築等）に対する補助
(3)放課後児童対策支援事業
中山間地域等の児童が少ない地域において、地域子ども・子育て会議において認められた事業などを組み合わせた多機能な支援への補助</td></tr>
<tr><td>開始事業年度</td><td colspan="2">令和３年度</td></tr>
<tr><td>終了事業年度
※予定含む</td><td colspan="2">令和５年度</td></tr>
<tr><td>事業実施主体</td><td colspan="2">市町村</td></tr>
</table>

2）事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	854,714	875,182	1,004,631
最終予算額	849,916	912,380	973,770
決算額	787,340	848,989	909,451
予算実績比率	92.6%	93.1%	93.4%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	－	
委託料	－	
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	909,451	市町村への交付金
繰出金	－	
その他	－	
合計	909,451	

4）事業費の財源 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	－	
県	909,451	一般財源
その他	－	
合計	909,451	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	―		
項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
指標の目標値	―	―	―
指標の実績値	342 支援単位	359 支援単位	372 支援単位
達成率	0%	0%	0%

6）負担金、補助金及び交付金に関する事項

（単位：千円）

項目	内容
補助金等の名称	子ども・子育て支援交付金、子ども・子育て支援施設整備交付金、保育対策総合支援事業費補助金
根拠規程等	子ども・子育て支援交付金交付要綱 放課後児童健全育成事業実施要綱 子ども・子育て支援施設整備交付金 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱
交付先	市町村
交付目的	放課後や長期休暇等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とし、保護者の仕事と家庭の両立支援を図るもの。
対象事業の概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
開始年度	令和 3 年度
終期年度	令和 5 年度
補助金等の算出方法	子ども・子育て支援交付金交付要綱の第4条による
補助対象経費	子ども家庭庁成育局長通知別添1の放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費（飲食物を除く。）

（単位：千円）

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予算額	849,916	912,380	973,770
決算額	787,340	848,989	909,451
交付件数・交付先数	22 市町村	22 市町村	22 市町村

（2）監査の結果

① 成果指標について【意見】

【現状及び問題点】

事業概要によると、支援の単位数（クラス総数）を実績値として記載しているが、指標の目標値が設定されていない。

令和５年度において待機児童が存在するまたは登録児童総数が定員総数を上回っている県内の市町村は次のとおりである。

（単位：人、５月１日現在）

市町村名	クラブ数	支援の単位数	定員	待機児童	登録児童
宮崎市	59	104	4,247	159	4,624
都城市	73	73	2,496	34	2,540
延岡市	22	29	1,331	3	1,233
日南市	13	24	830	37	795
小林市	18	19	541	9	512
日向市	13	13	472	19	451
西都市	15	16	477	1	467
国富町	4	4	160	0	175
西米良村	1	1	40	0	55
美郷町	3	3	120	0	130

※出所：県提出資料　放課後児童クラブ厚労省調査

県内７市において待機児童が存在していることに加え、少なくともその他３町村で定員を超過しているクラブが存在しており、上記以外の市町村においても定員を超過しているクラブが存在しないとは言い切れない。県は、放課後や長期休暇等に児童が安心して生活できる居場所としての単位数を多く確保することだけではなく、市町村ごとに必要な単位が過不足なく設置されることを目的とした指標を設定すべきと考えられる。

【改善提案】

都市部を中心に待機児童が多数存在する市町村があることや、待機児童がゼロであっても定員を超過する登録児童が存在する市町村があることなどから、例えば、待機児童数をゼロとすることや定員充足率が 100％を超える施設数を一定数以下とすること等は指標となりうると考えられ、そのような視点から指標を設定することが望ましい。

34. 児童家庭支援センター設置運営事業（こども家庭課）

（1）事業概要

1） 概要

（令和５年４月１日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	１ 子どもの育ちと子育てをやさしく包む社会づくり
	施策の方向性	(3) 子どもと家庭の福祉の推進
事業名	児童家庭支援センター設置運営事業	
事業目的	地域の家庭等からの相談に応じ、専門的助言等を行う児童家庭支援センターを乳児院に併設して整備し、地域支援体制の充実・強化を図る。	
根拠法令等	児童福祉法第 44 条の 2	
事業概要	ア 地域の家庭が児童養育に関して抱える各般の問題に対する相談支援 イ 児童相談所や市町村からの求めに応じて行う指導等 ウ 里親やファミリーホームへの支援 エ 関係機関との連携調整	
開始事業年度	令和５年度	
終了事業年度 ※予定含む	令和７年度	
事業実施主体	県	

2） 事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	－	－	20,900
最終予算額	－	－	20,900
決算額	－	－	20,900
予算実績比率	0%	0%	100.0%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	－	
委託料	20,900	人件費、事業費
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	－	
繰出金	－	
その他	－	
合計	20,900	

4）事業費の財源 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	10,450	児童虐待防止対策等総合支援事業国庫補助金
県	10,450	一般財源
その他	－	
合計	20,900	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	－		
項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－
達成率	0%	0%	0%

6）委託料に関する事項

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
契約件名	－	－	カリタスの園ほか 1件
契約方法	－	－	随意契約
予定価格	－	－	－
落札額（当初契約額）	－	－	－
落札率	0%	0%	0%
最終契約額	－	－	20,900
契約期間	－	－	R5.4.1～R6.3.31
入札参加者数・見積徴取者数	－	－	1

（2）監査の結果

① 業務委託契約書に添付されている別記について【指摘事項】

【現状及び問題点】

当事業の業務委託契約書に添付されている「別記1　個人情報取扱特記事項」について最新の様式ではなかった。個人情報についてその取扱いには細心の注意が求められる。また県では、当該特記事項に関して令和５年４月１日に改正が行っている。さらに、当該事業に係る業務委託契約書第 14 条において「乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記 1 個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。」との規程がある。これらを踏まえると、個人情報について誤った取り扱いを行ってしまう可能性があり問題である。

【指摘事項】

業務委託契約書を作成するにあたり別記等の添付書類も含めて最新の様式であるか確認する必要がある。

② 予算執行伺の別記における記載誤りについて【指摘事項】

【現状及び問題点】

予算執行伺の別記において以下の記載がある。

3 契約の相手方 社会福祉法人○○○○ 理事長 △△△△ 4 契約の方法 随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号) 5 契約の相手方を上記 3 とする理由 県では、施設の小規模化や地域分散化、里親委託の推進等を目的とした宮崎県社会的養育推進計画を令和元年度に策定し、計画の着実な推進のため、県独自の取組として、乳児院に児童家庭支援センターを併設し、地域支援体制の充実強化を図ることとしている。 以上を踏まえ、本業務委託契約においては、乳幼児の里親委託の促進のため、未委託里親等に対する実践的なトレーニングを乳児院に併設した児童家庭支援センターで実施することとしており、地方自治法第 167 条第 1 項第 2 号のとおり性質又は目的が競争入札に適しないため、随意契約とする。 注:上記「3 契約の相手方」については、個人情報に該当するため伏字にしている。

※出所:県作成資料を監査人が一部抜粋加工

上記「5 契約の相手方を上記 3 とする理由」に記載されている文章は、契約の方法を随意契約とした理由であり、相手方を選んだ理由となっておらず表題とその記載内容とが不整合となっており問題がある。

【指摘事項】

表題とその記載内容との整合性も含め正しい記述を行う必要がある。

35. 児童虐待防止対策緊急強化事業（こども家庭課）

（1）事業概要

1）概要

（令和５年４月１日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	子どもの育ちと子育てを優しく包む社会づくり
	施策の方向性	子どもと家庭の福祉の推進
事業名	児童虐待防止対策緊急強化事業	
事業目的	児童虐待対応件数は増加傾向にあることから、児童相談所において児童虐待への早期対応を図るとともに、虐待を受けて一時保護となった児童への心理的ケア等の適切な対応や学習指導を行う体制を整備するため、会計年度任用職員を配置する。	
根拠法令等	－	
事業概要	ア　児童虐待対応協力員 イ　心理判定相談員 ウ　心理療法担当職員 エ　学習指導協力員	
開始事業年度	平成 23 年度	
終了事業年度 ※予定含む	－	
事業実施主体	県	

2）事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	44,199	44,731	44,731
最終予算額	40,621	40,449	42,969
決算額	38,764	39,215	40,141
予算実績比率	95.4%	96.9%	93.4%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	51	消耗品
委託料	－	
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	－	
繰出金	－	
その他	40,090	人件費、活動費
合計	40,141	

4）事業費の財源 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	20,070	児童虐待防止対策総合支援事業費補助金
県	20,071	一般財源
その他	－	
合計	40,141	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	－		
項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－
達成率	0%	0%	0%

（2）監査の結果

監査を実施した結果、特段の指摘事項又は意見は発見されなかった。

36.里親が育て、地域が育てる！里親委託総合推進事業（こども家庭課）

（1）事業概要

1）概要

（令和５年４月１日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	子どもの育ちと子育てを優しく包む社会づくり
	施策の方向性	子どもと家庭の福祉の増進
事業名	里親が育て、地域が育てる！里親委託総合推進事業	
事業目的	様々な事情で家族で生活できない児童の養育については、より家庭的な環境で愛着形成を図ることができるよう里親等への委託を重点的に推進していく必要があることから、里親制度の普及啓発から里親に委託された児童の自立支援までの里親養育を包括的に支援することにより、里親等への委託を強力に促進する。	
根拠法令等	里親養育包括支援（フォスタリング）事業実施要綱	
事業概要	ア　里親普及促進センター機能強化事業 イ　里親トレーニング強化事業 ウ　里親制度広報啓発事業 エ　里親委託促進事務費	
開始事業年度	令和４年度	
終了事業年度 ※予定含む	令和６年度	
事業実施主体	県	

2）事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	－	40,631	40,631
最終予算額	－	40,331	40,631
決算額	－	36,357	40,422
予算実績比率	0%	90.1%	99.5%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	476	物品
委託料	39,851	人件費、事業費
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	30	負担金
繰出金	－	
その他	65	旅費
合計	40,422	

4）事業費の財源 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	26,928	児童虐待防止対策等総合支援事業国庫補助金
県	13,494	一般財源
その他	－	
合計	40,422	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	－		
項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－
達成率	0%	0%	0%

6）委託料に関する事項

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
契約件名	－	みやざき子ども文化センター	みやざき子ども文化センター
契約方法	－	随意契約	随意契約

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予定価格	－	－	－
落札額（当初契約額）	－	－	－
落札率	－	－	－
最終契約額	－	26,512	30,206
契約期間	－	R4.4.1～R5.3.31	R5.4.1～R6.3.31
入札参加者数・見積徴取者数	－	1	1

7）負担金、補助金及び交付金に関する事項

（単位：千円）

項目	内容
補助金等の名称	子どもの家庭養育推進官民協議会負担金
根拠規程等	－
交付先	子どもの家庭養育推進官民協議会
交付目的	事業の実施費の負担金
対象事業の概要	［共通取組］ (1)官と民のネットワークの形成 (2)里親制度や養子縁組の普及・啓発 (3)研修の実施 (4)里親制度や養子縁組に関する調査・研究 (5)国への政策提言 ［個別取組］ 上記の共通取組のほか、各参加団体が里親委託や養子縁組の推進に向けて、国に対して政策提言を行います。
開始年度	令和４年度
終期年度	令和６年度
補助金等の算出方法	子どもの家庭養育推進官民協議会 規約
補助対象経費	事業の実施費

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算額	－	30	30
決算額	－	30	30
交付件数・交付先数	－	1	1

（2）監査の結果

監査を実施した結果、特段の指摘事項又は意見は発見されなかった。

37. ひとり親家庭等日常生活支援事業（こども家庭課）

（1）事業概要

1） 概要

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	子どもの育ちと子育てを優しく包む社会づくり
	施策の方向性	子どもと家庭の福祉の推進
事業名	ひとり親家庭等日常生活支援事業	
事業目的	母子家庭、父子家庭及び寡婦が修学や疾病などの事由により生活援助、保育サービスが必要な場合に、その生活を支援する家庭生活支援員を派遣することで母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活の安定を図る。	
根拠法令等	宮崎県ひとり親家庭等日常生活支援事業補助金交付要綱	
事業概要	母子家庭、父子家庭及び寡婦にその生活を支援する家庭生活支援員を派遣するひとり親家庭等日常生活支援事業を行う市町村に対し、補助金を交付する。 （国 1/2、県 1/4、市町村 1/4）	
開始事業年度	平成 28 年度	
終了事業年度 ※予定含む	－	
事業実施主体	市町村	

2） 事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	3,300	2,925	2,925
最終予算額	3,300	2,925	2,925
決算額	2,007	1,772	1,642
予算実績比率	60.8%	60.6%	56.1%

3）事業費の内訳（令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	－	
委託料	－	
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	1,642	市町村への交付金
繰出金	－	
その他	－	
合計	1,642	

4）事業費の財源（令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	1,095	母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金
県	547	一般財源
その他	－	
合計	1,642	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	－		
項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－
達成率	0%	0%	0%

6）負担金、補助金及び交付金に関する事項

（単位：千円）

項目	内容
補助金等の名称	宮崎県ひとり親家庭等日常生活支援事業補助金
根拠規程等	宮崎県ひとり親家庭等日常生活支援事業補助金交付要綱
交付先	市町村
交付目的	ひとり親家庭等が修学や疾病などの事由により生活援助、保育サービスが必要な場合に、その生活を支援する家庭生活支援員を派遣することでひとり親家庭等の生活の安定を図る。
対象事業の概要	ひとり親家庭等が修学や疾病などの事由により生活援助、保育サービスが必要な場合に、その生活を支援する家庭生活支援員を派遣する。
開始年度	平成 28 年度
終期年度	―
補助金等の算出方法	国 1/2、県 1/4、市町村 1/4
補助対象経費	ひとり親家庭等日常生活支援事業に必要な報酬、委託料等

（単位：千円）

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予算額	3,300	2,925	2,925
決算額	2,007	1,772	1,642
交付件数・交付先数	9	7	8

（2）監査の結果

① 利用数の増加について【意見】

【現状及び問題点】

本事業は、ひとり親家庭等が修学や疾病などの事由により生活援助、保育サービスが必要な場合に、その生活を支援する家庭生活支援員を派遣することで、ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを目的とするものである。

特に常時保育を必要とする乳幼児を育てるひとり親にとって、疾病などで育児が出来ない時に家事や育児を頼めることは、ひとり親だけでなく子どもにとっても意味のあることである。ひいては、ひとり親でも安心して子育てを行うことができる安心感を醸成し、出産を躊躇している家庭に出産を促すことで、ひとり親が県に移住するための心理的障壁を軽減することも期待できる重要な施策である。

本事業の対象は県下のすべての市町村であるが、令和 5 年度に実際に利用したのは 8 市町村にとどまる。予算実績比率についても、近年 5 割から 6 割程度で推移している。

本事業の広報は各市町村に委ねられている。インターネット検索をしたところ、事業名を特定しなければ本事業の情報にたどり着けないものがほとんどであった。

また、利用方法についても各市町村に委ねられているところ、事前登録が必要な市町村がほとんどであり、予定されていた修学ではなく、疾病などの急に保育が必要な時に利用が困難なものであった。

【改善提案】

県は、本事業について、より積極的な利用を促進するため、市町村に対して広報に関する支援を行うことが望ましい。具体的には、各市町村におけるホームページや各市町村広報における記載内容について助言を行うことが考えられる。また、定期健診などの際にチラシを配布するなどの方法も有用と考えられる。

また、本事業の利用方法について、ユーザーフレンドリーな方法を各市町村と協議した上で、利用方法の改善へと誘導すべきである。ユーザーフレンドリーな方法としては、電話や LINE などの SNS を通じて利用の申請ができ、疾病などの緊急の際には事後登録で良いこととすることなどが考えられる。

38. 子どもの生活・学習支援事業（こども家庭課）

（1）事業概要

1）概要

（令和５年４月１日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	子どもの育ちと子育てをやさしく包む社会づくり
	施策の方向性	子どもと家庭の福祉の推進
事業名	子どもの生活・学習支援事業	
事業目的	ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもに対し、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援等を行うことにより、ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもの生活の向上を図る。	
根拠法令等	宮崎県ひとり親家庭等生活向上事業補助金交付要綱	
事業概要	子どもの生活・学習支援事業を含むひとり親家庭等生活向上事業を実施する市町村に対し、補助金を交付する。 （国 1/2、県 1/4、市町村 1/4）	
開始事業年度	平成 28 年度	
終了事業年度 ※予定含む	－	
事業実施主体	市町村	

2）事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	9,922	8,136	8,136
最終予算額	9,922	8,136	8,136
決算額	4,271	4,754	5,046
予算実績比率	43.0%	58.4%	62.0%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	－	
委託料	－	
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	

項目	金額	主な内容
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	5,046	市町村への補助金
繰出金	－	
その他	－	
合計	5,046	

4）事業費の財源 （令和 5 年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	3,364	母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金
県	1,682	一般財源
その他	－	
合計	5,046	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	－		
項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－
達成率	0%	0%	0%

6）負担金、補助金及び交付金に関する事項

（単位：千円）

項目	内容
補助金等の名称	宮崎県ひとり親家庭等生活向上事業補助金
根拠規程等	宮崎県ひとり親家庭等生活向上事業補助金交付要綱
交付先	市町村
交付目的	家計管理、育児や自身の健康面の不安などひとり親家庭等が抱える問題の解決やその子どもに対する生活・学習支援を図り、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の地域での生活を総合的に支援する。
対象事業の概要	貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもに対し、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援等を行う。 ひとり親家庭が互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を実施する。

項目	内容
開始年度	平成 28 年度
終期年度	―
補助金等の算出方法	国 1/2、県 1/4、市町村 1/4
補助対象経費	ひとり親家庭等生活向上事業に必要な委託料等

（単位：千円）

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予算額	9,922	8,136	8,136
決算額	4,271	4,754	5,046
交付件数・交付先数	2	2	2

（2）監査の結果

① 県下のすべての子どもが利用できる施策への移行について【意見】

【現状及び問題点】

本事業は、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもに対し、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援等を行うものである。実施主体は各市町村であり、各市町村が地域の社会福祉協議会などに委託して実施している。

県内では、都城市と延岡市の 2 市のみが本事業を実施しており、予算実績比率も 5 割程度で推移している。

本事業の目的は重要であるが、次のとおり、利用者である子どもたちにとって使いづらい事業であり、利用者が限定されているのが実情である。2 市以外に実施が広がらない一因もこのことにあると思われる。

そもそも子どもを対象とした施策を実施するには、子どもの行動範囲を考慮しなければならない。特にひとり親家庭の子どもは、親が車で送り迎えをしてもらえることを期待できず、移動は徒歩か自転車に限られる。都城市や延岡市においても、事業の実施場所まで一人でたどり着ける範囲に居住する児童は限られていると思われる。強いて言えば、本事業を実施することにより、中心市街地の児童と周辺の児童との間の教育格差を助長する一因にもなりかねない。

【改善提案】

県では中山間地域の児童に対しタブレット端末を貸与し、大手学習塾とタイアップして講義を受けることができる施策もあるとのことである。子どもの学習の機会は、県下のあまねく地域に住んでいる児童に対しても平等に与えられるべきである。IT 技術を使いいつでもどこでもアクセスできる施策へと移行していくことが望ましい。

39. 母子等福祉強化推進事業（こども家庭課）

（1）事業概要

1） 概要

（令和５年４月１日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	子どもの育ちと子育てをやさしく包む社会づくり
	施策の方向性	子どもと家庭の福祉の推進
事業名	母子等福祉強化推進事業	
事業目的	個々のひとり親家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ、適切な助言を行う就業相談の実施、就業に必要な知識や技能の習得を図るための就業支援講習、公共職業安定所等と連携した就業情報の提供など一貫した就業支援サービスの提供等を実施するとともに、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決めなどに関する法律相談を行うなどひとり親家庭への支援を総合的に行う。	
根拠法令等	母子家庭等就業・自立支援センター事業委託料交付要綱	
事業概要	一般財団法人宮崎県ひとり親福祉連合会への委託により、ひとり親家庭の親等への相談・母子・父子自立支援プログラムの策定による就業支援、就業支援講習会を行うことでひとり親家庭の自立促進を図る。また、養育費に係る法律相談を行うことによりひとり親家庭を総合的に支援するとともに、担い手である宮崎県ひとり親福祉連合会の組織を強化し、その活動促進を図る。	
開始事業年度	平成８年度	
終了事業年度 ※予定含む	－	
事業実施主体	県	

2） 事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	15,527	15,527	15,527
最終予算額	15,527	15,527	15,527
決算額	12,424	12,656	13,153
予算実績比率	80.0%	81.5%	84.7%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	－	
委託料	13,153	（一財）宮崎県ひとり親福祉連合会への委託料
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	－	
繰出金	－	
その他	－	
合計	13,153	

4）事業費の財源 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	2,972	母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金
県	10,181	一般財源
その他	－	
合計	13,153	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	自立支援プログラム策定者のうち就職等につなげる割合 80%		
項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
指標の目標値	80.0%	80.0%	80.0%
指標の実績値	64.7%	33.3%	64.1%
達成率	80.9%	41.7%	80.1%

6）負担金、補助金及び交付金に関する事項

（単位：千円）

項目	内容
補助金等の名称	母子家庭等就業・自立支援センター事業委託料

項目	内容
根拠規程等	母子家庭等就業・自立支援センター事業委託料交付要綱 ※補助金等の交付に関する規則を適用する給付金に該当
交付先	一般財団法人宮崎県ひとり親福祉連合会
交付目的	個々のひとり親家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ、適切な助言を行う就業相談の実施、就業に必要な知識や技能の習得を図るための就業支援講習、公共職業安定所等と連携した就業情報の提供など一貫した就業支援サービスの提供等を実施するとともに、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決めなどに関する法律相談を行うなどひとり親家庭への支援を総合的に行う。
対象事業の概要	一般財団法人宮崎県ひとり親福祉連合会への委託により、ひとり親家庭の親等への相談・母子・父子自立支援プログラムの策定による就業支援、就業支援講習会を行うことでひとり親家庭の自立促進を図る。また、養育費に係る法律相談を行うことによりひとり親家庭を総合的に支援するとともに、担い手である宮崎県ひとり親福祉連合会の組織を強化し、その活動促進を図る。
開始年度	平成 8 年度
終期年度	―
補助金等の算出方法	就業支援事業、就業支援講習会等事業、相談関係職員研修支援事業、養育費・面会交流支援事業（国 1/2、県 1/2） 母子・父子自立支援プログラム策定事業（国 10／10） ひとり親福祉連合会運営強化費等（県 10／10）
補助対象経費	―

（単位：千円）

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予算額	15,527	15,527	15,527
決算額	12,424	12,656	13,153
交付件数・交付先数	1	1	1

（2）監査の結果

① 養育費に係る法律相談について【意見】

【現状及び問題点】

本事業の一つに、養育費に係る法律相談がある。具体的には、県は、弁護士会と協定を結び、母子家庭等就業・自立支援センターにひとり親から養育費についての相談があった場合には、弁護士会から相談担当者を推薦してもらい相談者を専門家に早期に繋げ、その相談料を県が負担するというものである。

ひとり親が子どもの生活を安定させるうえで、非同居親から適切な養育費の支払いを受けることは非常に重要である。しかし、県の調査では母子の 57.4%、父子の 91.7%のひとり親が非同居親から養育費を受けたことがなく、母子の 72.3%、父子の 93.5%が現在は受け取っていないという結果が出ている(ひとり親世帯生活実態調査結果報告書令和 4 年 12 月版)。養育費の支払い確保は、当該ひとり親及び子どもの安定的生活にとっても重要であるが、生活が安定しないひとり親への公費の負担を減らすという意味では、県の財政にとっても重要である。また、法定養育費制度の新設など家族法制度改正の施行を控え、養育費に対する関心が社会的にも高まっている状況である。

このような状況であるにもかかわらず、養育費に係る法律相談の実施件数は令和 5 年度が 6 件にとどまる。過去の実施件数も年間 10 件以下であった。このような、相談件数が極端に少ないことの原因については、告知広報の不足、離婚相手とこれ以上揉めたくないというひとり親の心情からか、法テラス等の他の法律相談のチャネルで十分賄えられているのか理由は複数考えられるが、ヒアリングにおいても県の担当者も分からないとの回答であった。

【改善提案】

養育費の支払いを受けていないひとり親という潜在的な需要は確実にあるにもかかわらず、無料で受けられる相談の件数が極端に少ないと考えられる。

このため、県は、ひとり親に対するアンケート調査等を行うことにより本事業の相談件数が少ない原因を把握し、その結果を踏まえて、ひとり親にとってより活用しやすい事業となるよう検討することが望ましい。

② 親子交流に係る支援事業について【意見】

【現状及び問題点】

国が定める母子家庭等就業・自立支援事業の要綱では、面会交流に対する支援として、養育費等の相談事業の一環として面会交流についての相談を受ける方法と、支援員を配置し親子交流支援事業として行う方法を定めている。県は、前者の方法で面会交流についての支援を行っているが、利用者はいないとのことである。

しかし、離婚後の別居親と子どもとの交流が子どもの精神面の安定をもたらし健やかな成長にとって有意義であるだけでなく、別居親にとっても養育費を支払う意欲につながるとの指摘があり、面会交流支援に力を入れることが望ましい。また、面会交流について問題を抱えているのは多くの場合別居親であり、同居親が対象である養育費相談の一環として面会交流相談を受けるとしても実効性がないと言わざるを得ない。

【改善提案】

県は、親子交流支援事業を行い、別居親からの相談を受け、面会交流の支援を手厚く行うことが望ましい。

40. ひとり親家庭キャリアアップ自立支援事業（こども家庭課）

（1）事業概要

1） 概要

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	子どもの育ちと子育てをやさしく包む社会づくり
	施策の方向性	子どもと家庭の福祉の推進
事業名	ひとり親家庭キャリアアップ自立支援事業	
事業目的	主体的に職業訓練に取り組むひとり親家庭の親に対して給付金等を支給し、ひとり親家庭の就業の効果的な推進、自立の支援を図る。	
根拠法令等	・宮崎県自立支援教育訓練給付金交付要綱及び事業実施要綱 ・宮崎県高等職業訓練促進給付金等交付要綱及び事業実施要綱 ・宮崎県ひとり親家庭高等学校卒業認定試験合格支援事業費補助金交付要綱及び実施要領	
事業概要	・職業能力開発のための対象講座を受講した場合、講座修了後に、受講料の一部を自立支援教育訓練給付金として支給する。 ・看護師、介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得するために6月以上修業する場合で、就業（育児）と修業の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金等を支給する。 ・高卒認定試験の合格講座を受講し講座修了したあとに受講料の一部を支給する。	
開始事業年度	平成 16 年度	
終了事業年度 ※予定含む	―	
事業実施主体	市部：各市、郡部：県	

2）事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	23,040	23,040	23,040
最終予算額	17,200	21,040	20,540
決算額	16,193	18,772	18,603
予算実績比率	94.1%	89.2%	90.6%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	－	
委託料	－	
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	18,603	給付金
繰出金	－	
その他	－	
合計	18,603	

4）事業費の財源 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	13,777	母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金
県	4,826	一般財源
その他	－	
合計	18,603	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	高等職業訓練促進給付金受給者の資格取得者が就職まで繋がった割合		
項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
指標の目標値	80.0%	80.0%	80.0%
指標の実績値	20.0%	66.7%	100.0%
達成率	25%	83%	125%

6）負担金、補助金及び交付金に関する事項

（単位：千円）

項目	内容
補助金等の名称	高等職業訓練促進給付金等
根拠規程等	・宮崎県自立支援教育訓練給付金交付要綱及び事業実施要綱 ・宮崎県高等職業訓練促進給付金等交付要綱及び事業実施要綱 ・宮崎県ひとり親家庭高等学校卒業認定試験合格支援事業費補助金交付要綱及び実施要領
交付先	県民
交付目的	主体的に職業訓練に取り組むひとり親家庭の親に対して給付金等を支給し、ひとり親家庭の就業の効果的な推進、自立の支援を図る。
対象事業の概要	看護師、介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得するために 6 月以上修業する場合で、就業（育児）と修業の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金等を支給する。
開始年度	平成 16 年度
終期年度	－
補助金等の算出方法	国 3/4、県 1/4
補助対象経費	－

（単位：千円）

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予算額	17,200	21,040	20,540
決算額	16,193	18,772	18,603
交付件数・交付先数	16	17	21

（2）監査の結果

① 本事業の有効性の検討について【意見】

【現状及び問題点】

本事業は、主体的に職業訓練に取り組むひとり親家庭の親に対して給付金等を支給し、ひとり親家庭の就業の効果的な推進、自立の支援を図ることを目的とするものである。要件を満たすひとり親に対し、職業能力開発のための対象講座を受講した場合や高卒認定試験の合格講座を受講した場合には受講料の一部を、看護師、介護福祉士等の資格を取得するために修業する場合に給付金等を支給するものである。市部は市が実施し、郡部を県が実施している。

本事業は、ひとり親の自立を促すという側面だけでなく、看護師、准看護師、介護福祉士等地域のインフラと言うべき病院や介護施設の人材確保を図り、特に郡部の県民の生活環境の維持にも役立つものである。

このように、地域で役立つ人材の育成という側面から見ると、対象者の居住する地域で就職しているのか、定着しているのか、少ない労働市場の中でミスマッチが起きていないかなどについて調査しなければ地域にとって効果的な人材育成を行うことは難しい。しかし、本事業の利用者については、受講後の就職の有無以外に追跡調査等は何ら行われていない。

【改善提案】

上記を踏まえ、県は、本事業の利用者に対して、就職先、仕事の定着率等を追跡調査するとともに、医療介護分野における人材の需要の動向などについても調査を行い、本事業の有効性を検討することが望ましい。

41. 児童扶養手当給付費事業（こども家庭課）

（1）事業概要

1） 概要

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	子どもの育ちと子育てをやさしく包む社会づくり
	施策の方向性	子どもと家庭の福祉の推進
事業名	児童扶養手当給付費	
事業目的	父又は母と生計を同じくしていない児童等について、父又は母等に一定の手当を支給することにより、児童福祉の増進を図る。	
根拠法令等	児童扶養手当法	
事業概要	父母が婚姻（事実婚・内縁関係を含む）を解消した児童等を監護する父や母、養育者に対し、児童扶養手当（手当の額は、扶養している児童の人数や所得によって変わる）を支給する。	
開始事業年度	昭和 37 年度	
終了事業年度 ※予定含む	－	
事業実施主体	県	

2） 事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	1,200,000	1,200,000	1,200,000
最終予算額	1,020,000	1,010,000	960,000
決算額	986,624	950,324	913,991
予算実績比率	96.7%	94.1%	95.2%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	－	
委託料	－	
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	－	
繰出金	－	
その他	913,991	扶助費
合計	913,991	

4）事業費の財源 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	303,858	
県	610,133	
その他	－	
合計	913,991	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	－		
項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－
達成率	0%	0%	0%

（2）監査の結果

① 養育費との関係について【意見】

【現状及び問題点】

本事業は、父又は母と生計を同じくしていない児童等について、父又は母等に一定の手当を支給することにより、児童福祉の増進を図るものである。児童扶養手当の支給の有無及び額は所得額によって変わる。所得額には、養育費の 8 割を含めて計算することになっている。所得額に養育費の 8 割を含めて計算することで、児童扶養手当が減額される可能性がある。

最終的に受け取る金額が児童扶養手当のみを受給した場合より少なくなることは無いようであるが、全ての人が経済合理性をもって選択をするわけではない。養育費を受け取ることで児童扶養手当が減額になる可能性があるならば、離婚した相手とのさらなる紛争を避けるために養育費の請求を断念するという選択をとるひとり親はいるものと思われる。

県において半数以上のひとり親が養育費の支払いを受けたことがないという（ひとり親世帯生活実態調査結果報告書令和 4 年 12 月）原因について、担当者のヒアリングにおいても、児童扶養手当を満額受けることができるなら、これ以上離婚した相手ともめてまで養育費を請求したくないというひとり親の心情もあるのではないか、と指摘された。法定養育費支払制度等を含む民法改正の施行が今後予定されており、養育費の支払いを受けたひとり親が半数以下という現状を劇的に改善するための追い風があるのであるから、これに水を差す可能性のある要因は可能な限り解消することが望ましい。

【改善提案】

県は、養育費を受け取ることが児童扶養手当の減額の要因になりうることが養育費請求のディスインセンティブになっている可能性についてアンケート調査などを行い、その可能性があるならば、養育費を受けることにより児童扶養手当が減額されるひとり親には県が減額分を補填する、現在行っている養育費についての法律相談無償化に加えて養育費を実際に請求する際の弁護士費用を県が負担するなど養育費請求に対する更なるインセンティブを与える施策を検討することが望ましい。

42. ひとり親家庭医療費助成事業（こども家庭課）

（1）事業概要

1） 概要

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	子どもの育ちと子育てをやさしく包む社会づくり
	施策の方向性	子どもと家庭の福祉の推進
事業名	ひとり親家庭医療費助成事業	
事業目的	ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と福祉の向上を図る。	
根拠法令等	ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱	
事業概要	20 歳未満の者を扶養するひとり親家庭の父・母やその者が扶養する児童（18 歳に達した日が属する年度の年度末までの者）について、1 人月 1,000 円の自己負担額を超える一部負担金を県と市町村で助成する。	
開始事業年度	昭和 54 年度	
終了事業年度 ※予定含む	－	
事業実施主体	市町村	

2） 事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	241,720	241,720	241,720
最終予算額	234,956	241,720	241,720
決算額	218,918	219,376	231,523
予算実績比率	93.2%	90.8%	95.8%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	－	
委託料	－	
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	231,523	市町村への補助金
繰出金	－	
その他	－	
合計	231,523	

4）事業費の財源 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	－	
県	231,523	
その他	－	
合計	231,523	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	－		
項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－
達成率	0%	0%	0%

6）負担金、補助金及び交付金に関する事項

（単位：千円）

項目	内容
補助金等の名称	ひとり親家庭医療費助成事業費補助金
根拠規程等	ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱
交付先	市町村
交付目的	ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と福祉の向上を図る。
対象事業の概要	20 歳未満の者を扶養するひとり親家庭の父・母やその者が扶養する児童（18 歳に達した日が属する年度の年度末までの者）について、1 人月 1,000 円の自己負担額を超える一部負担金を県と市町村で助成する。
開始年度	昭和 54 年度
終期年度	－
補助金等の算出方法	県 1/2、市町村 1/2
補助対象経費	ひとり親家庭における医療費の一部負担金のうち、1 人月 1,000 円を超える部分が補助対象経費である。 なお、助成方法については、入院は、市町村が医療機関へ直接助成対象経費を支払う現物給付方式である。入院外は、一旦患者が支払い市町村へ補助申請した後に患者へ補填助成する償還払方式である。

（単位：千円）

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予算額	234,956	241,720	241,720
決算額	218,918	219,376	231,523
交付件数・交付先数	26	26	26

（2）監査の結果

① 現物支給への移行について【意見】

【現状及び問題点】

本事業は、ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と福祉の向上を図るものである。具体的には、20 歳未満の者を扶養するひとり親家庭の父・母やその者が扶養する児童（18 歳に達した日が属する年度の年度末までの者）について、1 人月 1,000 円の自己負担額を超える一部負担金を県と市町村で助成している。

助成方法については、入院は、市町村が医療機関へ直接助成対象経費を支払う現物給付方式である。入院外は、一旦患者が支払い市町村へ補助申請した後に患者へ補填助成する償還払方式である。

入院外にあっては、まず患者が治療費等を病院に支払い、その後患者が市町村に負担した治療費の支払いを求め、市町村が患者へ支払う。また、市町村は、1/2 は県が負担することから、患者からの請求額を取りまとめて 1/2 を県に請求するという方法が採られている。しかし、入院の手続きと比較すると、手続きが煩瑣であると考えられる。

また、患者が治療費を一時的に負担しなければならないとなると、ひとり親が抱える子どもの病院受診を控えさせる方向に働く可能性もある。市町村によっては、入院外についてもひとり親家庭であるかを問わず 18 歳まで現物支給を行っている自治体もある。償還払いの方法は、安易な医療機関の受診いわゆるコンビニ受診を制限する効果があるとも考えられるが、そもそも育児や仕事に追われているひとり親が頻繁に病院を受診することは考え難い。

また、子どもだけでなくひとり親自身も治療費を一時的に負担してなおかつ市町村に請求するという手続きの煩瑣を考えると受診控えに繋がる可能性もある。受診控えによりひとり親が重大な病気の発見が遅れた場合にその子どもの生活に与える影響は甚大である。

【改善提案】

上記を踏まえ、県は、ひとり親家庭の 18 歳までの子ども及び親の入院外の医療機関の受診についても、入院と同様に現物支給方式への移行を検討することが望ましい。

43. 県中小企業融資制度（創業・新分野進出支援貸付）事業（商工政策課）

44. 県中小企業融資制度（みやざき成長産業育成貸付）事業（商工政策課）

（1）事業概要

1） 概要 ※創業・新分野進出支援貸付分

（令和５年４月１日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	結婚前からのライフステージの展開に切れ目なく対応した支援体制づくり
	施策の方向性	安心して結婚、妊娠、出産ができる環境の整備
事業名	県中小企業融資制度（創業・新分野進出支援貸付）事業	
事業目的	新たに事業を開始する女性、30 歳未満の若者を金融面から支援するため、「創業・新分野進出支援貸付」（県中小企業融資制度）の利用を促進する。	
根拠法令等	宮崎県中小企業融資制度要綱	
事業概要	県融資制度の原資の一部を金融機関に預託し、金融機関は原資預託金に自らの資金を上乗せした資金を中小企業者に融資することにより、長期・固定・低利による融資を実行している。 創業・新分野進出支援貸付は、女性等の創業支援として保証料負担を軽減し、創業を促進するために設けているもの。	
開始事業年度	平成 20 年度	
終了事業年度 ※予定含む	－	
事業実施主体	県	

2） 事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	266,667	215,733	355,067
最終予算額	199,999	135,746	88,766
決算額	199,999	135,746	88,766
予算実績比率	100.0%	100.0%	100.0%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	－	
委託料	－	
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	－	
貸付金	88,766	金融機関への預託金
その他	－	
合計	88,766	

4）事業費の財源 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	－	
県	88,766	貸付金元利償還金
その他	－	
合計	88,766	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	※融資制度全体としては成果指標を定めているが、貸付ごとの成果指標は定めていない。		
項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－
達成率	0%	0%	0%

1）概要　※みやざき成長産業育成貸付分

（令和５年４月１日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	子育てと仕事の両立の希望が叶う環境づくり
	施策の方向性	仕事と生活の調和が実現できる働き方の見直し
事業名	県中小企業融資制度（みやざき成長産業育成貸付）事業	
事業目的	子育て支援関連施設を整備する中小企業者を金融面から支援するため、「みやざき成長産業育成貸付（働き方改革等）」（県中小企業融資制度）の利用を促進する。	
根拠法令等	宮崎県中小企業融資制度要綱	
事業概要	県融資制度の原資の一部を金融機関に預託し、金融機関は原資預託金に自らの資金を上乗せした資金を中小企業者に融資することにより、長期・固定・低利による融資を実行している。 みやざき成長産業育成貸付は、働き方改革等に取り組む中小企業者の資金繰りを支援することで、各種取組を推進するために設けているもの。	
開始事業年度	平成 20 年度	
終了事業年度 ※予定含む	－	
事業実施主体	県	

2）事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	325,000	375,001	400,000
最終予算額	243,750	235,962	99,998
決算額	243,750	235,962	99,998
予算実績比率	100.0%	100.0%	100.0%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	－	
委託料	－	
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	－	
貸付金	99,998	金融機関への預託金
その他	－	
合計	99,998	

4）事業費の財源 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	－	
県	99,998	貸付金元利償還金
その他	－	
合計	99,998	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	※融資制度全体としては成果指標を定めているが、貸付ごとの成果指標は定めていない。		
項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－
達成率	0%	0%	0%

（2）監査の結果

① 子育て支援事業としての成果の把握について【意見】

【現状及び問題点】

県は、令和５年３月に策定した「第２期みやざき子ども・子育て応援プラン[改定版]」にお

いて、次のとおり、本事業を子ども・子育てに関する施策として記載し、推進を図っている。

＜県中小企業融資制度の記載＞

基本目標2 結婚前からのライフステージの展開に切れ目なく対応した支援体制づくり 施策の方向 (6)安心して結婚、妊娠、出産ができる環境の整備 （中略） 施策の具体的内容 ① 若者に対する将来をイメージするきっかけづくりや、経済的安定の確保に対する支援 （中略） ○ 新たに事業を開始する女性、30 歳未満の若者を金融面から支援するため、「創業・新分野進出支援貸付」（県中小企業融資制度）の利用を促進します。（商工観光労働部）
基本目標3 子育てと仕事の両立の希望が叶う環境づくり 施策の方向 (10) 仕事と生活の調和が実現できる働き方の見直し （中略） 施策の具体的内容 （中略） ② 仕事と子育ての両立支援制度の定着 （中略） ○ 子育て支援関連施設を整備する中小企業者を金融面から支援するため、「みやざき成長産業育成貸付（働き方改革等）」（県中小企業融資制度）の利用を促進します。（商工観光労働部）

※出所：第 2 期みやざき子ども・子育て応援プラン[改定版]

（1）事業概要のとおり、本事業の概要について内容を把握したところ、事業の効果（達成すべき目標）については値の記載が無かった。この点について、県によれば、（1）事業概要に記載のとおり「※融資制度全体としては成果指標を定めているが、貸付ごとの成果指標は定めていない。」とのことである。

事業の効果として、達成すべき目標が定められていない場合、事業の効果測定ができず、また、実施事業に係る事業成果の説明責任が果たせないといった問題が生じかねない。

【改善提案】

前述のとおり、県は、本事業について子ども・子育てに関する施策としての推進を図っており、県としても本事業が重要であることが分かる。

よって、県は、本事業について、事業の効果として達成すべき目標を定めることが望ましい。なお、そもそも、県は融資制度全体としての成果指標を定めていることから、これを前提に細分化を行う等により、本事業に係る成果指標を定めることが考えられる。

45. みやざき食の安全・県産県消推進事業（うち食の魅力発信・県産県消推進事業）・宮崎「食」のもったいない実践推進事業（農業流通ブランド課）

（1）事業概要

1）概要

（令和５年４月１日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	子どもの育ちと子育てをやさしく包む社会づくり
	施策の方向性	「生きる力」をはじめとする社会生活に必要な教育の提供
事業名	① みやざき食の安全・県産県消推進事業（うち食の魅力発信・県産県消推進事業） ② 宮崎「食」のもったいない実践推進事業	
事業目的	食育・地産地消の推進 食品ロス削減の啓発	
根拠法令等	食育基本法、六次産業化・地産地消法、食品ロス削減推進法	
事業概要	食育ティーチャー等と連携した地域での料理教室、小学生向けの味覚の授業や大学生への食育活動、食育・地産地消イベントの開催、家庭等での食品ロス削減活動の支援	
開始事業年度	① 令和４年度、② 令和５年度	
終了事業年度 ※予定含む	① 令和６年度、② 令和７年度	
事業実施主体	① 市町村、みやざきの食と農を考える県民会議 ② みやざきの食と農を考える県民会議	

2）事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	－	12,235	13,835
最終予算額	－	10,276	11,697
決算額	－	10,190	11,362
予算実績比率	0%	99.2%	97.1%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	－	
委託料	－	
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	11,362	市町村及びみやざきの食と農を考える県民会議への補助
繰出金	－	
その他	－	
合計	11,362	

4）事業費の財源 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	3,027	消費・安全対策交付金
県	8,335	一般財源：1,435 千円、産業廃棄物税基金：6,900 千円
その他	－	
合計	11,362	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	地場産・宮崎県産を意識して購入する県民の割合		
項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
指標の目標値	－	38.5	41.8
指標の実績値	－	31.2	32.8
達成率	0%	81%	78%

6）負担金、補助金及び交付金に関する事項

（単位：千円）

項目	内容
補助金等の名称	みやざき食の安全・県産県消推進事業
根拠規程等	みやざき食の安全・県産県消推進事業補助金交付要綱
交付先	市町村、みやざきの食と農を考える県民会議
交付目的	食育・地産地消及び食品ロス削減の推進
対象事業の概要	食育・地産地消の推進及び食品ロス削減に係る経費の支援
開始年度	① 令和 4 年度、②令和 5 年度
終期年度	① 令和 6 年度、②令和 7 年度
補助金等の算出方法	要望調査等に基づく
補助対象経費	食育・地産地消の推進及び食品ロス削減に係る経費

（単位：千円）

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予算額	－	12,235	13,835
決算額	－	10,190	11,362
交付件数・交付先数	－	4	3

（2）監査の結果

① 補助金交付先が外部委託した事業に係る事業者の選定について【意見】

【現状及び問題点】

当該事業による補助金の主要な交付先は、「みやざきの食と農を考える県民会議」（以下「県民会議」という。）である。県民会議は、事務局が農業流通ブランド課に設置され、同課職員が通常業務を実施している。県民会議の収支決算によると令和 5 年度の収入は県からの補助金のみであった。

県民会議は、県（健康増進課、環境森林課）及び公益財団法人宮崎県健康づくり協会と共同で「Karada Good Miyazaki フェスタ 2023」を主宰しており、当該イベントに係る企画、告知、会場設置、イベント運営等について事業者へ委託を行っている。

事業者の選定にあたって、県民会議は、企画コンペ方式を採用しており、指名競争入札に準じて、県の「競争入札参加資格者名簿」に登録されている者から、(1)県内に本社があり、(2)「広告代理」及び「催事企画展示」で登録されている 12 事業者に委託事業説明会の案内を送付している。

しかし、事前説明会への参加申し込みは 2 者からあったものの 1 者が欠席したため、実質的な参加者は 1 者のみであり、応募業者も同事業者 1 者のみであった。令和 4 年度に実施された「Karada Good Miyazaki フェスタ 2022」についても同様の方式で事業者選定を行っている。これらを踏まえると、一定の競争性は担保されていると考えられるものの、企画コ

ンペ方式として、ホームページに掲載する等して一般公募が実施された訳ではない。

複数事業者からの提案が無いことから、一般公募により広く事業者からの提案を促すべきではなかったか、経済的に事業運営されたか等について問題が生じかねない。

【改善提案】

イベント開催等の事業については、一般的に広く公募を募ることで民間事業者の創意工夫を凝らした提案が期待でき、より良い事業の開催や運営が実施されることが期待される。

県によると、令和 6 年度においては一般公募を行い、より多くの事業者を募るよう改善を実施しており、2 者の参加を得たとのことであった。

県においては、上記に記載した問題を踏まえ、今後も、一般公募を継続するとともに、より広く事業者からの提案を促す方法を実施されたい。

② 補助金交付部署と交付確定審査部署との分離について【意見】

【現状及び問題点】

県民会議の理事及び監事等の役員は加入会員から選出されるが、県民会議は法人格のない任意団体であるとともに、事務局は農業流通ブランド課に置かれ、同課職員が業務全般を行っている。また、県民会議の収入は県の補助金のみであり、当該補助金を財源に事業を実施している。

県民会議の支出調書は同課課長補佐（ブランド担当）を支出承認者として、同課事務局担当職員全員の承認印が押印されるとともに、補助金交付額の確定にかかる決裁伺書には審査承認者である課長及び同課事務局担当職員全員の押印が行われている。

すなわち、補助金事業実績報告書の審査にかかる最終承認者を補助対象経費の支出にかかる最終承認者の上位者とすることによって、補助金を受給する立場にある県民会議における支出承認者と補助金を交付する立場にある県の審査承認者が同一である、いわゆる自己審査となることを回避している。

しかし、県民会議の事務のすべては農業流通ブランド課で実施されており、実質的には、補助金申請及び受給並びに補助金審査は、同課内で処理されている。このため、第三者の視点からは、補助金交付先の自主・自立性が確保されているか、補助金審査が適切に実施されているか等について疑義が生じかねない。

【改善提案】

補助金は対価性の無い支出であり、公益性が担保されることが重要である。このため、補助金交付先の自主・自立性の確保や補助金審査の適切性が必要となる。

よって、県においては、補助金の交付と受給を分離することを念頭に、補助金審査に関して、例えば団体の事務局としての職務部署と当該団体の補助金交付決定審査業務を行う部署を分離する等、職務の分離によって疑義を解消することが望ましい。

46. 県単都市公園整備事業（都市計画課）

（1）事業概要

1）概要

（令和５年４月１日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	子どもの育ちと子育てをやさしく包む社会づくり
	施策の方向性	地域の「子育て力」の強化
事業名	県単都市公園整備事業	
事業目的	都市公園の機能を十分に発揮できるよう、国庫補助の対象とならない施設の整備を行うことにより、公共の福祉の増進と都市環境の整備を行う。	
根拠法令等	都市公園法、都市公園条例、公の施設に関する条例、県立青島亜熱帯植物園管理規則	
事業概要	各都市公園及び青島亜熱帯植物園における園路補修、施設修繕、枯損木撤去等	
開始事業年度	平成 22 年	
終了事業年度 ※予定含む	－	
事業実施主体	県	

2）事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	362,600	553,797	276,000
最終予算額	362,600	618,797	596,000
決算額	224,795	237,606	224,259
予算実績比率	62.0%	38.4%	37.6%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	1,361	消耗品等
委託料	62,668	県総合文化公園　敷地活用検討業務　等
使用料及び賃借料	946	一括導入パソコン使用料等
工事請負費	152,232	施設修繕等
備品購入費	－	

項目	金額	主な内容
負担金、補助金及び交付金	1	簡易無線局電波利用料(平和台公園)
繰出金	－	
その他	7,051	職員手当、旅費等
合計	224,259	

4) 事業費の財源 (令和5年度決算額ベース)

(単位:千円)

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	－	
県	101,829	一般財源
その他	122,700	県債
合計	224,529	

5) 事業の効果(達成すべき指標)

指標の説明	－		
項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－
達成率	0%	0%	0%

6) 委託料に関する事項

(単位:千円)

項目	令和5年度
契約件名	県総合文化公園敷地活用検討業務(※他に11件の契約実績有)
契約方法	指名競争入札
予定価格	12,249
落札額(当初契約額)	11,495
落札率	93.8%
最終契約額	11,020
契約期間	R5.8.28～R6.5.31
入札参加者数・見積徴取者数	10

7）工事請負費に関する事項

（単位：千円）

項目	令和５年度
契約件名	青島亜熱帯植物園園路駐車場工事（※他に７件の契約実績有）
契約方法	一般競争入札
予定価格	43,883
落札額（当初契約額）	40,386
落札率	92.0%
最終契約額	41,633
契約期間	R5.10.16～R6.6.21
入札参加者数・見積徴取者数	20

8）負担金、補助金及び交付金に関する事項

（単位：千円）

項目	内容
補助金等の名称	簡易無線局電波利用料（平和台公園）
根拠規程等	電波法、電波施行令、電波法施行規則
交付先	歳入徴収官　九州総合通信局総務部長
交付目的	簡易無線業務用
対象事業の概要	簡易無線（平和台公園　第一駐車場横　レストハウス1階 平和台公園管理事務所に設置）
開始年度	令和３年度
終期年度	令和８年度
補助金等の算出方法	個別免許の電波利用料（電波法別表第６）
補助対象経費	－

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算額	50	50	50
決算額	1	1	1
交付件数・交付先数	1	1	1

（２）監査の結果

監査を実施した結果、特段の指摘事項又は意見は発見されなかった。

47. 院内一時保育事業（経営管理課）

（1）事業概要

1）概要

（令和５年４月１日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	子育てと仕事の両立の希望が叶う環境づくり
	施策の方向性	仕事と家庭の両立ができる働き方の見直し
事業名	院内一時保育事業	
事業目的	医師や看護師、その他医療スタッフ等に対する子育て支援を充実させ、働きやすい環境を整備することで、人材の確保及び定着を図ること。	
根拠法令等	－	
事業概要	医師や看護師、その他医療スタッフ等に対する子育て支援を充実させ、働きやすい環境を整備することで、人材の確保及び定着を図るため、県立 3 病院それぞれにおいて院内保育を実施しているもの。	
開始事業年度	平成 22 年度	
終了事業年度 ※予定含む	－	
事業実施主体	県立 3 病院	

2）事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	124,604	122,630	130,545
最終予算額	124,604	122,630	130,545
決算額	113,740	117,415	115,426
予算実績比率	91.3%	95.7%	88.4%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	－	
委託料	115,426	院内保育運営業務委託
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	－	
繰出金	－	
その他	－	
合計	115,426	

4）事業費の財源 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	－	
県	46,710	一般会計繰入金
その他	68,716	保育料収入＋事業収益
合計	115,426	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	－		
項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－
達成率	0%	0%	0%

6）委託料に関する事項（県立宮崎病院）

（単位：千円）

項目	令和３年度から令和５年度
契約件名	病児等保育施設運営業務委託
契約方法	随意契約
予定価格	182,171
落札額（当初契約額）	182,110
落札率	100.0%
最終契約額	182,110
契約期間	令和３年４月１日から令和６年３月31日
入札参加者数・見積徴取者数	１者

7）委託料に関する事項（県立延岡病院）

（単位：千円）

項目	令和３年度から令和５年度
契約件名	県立延岡病院院内保育施設運営業務委託
契約方法	一般競争入札
予定価格	104,792
落札額（当初契約額）	95,356
落札率	91.0%
最終契約額	84,672
契約期間	令和３年７月１日から令和６年６月30日
入札参加者数・見積徴取者数	１者

8）委託料に関する事項（県立日南病院）

（単位：千円）

項目	令和３年度から令和４年度	令和５年度
契約件名	県立日南病院院内保育施設運営業務委託契約	県立日南病院院内保育施設運営業務委託契約
契約方法	随意契約	随意契約
予定価格	96,185	116,022
落札額（当初契約額）	92,260	92,260
落札率	95.9%	79.5%
最終契約額	92,260	92,260
契約期間	令和２年４月１日から令和５年３月31日	令和５年４月１日から令和８年３月31日
入札参加者数・見積徴取者数	１者	２者・１者 ※2者入札申込みがあったが、1者は辞退。

（2）監査の結果

① 公募型プロポーザル方式による事業者の選定について【意見】

【現状及び問題点】

本事業において、県立宮崎病院及び県立日南病院では、公募型プロポーザル方式により、事業者が決定されている。

公募型プロポーザル方式によれば、事業者の創意工夫を凝らした提案内容を踏まえ、価格以外の要素も考慮して事業者を選定でき、さらに、審査基準等も明確であるため透明性や公平性を担保できるという利点がある。

県立宮崎病院及び県立日南病院における事業者から提出された提案書を閲覧したところ、次のような提案が記載されており、県及び院内一時保育を利用する方にとって良い提案内容と考えられる。

＜事業者提案書における提案事項の例＞

病院名	内容
県立宮崎病院	・保育計画、指導計画、年間行事計画、デイリープログラム等の作成及び実施 ・事故・災害発生の防止策の作成及び実施。避難訓練等の実施。
県立日南病院	・保育指導計画、年間行事計画、デイリープログラム等の作成及び実施 ・緊急時の対応としての緊急連絡先等の整備。安全管理マニュアルの整備。避難訓練等の実施。

※出所：事業者作成の提案書から監査人作成

これらの提案内容について、本事業に係る業務委託契約書及び業務委託仕様書に盛り込まれているか確認したところ、明文化はされていない。すなわち、提案内容について、県は、契約上は履行を求めることはできないこととなる。

また、県に対して、提案内容に関する実際の実施状況を確認しているかを質問したところ、提案内容の履行については、毎月の報告書等にて実施していることを確認しているとのことであった。しかし、報告書等を閲覧する限り、上記に記載したような事業者提案書における提案事項について明確に確認している書類は無かった。このため、公募型プロポーザル方式の利点である創意工夫を凝らした提案がされているにもかかわらず、それらの実施の把握が不十分であると考えられる。

【改善提案】

県は、公募型プロポーザル方式による利点を踏まえ、事業者の選定時のみ提案内容を評価するのではなく、実際の業務において実施されていることを明確に確認し、確認した内容を文書として保存することが望ましい。

また、より良い提案内容については、事業者に履行を求めることが相応しいと考えられることから、県は、業務委託契約書及び業務委託仕様書に盛り込むことが望ましい。

② 施設備品等の定期的な確認について【意見】

【現状及び問題点】

本事業では、県は、事業実施に必要な施設・備品等を事業者へ無償で使用させている。

備品の現物確認を定期的に実施しているか質問したところ、各 3 病院における実施状況は次のとおりであった。

＜3 病院における備品の現物確認状況＞

病院名	内容
県立宮崎病院	・年に一回の確認を実施し、実施結果をデータ保存している。 ・確認結果の決裁はなく、文書としての保存はない。
県立延岡病院	・年に一回の確認を実施しているが、実施結果を文書やデータによる保存はしていない。
県立日南病院	・契約時（R5）に確認した後、定期的な確認は行っていないが、故障している備品等があった場合は毎月の定例報告会の際に報告を受け、その都度対応している。

※出所：監査人作成

概ね現物確認は実施されているが、県立宮崎病院及び県立延岡病院では文書による保存はされていない。

文書による保存がない場合、現物確認は実施されたのか不明であり、結果として、現物があるのか、備品は適切に使用されているか等が把握できない。

【改善提案】

県は、事業者に使用させている備品については、定期的に現物確認を行うとともに、適切に文書化を行い、確認結果については決裁を得て保存することが望ましい。

③ 院内一時保育事業における指標の設定について【意見】

【現状及び問題点】

（1）事業概要に記載のとおり、院内一時保育事業については、事業の効果を把握するための特段の指標は設定されていない。

県によれば、本事業については指標の設定は馴染まないため、設定していないとのことである。

しかし、事業を実施する以上、事業の効果を把握するとともに、有効性、効率性等の観点から、指標の検討は必要と考える。

【改善提案】

院内一時保育事業は、病院職員の働きやすい環境を整備することが目的であり、利用者数を増加させることが単純な目的ではないことから、指標の設定が馴染みにくい側面もある。

しかし、本事業の効果をより一層向上させるためには、指標の設定を検討することも重要と考えられる。

よって、県は、指標の設定を検討することが望ましい。院内一時保育事業については、「病院職員の働きやすい環境を整備すること」が目的であることを踏まえると、次のような指標が考えられる。

＜考えられる指標（例）＞

・利用者の満足度等

※出所：監査人作成

なお、各病院では、利用者に対するアンケート調査等を実施している。このため、アンケート調査の内容を分析した上で、指標について検討されたい。

48. 県立学校老朽化対策事業（財務福利課）

（1）事業概要

1）概要

（令和５年４月１日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	基本目標1
	施策の方向性	(2)子育てに適した安全安心なまちづくりの推進
事業名	県立学校老朽化対策事業	
事業目的	学校施設の老朽化の状況を把握し、適切に保全措置を行うことにより、施設の長寿命化、生徒等の安全確保、学校教育の円滑な実施を図る。	
根拠法令等	－	
事業概要	既存の県立学校施設について、建設時期や改修履歴の把握、日常点検及び現地調査により施設の実態を把握した上で、外壁改修や屋根防水、体育館の床面改修、受変電設備の改修等を実施する。	
開始事業年度	平成 26 年	
終了事業年度 ※予定含む	－	
事業実施主体	県	

2）事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	723,502	950,000	1,111,699
最終予算額	723,502	859,600	1,104,699
決算額	722,362	852,810	879,622
予算実績比率	99.8%	99.2%	79.6%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	－	
委託料	68,703	外壁改修工事等設計業務
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	810,919	外壁改修工事等
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	－	
繰出金	－	
その他	－	
合計	879,622	

4）事業費の財源 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	－	
県	879,622	県債、県有施設維持整備基金
その他	－	
合計	879,622	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	－		
項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－
達成率	0%	0%	0%

6）委託料に関する事項

（単位：千円）

項目	令和５年度	令和５年度	令和５年度
契約件名	延岡工業高校第 1・28・50 棟外壁・防水改修工事実施設計業務委託　他 29 件	小林高校第 36 棟（寄宿舎）空調設備改修工事他実施設計業務委託	元延岡わかあゆ支援学校建築材料調査分析業務委託
契約方法	指名競争入札	指名競争入札	一般競争入札
予定価格	5,885	4,004	4,867
落札額（当初契約額）	4,713	3,685	3,080
落札率	80.1%	92.0%	63.3%
最終契約額	4,713	3,685	3,080
契約期間	R5.7.25～R5.11.11	R5.9.12～R5.12.20	R5.11.20～R6.2.22
入札参加者数・見積徴取者数	10	6	4

7）工事請負費に関する事項

（単位：千円）

項目	令和５年度	令和５年度
契約件名	宮崎大宮高校 33 棟(屋内運動場・武道場)床改修工事　他 22 件	高鍋高校 3 棟(特別教室)外壁改修他工事
契約方法	一般競争入札	一般競争入札
予定価格	81,354	76,227
落札額（当初契約額）	74,868	70,393
落札率	92.0%	92.3%
最終契約額	77,992	79,568
契約期間	R5.9.27～R6.1.24	R5.10.4～R6.3.14
入札参加者数・見積徴取者数	27	16

（2）監査の結果

監査を実施した結果、特段の指摘事項又は意見は発見されなかった。

49. 宮崎県育英資金貸与事業（財務福利課育英資金室）

（1）事業概要

1） 概要

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

<table>
<tr><td rowspan="2">第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類</td><td>基本目標</td><td>結婚前からのライフステージの展開に切れ目なく対応した支援体制づくり</td></tr>
<tr><td>施策の方向性</td><td>子育て支援事業の拡充</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">宮崎県育英資金貸与事業</td></tr>
<tr><td>事業目的</td><td colspan="2">向学心に富み、優れた素質を有する学生又は生徒であって、経済的理由により修学が困難なものに対し、育英資金を貸与することにより、将来有能な人材を育成する。</td></tr>
<tr><td>根拠法令等</td><td colspan="2">宮崎県育英資金貸与条例、宮崎県育英資金貸与条例施行規則</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="2">(1) 種類：一般育英資金及びへき地育英資金
(2) 対象者：事業目的に合致し、次の要件を備える者
ア 一般育英資金
・その者の生計を主として維持する者が県内に居住していること
・高等学校、高等専門学校、大学、専修学校（専門課程及び高等課程）に在学している者
イ へき地育英資金
・その者の生計を主として維持する者が、規則で定める県内のへき地に居住していること
・高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程）に在学している者
(3) 貸与月額：9,000 円～63,000 円（学校種別・通学の方法等により異なるとともに、更に3つの区分の額からの選択制としている。）
(4) 採用方法：予約採用、在学採用、緊急採用
(5) 返還方法：貸与を受けた期間の 4 倍の期間（20 年以内を限度とする）</td></tr>
<tr><td>開始事業年度</td><td colspan="2">昭和 26 年度</td></tr>
<tr><td>終了事業年度
※予定含む</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>事業実施主体</td><td colspan="2">県</td></tr>
</table>

2）事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	3,092,892	3,588,750	4,449,753
最終予算額	3,197,750	3,830,025	4,471,504
決算額	478,097	425,600	406,595
予算実績比率	15.0%	11.1%	9.1%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	1,420	プリンター用トナー、納入通知書
委託料	54,017	育英資金管理システム構築業務委託費
使用料及び賃借料	729	一括導入パソコンリース費用
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	－	
貸付金	332,575	育英資金貸付金
その他	17,854	債権管理員、返還促進員報酬
合計	406,595	

4）事業費の財源 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	－	
県	－	
その他	406,595	
合計	406,595	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	―		
項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
指標の目標値	―	―	―
指標の実績値	―	―	―
達成率	0%	0%	0%

6）委託料に関する事項

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
契約件名	育英資金封入封緘等業務委託	育英資金返還金回収業務委託	育英資金管理システム構築業務委託
契約方法	一般競争入札	随意契約	随意契約
予定価格	4,500	7,901	42,900
落札額（当初契約額）	4,054	2,467	38,500
落札率	90.1%	31.2%	89.7%
最終契約額	3,461	6,092	38,500
契約期間	R3.4.1～R4.3.31	R4.7.13～R7.3.31	R5.6.30～R6.3.29
入札参加者数・見積徴取者数	２者	４者	４者

（2）監査の結果

① 管理システムについて【意見】

【現状及び問題点】

事業概要に記載のとおり、県は、令和５年度に38百万円を投じてシステムの更改を行っている。当該育英資金事業は、各県に同様の制度があるものの、貸与者や貸与額を管理しているシステムは各県でそれぞれに構築されており、国が主導して統一的なシステムを構築することができれば、各県でそれぞれ構築する必要はなく、国全体で考えればかなりの予算の節約になると考えられる。また、昨今の高度化するサイバー攻撃を考えれば、国が主導して統一的なセキュリティ対策を取ることの意義も高いものと考えられる。

【改善提案】

県は直近においてシステムの更改を行ったばかりであるものの、今後、国に働きかけを行ったうえで、上記のような統一的なシステムの構築を目指すことが望ましい。

② 情報公開について【意見】

【現状及び問題点】

貸付を行った育英資金のうちいくらかは滞留や貸倒（欠損金）となるものもあるが、この育英資金貸与事業におけるそれらの金額は、県のホームページ上では、宮崎県歳入歳出決算審査意見書の「育英資金特別会計」の中で、収入未済額や不納欠損額として開示されている。ただし、この収入未済額は、あくまで返済期限を迎えた貸付金のみとなっており、滞留者に対しての貸付金のうち、いまだ返済期限を迎えていない金額が含まれていない。

【改善提案】

通常、滞留債権を抱えた債務者については、返済期限を迎え滞留となっている貸付金だけではなく、返済期限を迎えていない貸付金についても、返済能力の問題で潜在的に貸し倒れの懸念がある。

そのため、実際に滞留している金額だけではなく、滞留者に対しての貸付金のうち、いまだ返済期限を迎えていない金額についても、貸倒れの懸念のある貸付金として同時に公開することが望ましい。

50. 高等学校等就学支援金交付金（高校教育課）

（1）事業概要

1）概要

（令和５年４月１日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	子育てに係る経済的負担の軽減
	施策の方向性	子育て支援事業の拡充
事業名	高等学校等就学支援金交付金	
事業目的	授業料に充てるための就学支援金を支給することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の実質的な機会等に寄与する。	
根拠法令等	高等学校等就学支援金の支給に関する法律	
事業概要	高等学校等に通う所得要件を満たす世帯（年収約 910 万円未満の世帯）の生徒に対して、授業料に充てるため、高等学校等就学支援金を支給する。	
開始事業年度	平成 26 年度	
終了事業年度 ※予定含む	－	
事業実施主体	文部科学省	

2）事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	2,326,845	2,326,824	2,327,408
最終予算額	2,058,944	1,993,315	1,951,360
決算額	2,050,932	1,968,406	1,938,240
予算実績比率	99.6%	98.8%	99.3%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	546	
委託料	－	
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	1,924,784	高等学校等就学支援金
繰出金	－	
その他	12,910	
合計	1,938,240	

4）事業費の財源 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	1,938,240	高等学校等就学支援金
県	－	
その他	－	
合計	1,938,240	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	－		
項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－
達成率	0%	0%	0%

6）負担金、補助金及び交付金に関する事項

（単位：千円）

項目	内容
補助金等の名称	高等学校等就学支援金
根拠規程等	高等学校等就学支援金の支給に関する法律
交付先	所得制限基準以下世帯の生徒や保護者等
交付目的	授業料に充てるための就学支援金を支給することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の実質的な機会等に寄与する。
対象事業の概要	高等学校等に通う所得要件を満たす世帯（年収約 910 万円未満の世帯）の生徒に対して、授業料に充てるため、高等学校等就学支援金を支給する。
開始年度	平成 26 年度
終期年度	－
補助金等の算出方法	全日制：9,900 円/月　支給期間：36 月 単位制（定時制）：1,620 円/単位　支給単位数：74 単位 単位制（通信制）：　230 円/単位　支給単位数：74 単位
補助対象経費	県立高等学校授業料

（単位：千円）

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予算額	2,058,944	1,993,315	1,951,360
決算額	2,050,932	1,968,406	1,938,240
交付件数・交付先数	18,401	17,629	17,653

（2）監査の結果

監査を実施した結果、特段の指摘事項又は意見は発見されなかった。

51. 特別支援学校医療的ケア実施事業（特別支援教育課）

（1）事業概要

1） 概要

（令和５年４月１日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	子どもの育ちと子育てをやさしく包む社会づくり
	施策の方向性	(3) 子どもと家庭の福祉の推進
事業名	特別支援学校医療的ケア実施事業	
事業目的	特別支援学校において、常時医療的ケアを必要とする児童生徒が安全で安心な学校生活を送るとともに、保護者の負担軽減を図るため、必要な医療的ケアを行える体制を整備する。	
根拠法令等	学校教育法、障害者基本法、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律	
事業概要	・医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する特別支援学校に看護師を配置する。 ・医療的ケアを必要とする特別支援学校において、医療的ケア推進指導医による研修を実施する。	
開始事業年度	平成 16 年度	
終了事業年度 ※予定含む	－	
事業実施主体	県	

2） 事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	84,668	84,086	97,884
最終予算額	74,246	79,597	97,884
決算額	73,189	77,441	94,150
予算実績比率	98.6%	97.3%	96.2%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	195	看護師用消耗品費等
委託料	－	
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	－	
繰出金	－	
その他	93,955	医療的ケア看護師に係る報酬、職員手当、旅費等
合計	94,150	

4）事業費の財源 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	30,561	切れ目ない支援体制整備充実事業
県	63,589	
その他	－	
合計	94,150	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	－		
項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－
達成率	0%	0%	0%

（2）監査の結果

① 事業の充実化について【意見】

【現状及び問題点】

本事業に関する資料閲覧及び県への質問を実施したところ、次の問題点が把握された。

＜把握された問題点＞

項目	内容
人員体制面	現状、配置している看護師が不足している状況にはない。しかし、社会情勢の中で看護師の採用が難しくなることが予想される。
医療安全面	現状、重大な事故は発生していない。しかし、医療的ケアを要することから、ヒヤリハット（重大な事故には至らないが、直結してもおかしくない事例）の報告はあることから、より一層の注意が必要である。
環境整備面	障がいや病気を理由に通学が難しい子どもたちのための通学環境整備が必要である。令和 6 年度に、福祉車両を導入して看護師同乗の下で試行開始予定である。

※出所：監査人作成：

【改善提案】

本事業の目的は、特別支援学校において、常時医療的ケアを必要とする児童生徒が安全で安心な学校生活を送るとともに、保護者の負担軽減を図るため、必要な医療的ケアを行える体制を整備することである。

この目的を踏まえ、上記の問題点について、県は、より積極的に取り組み、本事業の充実化を検討することが望ましい。具体的には、次のような内容が考えられる。

＜具体的な取組内容の例＞

項目	内容
人員体制面	引き続き、安全で安心な医療的ケアを実施するための適切な看護師数を確保し、配置する。
医療安全面	ヒヤリハット事例が収集されているため、当該事例の分析を行った上で予防対策の実施を継続的に行う。 緊急時対応マニュアルの整備及び更新と定期的な訓練を継続的に実施する。
環境整備面	令和 6 年度に試行開始されることから、試行状況を見極めつつ、効果を把握する。 その上で、効果がある場合にはより積極的な福祉車両の導入と看護師配置について検討する。

※出所：監査人作成

52. 県立高等学校生活支援充実事業（特別支援教育課）

（1）事業概要

1）概要

（令和５年４月１日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	子どもの育ちと子育てをやさしく包む社会づくり
	施策の方向性	（1）地域の子育て力の強化
事業名	県立高等学校生活支援充実事業	
事業目的	県立高等学校に在籍する身体に障がいのある生徒が、教育課程を円滑に履修できるように生活支援員を配置するとともに、実施校での支援体制づくりを行うことで、障がいのある生徒自身の自立と社会参加を推進する。	
根拠法令等	学校教育法、障害者基本法、障害者差別解消法	
事業概要	下肢等に障がいのある生徒に対する、移動、授業準備、食事等生徒の障がいの状況に応じた学校生活における介助を行う生活支援員を配置する。また、聴覚に障がいがあり補聴器等を利用しても授業理解が困難な生徒に対し、要約筆記者等派遣による支援を行う。	
開始事業年度	令和３年度	
終了事業年度 ※予定含む	令和５年度	
事業実施主体	県	

2）事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	25,973	25,844	41,629
最終予算額	8,292	11,432	23,246
決算額	7,312	10,014	19,742
予算実績比率	88.2%	87.6%	84.9%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	258	要約筆記者教科書等消耗品
委託料	6,706	要約筆記者等派遣委託
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	－	
繰出金	－	
その他	12,778	生活支援員に係る報酬、職員手当、旅費等
合計	19,742	

4）事業費の財源 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	－	
県	19,742	
その他	－	
合計	19,742	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	－		
項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
指標の目標値	－	－	－
指標の実績値	－	－	－
達成率	0%	0%	0%

6）委託料に関する事項

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
契約件名	県立高等学校生活支援員配置業務委託	県立高等学校生活支援員配置業務委託	県立高等学校生活支援員配置業務委託
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
予定価格	謝金@1,600 円/H 事務費@12,500 円/月 費用弁償は会計年度任用職員に準ずる。	謝金@1,600 円/H 事務費@12,500 円/月 費用弁償は会計年度任用職員に準ずる。	謝金@1,600 円/H 事務費@12,500 円/月 費用弁償は会計年度任用職員に準ずる。
落札額（当初契約額）	謝金@1,600 円/H 事務費@12,500 円/月 費用弁償は会計年度任用職員に準ずる。	謝金@1,600 円/H 事務費@12,500 円/月 費用弁償は会計年度任用職員に準ずる。	謝金@1,600 円/H 事務費@12,500 円/月 費用弁償は会計年度任用職員に準ずる。
落札率	100.0%	100.0%	100.0%
最終契約額	謝金@1,600 円/H 事務費@12,500 円/月 費用弁償は会計年度任用職員に準ずる。	謝金@1,600 円/H 事務費@12,500 円/月 費用弁償は会計年度任用職員に準ずる。	謝金@1,600 円/H 事務費@12,500 円/月 費用弁償は会計年度任用職員に準ずる。
契約期間	R3/4/1～R4/3/31	R4/4/1～R5/3/31	R5/4/1～R6/3/31
入札参加者数・見積徴取者数	1	1	1

（2）監査の結果

① 随意契約理由書について【意見】

【現状及び問題点】

本事業における要約筆記者等派遣について、県は要約筆記者の派遣は社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会（以下「県聴覚障害者協会」という。）の他に取扱者がないことから、当該1者と随意契約を締結している。

県によれば、県立高等学校等生活支援員（聴覚に障害のある生徒の支援員）の配置に関する要領において、契約の相手方を県聴覚障害者協会と定めており、このことを根拠として随意契約を締結しているとのことである。

しかし、随意契約理由書は作成されておらず、県聴覚障害者協会以外に業務実施可能な業者はいないことは明示されていない。

【改善提案】

随契理由は特定の事業者とのみ契約を締結するものであり、透明性や競争性の確保という問題がある。このため、随意契約を採用する場合には、必要性や妥当性を慎重に検討し、契約の公平性や説明責任を果たすための文書化が重要である。

よって、県は、随意契約理由書を作成し、県聴覚障害者協会以外に業務実施可能な業者はいないことを検討の上で明示することが望ましい。

② 県立高等学校生活支援充実事業における指標の設定について【意見】

【現状及び問題点】

（1）事業概要に記載のとおり、県立高等学校生活支援充実事業については、事業の効果を把握するための特段の指標は設定されていない。

県によれば、本事業については、指標の設定にはなじまないとのことである。

また、県へ、本事業の活用に関して学校等へアンケート調査を実施したか質問したところ、特段の調査は実施していないとのことであった。

事業を実施する以上、事業の効果を把握するとともに、有効性、効率性等の観点から、指標の検討は必要と考える。

【改善提案】

県立高等学校生活支援充実事業は、身体に障がいのある生徒が、教育課程を円滑に履修できるように生活支援員を配置するとともに、実施校での支援体制づくりを行うことが目的であり、利用者数を増加させることが単純な目的ではないことから、指標の設定が馴染みにくい側面もある。

しかし、本事業の効果をより一層向上させるためには、指標の設定を検討することも重要と考えられる。

よって、県は、指標の設定を検討することが望ましい。県立高等学校生活支援充実事業については、「障がいのある生徒自身の自立と社会参加を推進すること」が目的であることを踏まえると、次のような指標が考えられる。

＜考えられる指標（例）＞

・県立高等学校の満足度 ・利用者（保護者含む）の満足度等

※出所：監査人作成

なお、県は、前述のとおりアンケート調査等を実施してない。このため、アンケート調査等を通じて、満足度の把握に加え、現状の事業内容ではカバーできていない部分の把握等を行い、より一層の事業の充実化を検討されたい。

53. 地域と学校の絆を育む体制整備推進事業（生涯学習課）

（1）事業概要

1） 概要

（令和５年４月１日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	子どもの育ちと子育てをやさしく包む社会づくり
	施策の方向性	地域の「子育て力」の強化
事業名	地域と学校の絆を育む体制整備推進事業	
事業目的	地域と学校の連携・協働の推進を図るため、地域と学校が一体となって地域づくりに取り組む体制整備及び活動の充実を図り、県民の教育への参画を推進するとともに、それを支える人材育成及び普及・啓発を行う。	
根拠法令等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の5、社会教育法第５条第２項	
事業概要	1 体制整備・活動の充実 ⑴コミュニティ・スクールに係る体制整備 ⑵地域学校協働活動に係る体制整備・活動支援 2 人材の育成 ⑴地域及び学校の核となる人材育成や資質向上を図る研修の実施 ⑵一体的推進に係るシンポジウムの開催 3 普及・啓発 ⑴県民総ぐるみによる教育の機運醸成を図るフォーラムの開催 ⑵地域づくりや人づくりに係る実践研究交流会の開催	
開始事業年度	令和３年度	
終了事業年度 ※予定含む	令和５年度	
事業実施主体	県及び市町村（補助事業）	

2）事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	48,484	48,484	48,468
最終予算額	46,147	45,376	46,741
決算額	45,591	44,740	46,721
予算実績比率	98.8%	98.6%	100.0%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	5	フォーラム（賞状用紙、賞状筒）
委託料	－	
使用料及び賃借料	16	推進員等研修会　会場及び機器借用料
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	45,854	市町村補助金
繰出金	－	
その他	846	報償費及び旅費（絆推進委員会、推進員等研修会、県民総ぐるみ、シンポジウム、フォーラム）
合計	46,721	

4）事業費の財源 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	23,122	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金
県	23,599	一般財源
その他	－	
合計	46,721	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	全市町村の地域学校協働本部（類似組織を含む）設置率を令和5年度までに80％		
項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指標の目標値	－	－	80
指標の実績値	47.3	71.7	73.9
達成率	0%	0%	92%

6）負担金、補助金及び交付金に関する事項

（単位：千円）

項目	内容
補助金等の名称	地域と学校の絆を育む体制整備推進事業補助金
根拠規程等	地域と学校の絆を育む体制整備推進事業補助金交付要綱
交付先	交付申請市町村（20市町村）
交付目的	地域と学校の連携・協働の推進を図るため、地域と学校が一体となって地域づくりに取り組む体制整備及び活動の充実を図り、県民の教育への参画を推進するとともに、それを支える人材育成及び普及・啓発を行う。
対象事業の概要	体制整備（活動支援、会議の設置）、人材育成（研修等の実施）、普及・啓発
開始年度	令和3年度
終期年度	令和5年度
補助金等の算出方法	国1/3　県1/3　市町村1/3
補助対象経費	諸謝金、旅費、消耗品費、委託料等

（単位：千円）

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額	44,876	44,226	45,854
決算額	44,668	43,832	45,854
交付件数・交付先数	20	20	20

（2）監査の結果

①　補助事業実績報告書の確認について【意見】

【現状及び問題点】

県は、地域と学校が一体となって地域づくりに取り組む体制整備及び活動の充実を図る

目的で、市町村に対して地域と学校の絆を育む体制整備推進事業補助金を交付している。
県に対して、本補助事業に係る実績報告書のうち収支決算書の記載内容について、 領収書等との証拠書類まで遡って確認しているか確認したところ、特段の確認は行っていないとのことであった。
証拠書類の確認を行っていない限り、記載誤りを発見できないだけでなく、誤った金額で補助金を交付してしまう可能性がある。

【改善提案】
上記を踏まえ、県は、実績報告書について領収書等の証拠書類まで確認することが望ましい。なお、すべての証拠書類を確認することは非現実的であるため、例えば、サンプルベースで確認を行う等、経済性や効率性を考慮した確認方法を検討することが望ましい。

② 市町村への支援の強化について【意見】
【現状及び問題点】
本事業は、地域と学校が一体となって地域づくりに取り組む体制整備及び活動の充実を図ることが目的である。
関連書類の閲覧及び県へのヒアリングを実施したところ、県は、本事業に関して、各市町村における運営状況における人材の確保、事業の継続性や充実化等に関する様々な課題を把握している。
しかし、県は、把握した市町村の課題に対して、協議会や研修会等を設けてはいるものの、数年先の見通しや方向性を十分提示できていない。

【改善提案】
本事業は、学校と地域の連携・協働体制を構築することを目的としており、子供たちへの影響だけでなく、学校や地域にとってもより良い効果をもたらすものと考えられる。
基本的には、地域の実情に応じた柔軟な運営が図られることが望ましいと考えられるものの、地域学校協働活動推進員等の確保や事業の充実化については、多くの市町村が抱える課題である。
よって、県は、より一層市町村が抱える課題の把握に努め、先進事例等を用いながら今後の取り組みの方向性等について示すとともに、市町村の課題解決に向けた支援を強化することが望ましい。

54. 交通安全指導員委託事業（交通企画課）

（1）事業概要

1）概要

（令和５年４月１日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	子どもの育ちと子育てを優しく包む社会づくり
	施策の方向性	地域の「子育て力」の強化
事業名	交通安全指導員委託事業	
事業目的	安全で安心な地域社会の実現のため、児童・幼児とその保護者等に対し、地域に根差したきめ細かな交通安全教育を推進し、交通弱者等の悲惨な交通事故をなくし安全で明るい宮崎県の実現に寄与することを目的とする。	
根拠法令等	交通安全対策基本法第４条	
事業概要	交通安全指導員による交通安全教室や保護誘導活動の実施	
開始事業年度	昭和 42 年度	
終了事業年度 ※予定含む	－	
事業実施主体	宮崎県交通安全協会	

2）事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	149,873	149,873	150,405
最終予算額	149,873	149,873	150,405
決算額	143,797	138,676	135,484
予算実績比率	95.9%	92.5%	90.1%

3）事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	－	
委託料	－	
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	135,484	交通指導員給料手当支出
繰出金	－	
その他	－	
合計	135,484	

4）事業費の財源 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	－	
県	135,484	交通指導員給料手当支出
その他	－	
合計	135,484	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	子ども（中学生以下）に対する交通安全教室の実施回数		
項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
指標の目標値	1,450	1,450	1,450
指標の実績値	1,297	1,350	1,343
達成率	89%	93%	93%

6）負担金、補助金及び交付金に関する事項

（単位：千円）

項目	内容
補助金等の名称	交通安全指導員外委託料（交通安全協会事業委託料）
根拠規程等	補助金等の交付に関する規則第 2 条第 1 項第 3 号
交付先	宮崎県交通安全協会
交付目的	交通事故防止活動の推進に要する経費
対象事業の概要	交通安全教育及び広報啓発活動（交通安全教室、街頭指導、広報活動）
開始年度	昭和 42 年度
終期年度	－
補助金等の算出方法	人件費相当額
補助対象経費	交通指導員に要する経費

（単位：千円）

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予算額	149,873	149,873	150,405
決算額	143,797	138,676	135,484
交付件数・交付先数	1件	1件	1件

（2）監査の結果

① 持続可能な交通安全指導員の確保について【意見】

【現状及び問題点】

子どもは交通弱者である。子どもを育てるうえで、地域の交通事故に対する親の関心は当然高い。県は、これまで人口当たりの交通事故発生件数は高いと言われてきたが、近年交通事故の減少率が高くなっているとの報道がある。交通安全の確保には、自動車や自転車の運転者のルール・マナーの徹底だけでなく、子どもや高齢者などの歩行者側の交通安全に対する意識の向上も重要である。

本事業は、交通安全協会に所属し、子ども等に対する交通安全教育や街頭指導による誘導活動を行う交通安全指導員の人件費の補助である。

近年の交通事故発生件数の減少の要因について担当者にヒアリングしたところ、交通事故発生件数の減少の要因は交通安全教育だけでなく違反者の取り締まりも絡んでおり一概に特定できるものではないが、県の交通安全教育においては幼児教育に力を入れており、幼児期に交通安全意識が高まった子どもたちが成長するにつれて少しずつ効果が表れている可能性があるとの指摘があった。これらを踏まえると、本事業は、今後も子どもや親にとって安全な交通環境を確保するために重要な事業であると考えられる。

本事業の令和 5 年度の予算実績比率は、90.1％である。令和 3 年度は約 95％、令和 4 年度は約 92％であり、ここ数年実績比率が落ちてきている。予算実績比率が低下し、返納額が生じた理由は、退職者及び産休・育休取得者がおり、新規採用を試みたが予定していた人員を確保することができなかったことが主たる要因である。定数を充たす新規採用が困難な状況が続いていると言える。

現状、定数を充たす新規採用は困難な状況が継続しており活動を維持するための交通安全指導員を確保できなくなっていく恐れがある。

【改善提案】

慢性的に欠員が生じる支部に対しては、比較的多くの交通安全指導員の確保が可能である宮崎市等からの応援派遣ができるなどの柔軟な対応が採れることが望ましい。

また、県は、現在人口減少局面にあり中山間地域におけるそれは顕著である。各支部が抱える人口や人口予測に基づいた支部の統廃合や交通安全指導員の勤務配置人員の見直しも適宜検討していくことが持続可能な制度を目指すうえで重要である。

55. 交通安全教育隊委託事業（交通企画課）

（1）事業概要

1） 概要

（令和５年４月１日現在）

第２期みやざき子ども・子育て応援プランにおける分類	基本目標	子どもの育ちと子育てをやさしく包む社会づくり
	施策の方向性	子育てに適した安全安心なまちづくりの推進
事業名	交通安全教育隊委託事業	
事業目的	高齢者を主な対象とした交通安全教育車（セーフティーフェニックス号）を活用しての参加・体験・実践型の交通安全教室を実施することにより交通事故の防止を図る。	
根拠法令等	－	
事業概要	受託者において交通安全教育隊を編成し、派遣要請を受けて地区公民館や事業所のほか、運転免許センターや各種イベント会場に出向き、交通安全教育車に搭載された教育機器を用いて交通安全教育を実施する。	
開始事業年度	平成 27 年度	
終了事業年度 ※予定含む	－	
事業実施主体	宮崎梅田学園株式会社（代表取締役　梅田條尾）	

2） 事業費の推移

（単位：千円）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	6,463	6,460	6,587
最終予算額	6,463	6,460	6,587
決算額	6,457	6,459	6,490
予算実績比率	99.91%	99.98%	98.53%

3） 事業費の内訳 （令和５年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目	金額	主な内容
需用費	－	
委託料	6,490	交通安全教育の実施

項目	金額	主な内容
使用料及び賃借料	－	
工事請負費	－	
備品購入費	－	
負担金、補助金及び交付金	－	
繰出金	－	
その他	－	
合計	6,490	

4）事業費の財源（令和 5 年度決算額ベース）

（単位：千円）

項目 ※財源区分	金額	主な内容
国	－	
県	6,490	一般財源
その他	－	
合計	6,490	

5）事業の効果（達成すべき指標）

指標の説明	契約期間中 177 日間を実施日に設定		
項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
指標の目標値	177	177	177
指標の実績値	177	177	177
達成率	100.0%	100.0%	100.0%

6）委託料に関する事項

（単位：千円）

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
契約件名	交通安全教育隊委託事業	交通安全教育隊委託事業	交通安全教育隊委託事業
契約方法	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札
予定価格	6,460	6,460	6,587
落札額（当初契約額）	6,457	6,459	6,490
落札率	99.95%	99.98%	98.53%

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
最終契約額	6,457	6,459	6,490
契約期間	R3.4.30～R4.3.31	R4.4.28～R5.3.31	R5.5.8～R6.3.31
入札参加者数・見積徴取者数	1	1	1

（2）監査の結果

① 入札参加者の確保について【意見】

【現状及び問題点】

子どもは交通弱者である。子どもを育てるうえで、地域の交通事故に対する親の関心は当然高い。県は、これまで人口当たりの交通事故発生件数は高いと言われてきたが、近年交通事故の減少率が高くなっているとの報道がある。交通安全の確保には、自動車や自転車の運転者のルール・マナーの徹底だけでなく、子どもや高齢者などの歩行者側の交通安全に対する意識の向上も重要である。

本事業は、県警が所有する交通安全教育車（セーフティフェニックス号）を、免許センター、大規模商業施設、事業所、地域のお祭りなどに派遣し、運転シミュレーター、自転車シミュレーター、運転操作検査器、夜間視認性点検装置を体験しながら交通安全教育を実施する事業である。今後も子どもや子どもを育てる親にとって安全な交通環境を確保するために重要な事業である。

本事業の委託契約は、平成 27 年の開始以降一般競争入札を行っているが、この間入札を行ったのは落札者である事業実施者のみの 1 者入札が続いている。近年は、事業実施者の人員不足などから本事業の実施回数の減少や繁忙期の回避などに県は応じてきている。実施回数の減少や落札者の繋忙期を避けた事業実施では、効果的な交通安全教育を行えない可能性がある。また、今後同社が入札に参加しなかった場合には事業継続が困難になることが予想される。不調不落の場合には随意契約によらざるを得ない事態となるが、この場合県の交渉力は相対的に低くなり多額の契約金を必要とする事態も考えられる。

【改善提案】

本事業を実施するには、交通安全教育に対する知識を有し、4 トントラックを継続的に運転することができる有資格者を要する事業体であることが必要であり、これらの条件をクリアできる会社はさほど多くはない。しかし、県内にも運転免許教習所を運営する会社が複数存在する。

よって、県は、予定価格を現在の物価高騰を鑑みて多少高く設定すること等を検討し、他の教習所運営会社に入札への参加を促すことが望ましい。

② 実施場所の偏在について【意見】

【現状及び問題点】

本事業の業務実施結果報告書を見ると、実施会場の 8 割程度は、宮崎市に所在する免許センターである。また、毎週金曜日には宮崎市に所在するイオンモール宮崎で実施している。その他を、各地の事業所やお祭りなどで実施している。

実施会場が宮崎市内に集中している理由について担当者にヒアリングしたところ、宮崎市に人口が集中していることのみならず、お祭りや会社などは呼ばれなければ行けないが呼ばれる機会が少ないこと、各地の学校の授業などに組み込もうとすると授業 1 時限内に体験できる人数が 4、5 名となり他の生徒が体験できない等の制約があるとのことである。

【改善提案】

交通安全教育の必要性に地域差があるわけではないことから、県は、各市町村で満遍なく本事業が実施されるように対応を検討することが望ましい。

例えば、各地のお祭りでは、運営本部に地域の警察が入っていることが珍しくない。各地の警察署に対し、お祭りなどでのセーフティフェニックス号の派遣について広報等を行うことが考えられる。また、各地の公立学校では、例えば小学校でバザーと合わせてお祭り等の行事を実施している例は多いと思われる。このような場では、授業時間に縛られない本事業の実施が可能とも考えられる。よって、教育委員会や PTA 組織に対して広報等を行うことが考えられる。

③ 自転車シミュレーターの活用について【意見】

【現状及び問題点】

本事業で使用されるセーフティフェニックス号には自転車シミュレーターも搭載されている。しかし、業務実施結果報告書を見ると、令和 5 年度の活動を通じて一度も自転車シミュレーターが使用されたとの報告はない。

【改善提案】

県は、自転車の事故が社会問題化しヘルメットの着用が努力義務化されるなど自転車の安全教育に対する機運が高まっていることを踏まえ、自転車シミュレーターの積極的な活用について検討することが望ましい。

セーフティフェニックス号の派遣先の 8 割は、免許センターである。免許センターの来場者は自動車運転免許の取得や更新を目的に来ているのであり、ある意味自転車シミュレーターが使用されないのは当然と考えられる。このため、まずは②の意見のとおり派遣先を多様化し、未成年者が多く参加する場所において自転車シミュレーターの体験ができるようにすることが望まれる。また、自転車シミュレーターについては、セーフティフェニックス号から切り離して、交通安全協会が行う各学校の交通安全指導などで活用させるなどの方策も検討することが望ましい。

第5 監査の総括

1．指摘事項及び意見の全体

監査の結果、全体では指摘事項 7 件、意見 58 件であった。

目次	NO.	監査の対象	指摘事項	意見
第 3	総1	宮崎県総合計画 2023 及び第 2 期みやざき子ども・子育て応援プラン[改定版]	0	3
第 4	1	男女共同参画センター管理運営委託費	0	0
	2	私立学校振興費補助金（一般補助）	0	2
	3	私立高等学校等就学支援金	0	3
	4	私立高等学校等奨学給付金	0	1
	5	私立専門学校授業料等減免事業	0	0
	6	人権啓発推進強化事業	0	0
	7	発達障害者支援センター運営事業	0	1
	8	障がい児施設給付費事業	0	0
	9	介護給付・訓練等給付費事業	0	0
	10	特別障害者手当等給付費	0	0
	11	重度障がい者（児）医療費公費負担事業	0	2
	12	健やか妊娠サポート事業（うち女性専門相談事業、妊娠総合相談支援事業）	2	1
	13	安心してお産のできる体制推進事業（うち周産期母子医療センター運営事業）	0	1
	14	小児慢性特定疾病医療費	0	1
	15	ひなたの出逢い・子育て応援運動推進事業	1	2
	16	未来につなげる少子化対策調査事業	0	0
	17	ファミリー・サポート・センター事業	1	2
	18	「家事・育児」シェア推進事業	0	0
	19	少子化対策市町村支援事業	0	0
	20	みやざき結婚サポート事業	0	1
	21	児童手当等県負担金	0	1
	22	子育て支援乳幼児医療費助成事業	0	1
	23	地域子育て支援拠点事業	0	2
	24	利用者支援事業	0	2
	25	子どものための教育・保育給付費事業	0	1
	26	子育て支援施設等利用給付費事業	0	1
	27	幼児教育の質の向上のための環境整備事業	1	0

目次	NO.	監査の対象	指摘事項	意見
	28	保育士修学資金貸付等事業	0	1
	29	保育士等キャリアアップ研修事業	0	1
	30	一時預かり事業	0	1
	31	延長保育事業	0	1
	32	病児保育事業	0	1
	33	放課後児童クラブ事業	0	1
	34	児童家庭支援センター設置運営事業	2	0
	35	児童虐待防止対策緊急強化事業	0	0
	36	里親が育て、地域が育てる！里親委託総合推進事業	0	0
	37	ひとり親家庭等日常生活支援事業	0	1
	38	子どもの生活・学習支援事業	0	1
	39	母子等福祉強化推進事業	0	2
	40	ひとり親家庭キャリアアップ自立支援事業	0	1
	41	児童扶養手当給付費事業	0	1
	42	ひとり親家庭医療費助成事業	0	1
	43	県中小企業融資制度（創業・新分野進出支援貸付）事業	0	1
	44	県中小企業融資制度（みやざき成長産業育成貸付）事業		
	45	みやざき食の安全・県産県消推進事業（うち食の魅力発信・県産県消推進事業） 宮崎「食」のもったいない実践推進事業	0	2
	46	県単都市公園整備事業	0	0
	47	院内一時保育事業	0	3
	48	県立学校老朽化対策事業	0	0
	49	宮崎県育英資金貸与事業	0	2
	50	高等学校等就学支援金交付金	0	0
	51	特別支援学校医療的ケア実施事業	0	1
	52	県立高等学校生活支援充実事業	0	2
	53	地域と学校の絆を育む体制整備推進事業	0	2
	54	交通安全指導員委託事業	0	1
	55	交通安全教育隊委託事業	0	3
合計			7	58

2. 指摘事項及び意見一覧

各監査対象部署における事業毎の指摘事項又は意見の一覧は以下のとおりである。

(1) 総合政策部みやざき文化振興課

2	私立学校振興費補助金（一般補助）
意見①	私立学校振興費補助金の算出過程の公開について

【現状及び問題点】

私立学校振興費助成金の予算枠や配分要領は各私立学校に公表されているものの、算出過程は公開されていないため、各私立学校ではその年度の振興費助成金がいくらになるのか、その金額の決定通知が送付されるまでは知りえないことになっている。

県としては、その算出過程を公開する予定はないようであるが、私立学校側からすれば、今後、学校の経営や教育をどのように変えていけば、より多くの助成を受けることができるのかが分かりづらいことになっている。

【改善提案】

算出過程は、県内の私立学校による相対評価であるため、それを全て公開することが無理であったとしても、各私立学校に対し、経営や教育において力を入れるべきポイントの明確化になると考えられることから、各私立学校自身の算出過程における項目（定員の遵守割合、特色のある教育の実施状況等）の点数だけでも公開することが望ましい。

意見②	成果指標について

【現状及び問題点】

当該事業については、成果指標が設定されていない。私立学校に対し、振興費を助成することの指標を設定することは難しいことは理解できる。

しかし、県の財源が入っている以上、何らかの指標の設定が有用であると考えられる。

【改善提案】

当該私立学校振興費助成金の額は、各私立学校における定員の遵守割合や、特色のある教育の実施状況、スポーツの活躍度合いによって決められることになっているが、例えば、その点数の伸び率などを指標として設定することにより、上記の算出過程の公開とも総じて、各私立学校の取り組みの強化を促すことも望ましい。

3	私立高等学校等就学支援金
意見①	事務費交付金について

【現状及び問題点】

私立高等学校等就学支援金の支給は、支給対象高等学校等の設置者が、受給権者に代わって就学支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てることをもって行われるため、保護者は各学校に手続きに必要な書類を提出し、各学校は県よ

り支払いを受けた就学支援金を授業料に充てる事務処理を行うことになる。

そのため、各学校の事務担当者における手間や事務処理のための事務用品等を考慮し、各学校に対し事務費交付金が支給される。各学校に対して支給する事務費交付金は、その交付要綱にその対象となるものが指定されており、一つ一つの交付内容は特に問題となる支給はない。

ただし、各学校により請求する内容が異なっているため、各学校への支給額を全体で俯瞰してみれば、各学校の就学支援金の対象人数と整合しておらず、本当に事務費交付金の趣旨に沿っているのか疑問である。

【改善提案】

県は、事務費交付金の支給する趣旨に鑑み、各学校への事務費交付金の公平性も考慮した上で、支給額を検討することが望ましい。例えば、各学校における事務費交付金と就学支援金の対象人数は概ね比例関係にあると考えられることから、そのような観点から検証を行い、過大又は過小な支給がないか検討することが考えられる。

意見②	事務費交付金に係る消費税控除について

【現状及び問題点】

通常、補助金の交付対象に需用費等がある場合には、補助金の交付を受けた事業者は、補助金に係る消費税について仕入税額控除を受けた際は、控除額に含まれる補助金額が事業者に重複して交付されることになるため、予め控除して請求するか、事後的に返還する必要がある。

しかし、当該就学支援金に係る事務費交付金については、交付要綱にも上記の消費税に係る記載はないことから、税込みの金額で交付がされ、事後的な返還も行われていない。

【改善提案】

学校法人によっては消費税の課税事業者となっている学校もあると考えられることから、私立学校が課税事業者に該当しているかを確かめたうえで、課税事業者である場合には他の補助金と同じような消費税に係る取扱いを行うことが望ましい。

意見③	就学支援金の県独自の上乗せ措置について

【現状及び問題点】

都道府県の中には、文部科学省が定めた就学支援金による支援のほかに、県独自の上乗せ措置を行っている県もある。

県においても、“各学年 4～6 月の就学支援金の認定が「加算なし」又は「所得制限」であった生徒が 7 月の認定で「加算あり」になった場合、4～6 月の授業料について同水準まで減免する（県負担 2/3、学校負担 1/3）。”という措置はある。

しかし、隣県である鹿児島県では、生活保護世帯や住民税非課税世帯等を対象とした上乗せ支援を行っている。また、大分県では、年収 590 万円を超えている世帯についても一定

の支援を行っている。これらは、県の上乗せ措置に比較してより拡充された内容であると考えられる。

【改善提案】

予算の問題はあるものの、昨今では、私立学校においては県を跨いで学校を選択する生徒もいると考えられる。よって、県は、他の都道府県の事例を参考にしながら、生活保護世帯等に対する上乗せ支援を行う等より拡充した制度を検討することが望ましい。

4	私立高等学校等奨学給付金
意見①	私立高等学校等奨学給付金算定のシステム化について

【現状及び問題点】

高等学校等就学支援金については、「e-Shien」(高等学校等就学支援金オンライン申請システム)というシステムが文部科学省主導で構築され、各学校の事務担当者はその「e-Shien」にログインしたうえで事務処理を行っている。

しかし、私立高等学校等奨学給付金については、同じように各学校の事務担当者が事務処理を行っているものの、何のシステム化も行われていないため相当な手間がかかっている、とのことである。

【改善提案】

当該事業については、高等学校等就学支援金と同様、事業終了年度も定められておらず、この奨学給付金も今後も継続的に実務は続いていくと考えられる。

よって、県は、事務担当者の手間を軽減するためにシステム化を推進すること、又は、「e-Shien」と同様に全国的に統一的なシステムの構築へ向けて国へ要望することが望ましい。

(2) 福祉保健部障がい福祉課

7	発達障害者支援センター運営事業
意見①	アウトリーチ型の施策の検討について

現状及び問題点】

本事業は、発達障害者支援センターを宮崎市、都城市、延岡市の 3 ヶ所に設置し、発達障がい者及びその家族に対し、相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発・研修を実施するものである。発達障がいについては、早期に発見し適切な支援に繋がっていくことが、障がいを持つ人の生きづらさの解消や二次的障害の予防につながることの理解が広まってきており、本事業もその一端を担っている。

県の障害児施設給付費事業（事業 8）も近年事業費が増加傾向にあり、早期発見早期支援が浸透してきた結果とのことである。

ところで、監査人補助者も発達障がいを持つ子供の親であるが、宮崎県発達障害者支援センターの存在は今回初めて知ることとなった。また、発達障がいの子どもを持

つ親からすると、日常的に一緒にいることからくる慣れからか、親特有のバイアスがあるからか、子どもの発達障がいに気づきにくいものである。親に発達障がいに対する広い知識と適切な専門家との相談を求めるのは本来的に難しい分野である。発達障がいの早期発見には、この分野に知見のある保育士など子どもと日常的に接する第三者の存在が欠かせない。

本事業は、数多くの相談支援や依頼を受けた際の講師派遣、相談を受けた際の幼稚園、保育園での観察、相談を行っているが、いずれも頼まれて行うもので受動的と言える。保育園や幼稚園に子供を通わせていない家庭や、発達障がいに理解のある保育士等がいない保育園等では本来支援が必要な児童がむしろ見過ごされている可能性がある。

【改善提案】

県は、幼稚園・保育園に子どもを通わせていない家庭や、講演依頼や園児の観察などの依頼がない幼稚園や保育園などへの積極的な普及啓発活動も施策の一つとすることが望ましい。また、本事業には達成すべき指標が設定されていないが、本来支援が必要であるにもかかわらず見過ごされてきた児童をどれだけ早期発見早期支援に繋げて行けるかを達成すべき指標または目標に定めて事業を評価することが望ましい。

11	**重度障がい者(児)医療費公費負担事業**
意見①	**対象となる病状の範囲について**

【現状及び問題点】

この重度障がい者(児)医療費の公費負担については、その対象となる病状の範囲が各県や各市町村で異なっているという特徴がある。

また、県においては、精神障害を有している重度障がい者に対しては医療費の公費負担をしておらず、鹿児島県や熊本県といった隣県に比して、範囲が狭いという特徴もある。

【改善提案】

住んでいる県・市町村によって、医療費の公費負担がある場合もあれば、ない場合もあるため、そのあたりについては、県は、国に対して統一的な範囲を定めるよう要望していくことが望ましい。

また、県は、近隣県と同様に精神障害を有する重度障がい者に対する助成についても検討していくことが望ましい。

意見②	**助成額誤りに係る調査及び市町村等への指導強化について**

【現状及び問題点】

令和 5 年度の重度障がい者(児)医療費公費負担事業補助金については、一旦、県から各市町村への助成額が確定したものの、その後、金額が誤っていたものがあった。具体的には、宮崎県後期高齢者医療広域連合において、後期高齢者医療制度加入者に対する高額

介護合算療養費等について、医療保険分の自己負担額の算定誤りにより、令和 5 年度に支給した高額介護合算療養費等の一部を過大に支給していたということがあったため、その玉突きで助成額自体も誤っていたというものであった。

県は、支払処理期限の都合上、当該修正分については、令和 6 年度で処理を行っていた。当該事案については、その経緯や原因、今後の対応、再発防止策がまとめられていたが、他に同様の事案が発生していないとは言い切れないと考えられる。

【改善提案】

県は、上記のような助成額の誤りが発生した場合、他に同じような補助事業において同様の事案が発生していないか類似案件の調査を必ず実施することが望ましい。また、今後、同様の事案が発生しないよう、各市町村等への指導を強化し、特に、再発防止策が適切に実行されているかを確認することが望ましい。

(3) 福祉保健部健康増進課

12	健やか妊娠サポート事業（うち女性専門相談事業、妊娠総合相談支援事業）
指摘事項①	健やか妊娠サポート事業に係る事業者の選定方法について

【現状及び問題点】

健やか妊娠サポート事業について、県は、次のような理由により、随意契約（1 者随契）を締結している。

＜随意契約理由＞

（理由）

地方自治法施行令第 16 7 条の 2 第 1 項第 2 号に該当

この委託業務は、女性の健康の保持及び望ましい妊娠・出産を推進するため、健康教育による思春期の特徴や心とからだの発達、命の大切さ、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発及び妊娠・出産に関する相談に関わる母子保健関係者の資質向上ための研修会の実施である。

これらの委託業務の実施にあたって、

(1) 健康教育実施のための講師として適切な助産師を随時確保できる体制を有すること

(2) 研修会の企画実施のために妊娠・出産に関する専門的知識等を必要とすること

等の要件を満たすものである必要がある。

これらの条件を満たす団体として、一般社団法人宮崎県助産師会以外にはない。

※出所：県作成資料

たしかに、受託事業者は、上記記載の要件を満たすものと考えられる。しかし、当該要件を満たすのは、受託事業者のみと断定はできず、例えば、特定の医療機関等が受託できる可

能性は否定できない。すなわち、受託事業者が唯一の契約可能事業者であることの合理的説明が欠如している。

したがって、本事業における契約を随意契約（1 者随契）とするのは適切ではない。

【指摘事項】

県は、公平性及び経済性を担保するために、本事業に係る受託事業者の選定について、競争性のある選定手続を実施すべきである。

なお、本事業については、受託者の創意工夫等を活用した事業の実施も有効と考えられるため、公募プロポーザルの実施も考えられる。

指摘事項②	健やか妊娠サポート事業に係る仕様内容の明確化について

【現状及び問題点】

前述のとおり、健やか妊娠サポート事業について、県は、業務委託を実施している。

当該委託に係る仕様内容については、「健やか妊娠サポート事業実施要領」（以下「本実施要領」という。）に次のような記載がある。

＜妊娠サポート事業実施要領の内容＞

健やか妊娠サポート事業実施要領

平成 29 年 4 月 1 日

宮崎県福祉保健部健康増進課

第 1 目的

命の大切さ、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発及び母子保健関係者の資質向上により、健やかな妊娠に向けた総合的なサポートを実施し、女性の健康の保持及び望ましい妊娠・出産の推進を図る。

第 2 事業の実施

本事業は、県と一般社団法人宮崎県助産師会、県教育委員会、教育機関等の関係機関との連携により実施する。

第 3 事業の内容について

（1） 健やか妊娠推進のための健康教育

1） 健康教育の実施（宮崎県助産師会）

①希望のある学校等において、生徒に対する健康教育を実施する。

②事前に学校等と連絡をとり、日程、場所及び内容の調整を行う。

2）県教育委員会との調整（健康増進課）

健康教育を効率的、効果的に実施するために県教育委員会との連絡をとり、宮崎県助産師会との調整を図る。

3） アンケートの実施及び実施報告書等の提出

事業終了後、学校等は、アンケート(様式 1)を実施し、県助産師会へ実施報告書(様式 2)及びアンケート集計結果(様式 3)を提出する。

(2)研修会

1) 母子保健関係者に対し、妊娠・出産の相談に関する研修会を開催する。

2) 研修会実施に際しては、地域の現状及び研修会後のアンケート等を分析し、より効果的な実施について検証する。

3)研修会の内容・場所・日程について、企画・運営を行う。

回数:3 回程度

場所:県内 3 か所

第 4 情報の保護及び目的外利用の禁止

本事業に関する関係者は、個人の情報保護には最大の配慮を払うとともに、本事業により知り得た情報を本事業の目的以外に利用しないものとする。

第 5 その他.

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、県と宮崎県助産師会とで、その都度協議するものとする。

附則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

本実施要領によれば、「健やか妊娠推進のための健康教育」や「研修会」を実施することは把握できるものの、具体的な仕様内容、例えば、健康教育の具体的内容や妊娠・出産の相談に関する研修会の具体的内容は明示されていない。このため、具体的内容は受託者である宮崎県助産師会へ丸投げしているかのような文章となっている。

仕様内容が明確でない場合、委託者と受託者の認識の齟齬が生じやすく、期待される品質の水準が不明確となる、受託者の意図と異なる内容となる、問題発生時の対応責任が不明確となる等といったリスクが生じかねない。

【指摘事項】

県は、健やか妊娠サポート事業について、仕様内容に係る十分な検討を行い、明確な記述を行うべきである。

具体的には、「健やか妊娠推進のための健康教育」については、目的、健康教育としての実施事項や実施時期、対象となる学校等の選定方法や選定数等が考えられる。

また、「研修会」については、目的、研修会の具体的内容、実施時期等が考えられる。

意見①	相談窓口の充実化について

【現状及び問題点】

女性専門相談事業について、現状の相談日等は以下のとおりである。

項目	内容
相談場所	中央保健所(宮崎市霧島 1-1-2)
相談日	月曜日～金曜日(祝日休)
相談時間	午前 9 時 30 分～午後 3 時 30 分
相談方法	電話、面接(予約制)
相談対応者	女性専門相談員
費用	無料

これを踏まえると、相談日には土日が含まれず、また相談時間も午後 3 時 30 分までであり、就労女性が利用しづらい可能性があるとともに、夜間や休日の相談ニーズに対応できていない。また、相談方法は、電話又は面接であるため、オンライン等による相談の選択肢がない。

【改善提案】

上記を踏まえ、県は、相談窓口の充実化について検討することが望ましい。具体的には、相談時間の延長や相談曜日の拡充が考えられるが、これらの検討にあたっては、相談者のニーズを調査しつつ、検討することが望ましい。また、オンライン等による相談窓口の設置についても検討することが望ましい。県によれば、スマートフォンのメッセージアプリを活用したオンライン等による相談について検討中とのことであった。相談者の利便性や満足度の向上を目指し、導入に向けて積極的に検討されたい。

13	**安心してお産のできる体制推進事業(うち周産期母子医療センター運営事業)**
意見①	**実績報告の確認について**

【現状及び問題点】

本事業については、補助金等の交付先である各医療機関から実績報告が提出されており、県は、当該実績報告の内容確認を行っている。

事業実績書の具体的な確認方法について質問したところ、交付先が提出する経費所要額精算書、実績額明細書等の内容確認を行っているが、これらに記載された数値の正確性を検証するために会計帳簿類や領収書等の原始証憑との整合性の確認は行っていないとのことであった。

【改善提案】

会計帳簿類や原始証憑との整合性の確認を実施していない場合、補助対象外経費へ補助金が充当された場合に発見できないリスクが生じる。

よって、県は、上記のリスクを踏まえ、実績確認を慎重に行い、必要に応じて交付先へのヒアリングや会計帳簿及び原始証憑の確認等を実施することが望ましい。

なお、実績確認の方法について、全ての会計帳簿や原始証憑を確認することは費用対効果の観点から現実的ではないため、サンプルベースで確認を行う等、効率性にも留意することが望ましい。

14	小児慢性特定疾病医療費
意見①	治療研究のフィードバックについて

【現状及び問題点】

本事業については、上記の事業概要にも記載があるとおり、「治療研究を推進し、医療の確立を図る」という目的もある。

しかし、県は、医療機関からどのような研究に生かされたかのフィードバックを受けておらず、目的の一つが達成されていない。

【改善提案】

県は、本事業の目的の一つである治験研究について、小児慢性特定疾病でどのような情報が医療機関に提供され、それがどのような研究に生かされているのかを、定期的にフィードバックを受けることが望ましい。

(4) 福祉保健部こども政策課

15	ひなたの出逢い・子育て応援運動推進事業
指摘事項①	業務委託契約書に添付されている別記について

【現状及び問題点】

当事業の業務委託契約書に添付されている「別記1　個人情報取扱特記事項」について最新の様式ではなかったものがあった。個人情報についてその取扱いには細心の注意が求められる。また県では、当該特記事項に関して令和 5 年 4 月 1 日に改正が行っている。さらに、当該事業に係る業務委託契約書において「乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記 1 個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。」との規程がある。これらを踏まえると、個人情報について誤った取り扱いを行ってしまう可能性があり問題である。

【指摘事項】

業務委託契約書を作成するにあたり別記等の添付書類も含めて最新の様式であるか確認する必要がある。

意見①	当補助金事業における補助金交付申請書とその添付書類の日付の不整合について

【現状及び問題点】

当補助金事業において「令和 5 年度　出逢い・子育て環境づくり支援事業費補助金交付申請書」の提出が行われているが、当該補助金交付申請書の日付よりも添付書類である納税証明書の日付が遅いものが散見された。これは、申請受付以降の審査の過程において添付書類の再提出等のやり取りが行われている結果であるが、その経緯が不明瞭である。

【改善提案】

補助金交付申請書を受け付けた以降に添付書類を再提出させる等のやりとりがあった場合は、その経緯を残すことが望ましい。

意見②	業務委託契約における成果物等の提出について

【現状及び問題点】

県は、委託事業として「令和 5 年度 「子育て応援カード」ウェブサイト保守管理業務」を行っている。当該業務委託契約の第 11 条において成果物等の提出が規定されている。具体的には、①成果報告書（別添 1）、②収支精算書（別添 2）及び③成果品（別添 3）が受託者から委託者である県に提出されている。現状の③成果品では、受託者の業務が適切に行われていたか否か判断するには十分であるとは言い難い状況にある。

【改善提案】

上記③成果品（別添 3）は、受託者がその業務を適切に行ったことを証明する書類であるとともに委託者である県は、業務委託契約書第11条に規定されているとおり受託者の業務が合格か不合格か判断する資料であり重要なものである。実際に行った業務内容が容易に把握できるよう、業務実施前と実施後の成果品を可視化し対比できる形式で提出を求める等、成果品の提出要領等についての検討が必要と考える。

17	ファミリー・サポート・センター事業
指摘事項①	指標における目標値の未設定について

【現状及び問題点】

上記「（1）事業概要　5）事業の効果（達成すべき指標）」において目標値が設定されていなかった。事業の目標達成には、具体的な指標を設定することが不可欠である。指標は、事業の有効性を判断する基準となるものであるとともに当該指標を分析し、適切な施策を立てることで効果的な改善策を実施することを可能とするものである。当該事業における事業実施主体は市町村であるが、指標における目標値が未設定である場合、当該事業の有効性を評価することができず、また適切な改善策を実施することが出来ず問題である。

【指摘事項】

事業の有効性の評価及び改善策の立案実施のため、指標における目標値の設定を行う必要がある。

意見①	ファミリー・サポート・センター事業の課題について

【現状及び問題点】

ファミリー・サポート・センター事業について県へのヒアリング及び資料等の閲覧を行った結果、以下の課題があると考えられる。

Ⅰ　県におけるファミリー・サポート・センターの設置市町村数は、令和 5 年度末時点で県内の全市町村 26 のうち 14 市町村であった。

Ⅱ　提供会員になるには会員登録時に講習を受けることとされているが、市町村によって実施される講習の内容や時間は異なり、特に依頼会員の子どもを預かる事についての安全面の知識等が不足している可能性を否めないと考えられる。

【改善提案】

まず、「ファミリー・サポート・センターの設置・運営に係る具体的かつ詳細な課題」、「既設置ファミリー・サポート・センターの目標の達成状況」及び「未設置市町村における未設置の具体的かつ詳細な理由」等に関して、県内における各ファミリー・サポート・センターの実態について調査及び分析を行うことが望まれる。

次に、上記調査及び分析結果に基づき、講習会開催費、会員向け交流会の開催費及び提供会員の処遇改善等に関する助成制度の拡充等の市町村等に対する追加的な支援策を検討されたい。

意見②	ファミリー・サポート・センターに係る補助金審査の強化について

【現状及び問題点】

県は、補助金等の額を確定する場合は、各補助金の交付要綱及び県の補助金等の交付に関する規則に基づき、補助金額及び内容について審査等を行う必要がある。

＜補助金等の交付に関する規則＞

（補助金等の額の確定等）

第 15 条　知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、その旨を当該補助事業者に通知する。

※出所：補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年 12 月 1 日規則第 49 号）

県に対するヒアリング等を行った結果、「宮崎県子ども・子育て支援交付金交付要綱」に基づく提出された実績報告書及びその添付資料等の確認は行っているとのことであった。

＜宮崎県子ども・子育て支援交付金交付要綱＞

（実績報告）

第 8 条　規則第 14 条第 1 項の規定による実績報告は、実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は交付決定のあった年度の翌年度の 4 月 10 日にいずれか早い期日までにしなければならない。

(1) 精算額調書（別表 1）

(2) 事業実績書（別表 2）

(3) 収支決算書(別表 3)

※出所:宮崎県子ども・子育て支援交付金交付要綱

しかし、上記(2)事業実績書(別表 2)に記載されている件数、会員数、人数等の各数値については、その基礎資料まで遡り数値の実在性、正確性等を検証するまでには至っていない。また、市町村が補助対象であり、第一義的には市町村で補助金額の確認が行われているはずであり、県が改めて基礎資料まで遡った資料まで行う必要性は高くないとの見解であった。

【改善提案】

上述のとおり、補助金の審査については、補助金額の基礎資料まで遡り数値の実在性、正確性等を検証するまでには至っていない。また、第一義的には市町村で補助金額の確認が行われているとしても、市町村で確認されたとの証跡を示す書類は、各補助金の実績報告書には添付されていない。

このため、県は、地域子ども・子育て支援事業に係る補助金について、市町村において第一義的に補助金額の基礎資料等による確認が行われているとすれば、その確認結果を添付書類として提出することを依頼する等、審査の強化を検討することが望まれる。具体的には、補助金額算出の根拠となる件数、会員数、人数等の各数値について、その基礎資料まで遡り数値の実在性、正確性等を検証するためのチェックリスト等を作成し、市町村に当該チェックリスト等で確認することを依頼することが考えられる。また、県が補助金の審査を行う際は、審査の項目、審査の要点及び審査に係る具体的な対応事項等、審査の各項目等を整理したマニュアルを作成し、審査時に活用することが考えられる。

20	みやざき結婚サポート事業
意見①	みやざき結婚サポートセンターが運営しているウェブサイトに記載されている情報の更新について

【現状及び問題点】

みやざき結婚サポートセンターが運営しているウェブサイトを閲覧したところ、「ご成婚者様の声」というページに「これまでの成婚数」及び「入籍された方々の日付とコメント」の記載表示があった。ここで当該「これまでの成婚数」に記載表示されている数値は、上記「(1)事業概要 5)事業の効果(達成すべき指標)」に記載されている「指標の実績値」(令和 5 年度実績値)と同じ数値であった。ところが、同ページには、入籍日が令和 6 年度のものも表示されており、公表している「これまでの成婚数」の時点を誤認させる可能性がある。

【改善提案】

当該ウェブサイト上で公表している「これまでの成婚数」については、いつ時点の情報か分かるようにするなど、分かりやすい情報提供に努めるよう検討されたい。

21	**児童手当等県負担金**
意見①	児童手当の寄附について

【現状及び問題点】

児童手当法第 20 条によれば、受給資格者は受け取ることのできる児童手当の寄附を申し出ることができ、その場合には、同条第 2 項にて、「市町村は、前項の規定により受けた寄附を、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するために使用しなければならない。」と使用方法についても規定されている。

県によれば、市町村から当該寄附等についての情報を得ていないとのことだが、寄附金の状況等については、定期的に把握するなどの対応が必要と考える。

【改善提案】

県は、定期的に実施する市町村事務指導監査等の機会を捉え、寄附金の受入事務及び使用状況に関する確認等について検討しておくことが望ましい。

22	**子育て支援乳幼児医療費助成事業**
意見①	市町村ごとの相違について

【現状及び問題点】

当該事業では、事業概要にあるとおり、小学校入学前までの乳幼児を対象としている。小学校入学から 18 歳までの医療費については、市町村が医療費の助成を行っている。

ただし、市町村によって対象年齢や自己負担の支援の内容には相違があるため、どこに住むかによって受け得る助成に違いがあるのが現状である。

【改善提案】

広域行政を担う県としては、地域間の格差はふさわしくないと考える。

よって、県は、県民すべてに平等な助成を行うことができるよう、市町村間の格差を解消し、可能な限り均一な助成を行えるような仕組みについて検討することが望ましい。

23	**地域子育て支援拠点事業**
意見①	支援メニューについて

【現状及び問題点】

事業概要にあるとおり、支援拠点は県内に 74 か所ほど設置されている。支援拠点への支給額を計算している精算額調書によれば、拠点における様々な取組のメニューが想定されているものの、各拠点におけるメニューはほとんど実績が記載されていない。

【改善提案】

メニューの中には、“地域の子育て支援活動の展開を図るための取組”や“地域支援”、“利用者支援事業の実施”など、様々なメニューの欄はあるものの、そのほとんどが空欄になっており、すなわち、それらメニューの実績が無いことを意味している。このため、利用者が伸

びていない拠点の要因の一つになっているとも考えられる。

子育て世帯の情報共有や、悩み相談のためにも、このような子育て支援センターの重要性がますます高まっていると考えられるため、県は、支援メニューの充実や、センターの広報活動により、利用者を増やしていくことが望ましい。

意見②	成果目標について

【現状及び問題点】

事業概要によれば、支援拠点設置数を成果目標にしており、目標値は設定されていないものの実績は取られている。成果指標を設定する以上は、目標値を設定することが望ましいことが当然であるが、それ以前に、支援拠点設置数を成果目標とすることには違和感がある。

【改善提案】

拠点だけ作ればよいというわけではなく、上記のような支援メニューを充実させることにより利用者数を増やすことが一番の目的であると考えられる。

そのため、県は、成果指標としては各支援拠点での利用者数を設定し、その目標と実績を管理していくことが望ましい。なお、利用者数の実績は既に統計が取られていることから、その成果目標の設定も、それほど難しいことではないと考えられる。

24	利用者支援事業
意見①	支援メニューについて

【現状及び問題点】

個別事業№23 の「地域子育て支援拠点事業」と同様、地域の子育て支援センターにおいて、様々なメニューが想定されているものの、№23 と同様、空欄の多い拠点が多い。特に、“多言語対応”はどの拠点においても実績が記載されていなかった。

しかし、これだけ県内で働く外国人材が増えてきた現在において、外国人も安心して子育てができる環境を整備することは、喫緊の課題であるとも考えられる。

【改善提案】

“多言語対応”といっても、昨今では翻訳のための携帯アプリを活用することもできることから、必ずしも多言語に対応した人材を配置する必要はないと考えられる。

よって、県は、そのようなツールの使用も検討しながら、外国人も安心して子育てができる環境を整備することが望ましい。

意見②	成果目標について

【現状及び問題点】

事業概要によれば、実施市町村数を成果目標にしており、目標値は設定されていないものの実績は取られている。成果指標を設定する以上は、目標値を設定することが望ましいことが当然であるが、それ以前に、実施市町村数を成果目標とすることには違和感がある。

【改善提案】

拠点だけ作ればよいというわけではなく、№23 と同様、上記のような支援メニューを充実させることにより利用者数を増やすことが一番の目的であると考えられる。

そのため、県は、成果指標としては各支援拠点での利用者数を設定し、その目標と実績を管理していくことが望ましい。なお、利用者数の実績は既に統計が取られていることから、その成果目標の設定も、それほど難しいことではないと考えられる。

25	子どものための教育・保育給付費事業
意見①	市町村から提出される実績報告書の審査について

【現状及び問題点】

当該事業の実施主体は市町村であり、県は市町村から提出される実績報告書の審査を行っている。

実績報告書の審査に先立って、市町村担当者から給付費算定に当たって疑義が生じた事項等についての質問に対応することや、前年度からの変更事項や各種加算認定に当たって誤りやすい事例等について、市町村の担当者にメール等で連絡を行い、注意喚起を行っている。また、実績報告書の審査に当たっては、交付申請書との整合や必要事項についての入力が行われているかどうか等についての確認は行っているが、市町村が適用すべき加算事項やその単価等、施設への給付要件を十分に理解しているかどうかについての確認はできていない。

【改善提案】

実績報告書の審査作業は、公定価格確定からごく限られた時間で行う必要がある。仮にサンプルチェックを行うとしても、サンプルの抽出基準をどのように設定するかといった問題や、抽出からチェック完了までの十分な作業時間が確保できるかといった問題があり、現実的ではないようにも思われる。

市町村が施設への給付要件を十分に理解した上で実績報告書を作成しているかどうか、効率的・効果的に審査を行うために、例えば、市町村から照会があった事例や当年度の主要な変更点、注意喚起を行った誤りやすい事例等をチェックリスト形式に取りまとめて、市町村に自己チェックを行ってもらい、当該チェックリストを実績報告書に添付して提出を求める等の手続きを追加することが望ましい。

26	子育て支援施設等利用給付費事業
意見①	市町村から提出される実績報告書の審査について

【現状及び問題点】

当該事業の実施主体は市町村であり、県は市町村から提出される実績報告書の審査を行っている。

実績報告書の審査に先立って、市町村担当者から給付費算定に当たって疑義が生じた事項等についての質問に対応することや、前年度からの変更事項等について、市町村の担当者にメール等で連絡する等によって注意喚起を行っている。しかし、実績報告書の審査に当たっては、交付申請書との整合性や必要事項についての入力が行われているかどうか等についての確認は行っているが、市町村が施設への給付要件を十分に理解しているかどうかについての確認までは行われていない。

【改善提案】

実績報告書の審査作業は、市町村から提出された後、ごく限られた時間で行う必要がある。仮にサンプルチェックを行うとしても、サンプルの抽出基準をどのように設定するかといった問題や、抽出からチェック完了までの十分な作業時間が確保できるかといった問題があり、現実的ではないようにも思われる。

市町村が施設への給付要件を十分に理解した上で実績報告書を作成しているかどうか、効率的・効果的に審査を行うために、例えば、市町村から照会があった事例や当年度の主要な変更点等をチェックリスト形式に取りまとめて、市町村に自己チェックを行ってもらい、当該チェックリストを実績報告書に添付して提出を求める等の手続きを追加することが望ましい。

27	幼児教育の質の向上のための環境整備事業
指摘事項①	補助対象経費に該当するかどうかの判断について

【現状及び問題点】

本事業による補助対象経費については、「教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）実施要領」（平成 27 年 5 月 21 日初等中等教育局長裁定、令和 5 年 6 月 26 日最終改正）（以下「実施要領」という。）に定めがあり、その具体的な運用については「教育支援体制整備交付金 QandA」（以下「QandA」という。）が発出されている。

「QandA」における補助対象経費の記載は次のとおりである。

質問	回答
対象となる経費はどのようなものか。	要領上挙げている設備の購入費と備え付け経費。
整備した物品のシステム更新料や維持費は対象となるか。	対象外。（設備としての初期投資のみが対象。）
運搬費（運賃、送料）は対象となるか。	対象外。

※出所：教育支援体制整備交付金 QandA

補助金の交付対象となった施設から提出された補助金等交付申請書及び令和 5 年度宮崎県教育支援体制整備事業費交付金事業実績報告書を閲覧した。その結果、総事業費のうち補助対象経費と補助対象外経費との区分について、運搬費（運賃、送料）について検討したところ、補助対象外経費として査定は適切に実施されていると判断できた。

しかし、設備の備え付け経費が明確に補助金申請書に記載されていた 8 施設について、

備え付け経費に相当する金額が補助対象外経費とされていた。これは、実施要領及びQandAとは異なる取扱いである。

当該8施設については補助金が過小に交付されたこととなる。

【指摘事項】

前述のとおり、県は、補助金算定を誤っていることから、適切な補助金交付事務を徹底すべきである。

なお、補助金交付事務については、補助対象経費の適否の判断等について一定の経験を要するなど担当者が誤るリスクがある。このため、補助金算定時に留意すべき事項のチェックリストを作成し運用することや、複数の職員によるダブルチェックを行う等、リスクを踏まえた対応を検討すべきである。

28	保育士修学資金貸付等事業
意見①	成果指標について

【現状及び問題点】

当該事業については、成果指標が設定されていない。当該事業は、保育士資格取得を目指す学生の保育士修学資金の貸付、及び潜在保育士の就業を支援するために保育料の一部貸付等を行うことによって保育人材確保を図ることを目的としている。修学資金貸付を受けた者は、貸付の種類ごとに県内で保育士としての業務従事期間就業することにより返還義務が免除される仕組みである。例えば、保育士就学資金の場合、貸付開始から返還免除まで最短でも7年を要する。長期間にわたる資金の貸付を行う事業であり、支出の成果が表れるまでに相当の期間を要するため、指標の設定に困難が伴うことは理解できるが、上述の事項を考慮すると、成果指標の設定が全く不可能なわけではない。

【改善提案】

上述のとおり、当該事業による貸付金は、貸付の種類ごとに保育士としての業務従事期間等所定の条件を満たすことによって返還を免除することが定められている。当該事業によって、保育士の就業者数の増加や勤続期間の伸長等の効果が期待されると考えられる。これを踏まえると、例えば、県内施設に勤務する保育士の新規就業者数や平均勤続年数、貸付実施総額に対する返還免除額の比率等を指標として設定することが考えられる。

29	保育士等キャリアアップ研修事業
意見①	委託事業者選定について

【現状及び問題点】

保育士等キャリアアップ研修（以下、本事業において「研修」という。）は、国が実施している処遇改善の取り組みに関する事業であり、全国の都道府県等で実施されている。保育施

設が保育給付に係る処遇改善加算を受給するには、対象となる保育士等は研修の受講が必要であり、今後段階的に受講が必要な分野数が増加することが予定されている。

研修の実施方法等については、厚生労働省が「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において、次のとおり、実施主体及び実施方法等を定めている。

> 2　実施主体
>
> 研修の実施主体は、都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関（市町村（特別区を含む。）、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体に限る。）とする。
>
> 3　研修内容等
>
> （省略）
>
> （5）実施方法
>
> 研修の実施にあたっては、講義形式のほか、演習やグループ討議等を組み合わせることにより、より円滑、かつ、主体的に受講者が知識や技能を修得できるよう、工夫することが望ましい。また、eラーニングで実施する場合は、保育士等キャリアアップ研修をeラーニングで実施する方法等に関する調査研究（平成 30 年度厚生労働省委託事業）を参考にすること。
>
> （省略）
>
> 7　その他
>
> （1）都道府県が研修を実施する場合、都道府県が適当と認める団体に研修の全部又は一部を委託することができるものとし、研修実施機関が研修を実施する場合、適切に研修を実施し、研修修了の評価を行うことができる範囲において、研修の一部を委託することができるものとする。

※出所：ガイドラインから監査人が一部抜粋

本事業は、上記のうち都道府県が実施主体となって実施する研修（以下「主催研修」という。）の全部を委託するものであり、都道府県知事の指定した研修実施機関が実施主体となって実施する研修（以下「指定研修」という。）は本事業に含まれていない。

本事業に係る受託事業者は、企画提案競技（プロポーザル方式）によって選定されている。令和 3 年度は 1 者、令和 4 及び 5 年度はそれぞれ 2 者が応募しており、3 年連続して同一事業者が選定されている。結果として、過去 3 年間の応募者数は多いとは言えない。

この点についての県の説明は、次のとおりである。すなわち、「本県の主催研修においては、受講者である保育士等のニーズに応じて、受講者が集合型研修とeラーニング研修を選択できる仕様で受託者を募集している。他県においては主催研修をeラーニングのみで実施しているところもあり、そのため、本県の事業は事業者の負担が大きく、実施できる事業者が限られてくると考えている。」とのことである。

この点、県が受講者のニーズに応じて受講しやすい仕様としたことは評価できる。また、本事業は講師選定や研修プログラムの作成等専門的な知識や経験が必要であることから、受託可能な事業者が一定程度限定されていることは理解できる。

しかし、集合型研修とeラーニング研修は、それぞれ異なる環境の研修形態であり、そのいずれかに強みを持つあるいは特化して事業を行っている事業者もあると考えられる。また、他都道府県がホームページで公開している主催研修の委託先に関する情報を見る限り、研修形態や対象者を基準に研修を分割して、複数の事業者に委託している事例も見受けられる。

大分県保育士等キャリアアップ研修
1　大分県主催（令和６年度計画）
（４）　学校法人Ａ学園〔大分県委託〕
（５）　Ｂ連合会〔大分県委託〕
　保育コーディネーター認定者限定
（６）　ｅラーニング研修（委託先　Ｃ株式会社）
2　県が指定する研修実施機関が実施する研修

※出所：大分県ホームページから監査人加工

このような状況を踏まえ、今後も現仕様を維持したまま事業者募集を継続すると、県の事業者選定の選択肢が限定されることによって、より有効な事業遂行が可能な事業者選定の機会を失うことが懸念される。

【改善提案】

県は、他都道府県における事業実施状況も参考にしながら、例えば、集合型研修とeラーニング研修を分離して受託事業者を募集することの可否について検討することが望ましい。

30	一時預かり事業
意見①	市町村から提出される実績報告書の審査について

【現状及び問題点】

当該事業の実施主体は市町村であり、県は市町村から提出される実績報告書の審査を行っている。

実績報告書の審査に先立って、市町村担当者から給付費算定に当たって疑義が生じた事項等についての質問に対応することや、前年度からの変更事項等について、市町村の担当者にメール等で連絡する等によって注意喚起を行っている。また、実績報告書の審査に当たっては、交付申請書との整合や必要事項についての入力が行われているかどうか等についての確認は行っているが、市町村が施設への給付要件を十分に理解しているかどうかについての確認はできていない。

【改善提案】

実績報告書の審査作業は、市町村から提出された後、ごく限られた時間で行う必要がある。仮にサンプルチェックを行うとしても、サンプルの抽出基準をどのように設定するかといった問題や、抽出からチェック完了までの十分な作業時間が確保できるかといった問題があり、現実的ではないようにも思われる。

市町村が施設への給付要件を十分に理解した上で実績報告書を作成しているかどうか、効率的・効果的に審査を行うために、例えば、市町村から照会があった事例や当年度の主要な変更点等をチェックリスト形式に取りまとめて、市町村に自己チェックを行ってもらい、当該チェックリストを実績報告書に添付して提出を求める等の手続きを追加することが望ましい。

31	延長保育事業
意見①	市町村から提出される実績報告書の審査について

【現状及び問題点】

当該事業の実施主体は市町村であり、県は市町村から提出される実績報告書の審査を行っている。

実績報告書の審査に先立って、市町村担当者から給付費算定に当たって疑義が生じた事項等についての質問に対応することや、前年度からの変更事項等について、市町村の担当者にメール等で連絡する等によって注意喚起を行っている。また、実績報告書の審査に当たっては、交付申請書との整合や必要事項についての入力が行われているかどうか等についての確認は行っているが、市町村が施設への給付要件を十分に理解しているかどうかについての確認はできていない。

【改善提案】

実績報告書の審査作業は、市町村から提出された後、ごく限られた時間で行う必要がある。仮にサンプルチェックを行うとしても、サンプルの抽出基準をどのように設定するかといった問題や、抽出からチェック完了までの十分な作業時間が確保できるかといった問題があり、現実的ではないようにも思われる。

市町村が施設への給付要件を十分に理解した上で実績報告書を作成しているかどうか、効率的・効果的に審査を行うために、例えば、市町村から照会があった事例や当年度の主要な変更点等をチェックリスト形式に取りまとめて、市町村に自己チェックを行ってもらい、当該チェックリストを実績報告書に添付して提出を求める等の手続きを追加することが望ましい。

32	病児保育事業
意見①	市町村から提出される実績報告書の審査について

【現状及び問題点】

当該事業の実施主体は市町村であり、県は市町村から提出される実績報告書の審査を行

っている。

実績報告書の審査に先立って、市町村担当者から給付費算定に当たって疑義が生じた事項等についての質問に対応することや、前年度からの変更事項や各種加算認定に当たって誤りやすい事例等について、市町村の担当者にメール等で連絡する等によって注意喚起を行っている。また、実績報告書の審査に当たっては、交付申請書との整合や必要事項についての入力が行われているかどうか等についての確認は行っているが、市町村が施設への給付要件を十分に理解しているかどうかについての確認はできていない。

【改善提案】

実績報告書の審査作業は、市町村から提出された後、ごく限られた時間で行う必要がある。仮にサンプルチェックを行うとしても、サンプルの抽出基準をどのように設定するかといった問題や、抽出からチェック完了までの十分な作業時間が確保できるかといった問題があり、現実的ではないようにも思われる。

市町村が施設への給付要件を十分に理解した上で実績報告書を作成しているかどうか、効率的・効果的に審査を行うために、例えば、市町村から照会があった事例や当年度の主要な変更点、注意喚起を行った誤りやすい事例等をチェックリスト形式に取りまとめて、市町村に自己チェックを行ってもらい、当該チェックリストを実績報告書に添付して提出を求める等の手続きを追加することが望ましい。

33	放課後児童クラブ事業
意見①	成果指標について

【現状及び問題点】

事業概要によると、支援の単位数（クラス総数）を実績値として記載しているが、指標の目標値が設定されていない。

令和 5 年度において待機児童が存在するまたは登録児童総数が定員総数を上回っている県内の市町村は次のとおりである。

（単位：人、令和 5 年 5 月 1 日現在）

市町村名	クラブ数	支援の単位数	定員	待機児童	登録児童
宮崎市	59	104	4,247	159	4,624
都城市	73	73	2,496	34	2,540
延岡市	22	29	1,331	3	1,233
日南市	13	24	830	37	795
小林市	18	19	541	9	512
日向市	13	13	472	19	451
西都市	15	16	477	1	467
国富町	4	4	160	0	175

西米良村	1	1	40	0	55
美郷町	3	3	120	0	130

※出所:県提出資料　放課後児童クラブ厚労省調査

県内 7 市において待機児童が存在していることに加え、少なくともその他 3 町村で定員を超過しているクラブが存在しており、上記以外の市町村においても定員を超過しているクラブが存在しないとは言い切れない。県は、放課後や長期休暇等に児童が安心して生活できる居場所としての単位数を多く確保することだけではなく、市町村ごとに必要な単位が過不足なく設置されることを目的とした指標を設定すべきと考えられる。

【改善提案】

都市部を中心に待機児童が多数存在する市町村があることや、待機児童がゼロであっても定員を超過する登録児童が存在する市町村があることなどから、例えば、待機児童数をゼロとすることや定員充足率が 100%を超える施設数を一定数以下とすること等は指標となりうると考えられ、そのような視点から指標を設定することが望ましい。

(5) 福祉保健部こども家庭課

34	児童家庭支援センター設置運営事業
指摘事項①	業務委託契約書に添付されている別記について

【現状及び問題点】

当事業の業務委託契約書に添付されている「別記1　個人情報取扱特記事項」について最新の様式ではなかった。個人情報についてその取扱いには細心の注意が求められる。また県では、当該特記事項に関して令和 5 年 4 月 1 日に改正が行っている。さらに、当該事業に係る業務委託契約書第 14 条において「乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記 1 個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。」との規程がある。これらを踏まえると、個人情報について誤った取り扱いを行ってしまう可能性があり問題である。

【指摘事項】

業務委託契約書を作成するにあたり別記等の添付書類も含めて最新の様式であるか確認する必要がある。

指摘事項②	予算執行伺の別記における記載誤りについて

【現状及び問題点】

予算執行伺の別記において以下の記載がある。

> 3　契約の相手方
>
> 社会福祉法人○○○○
>
> 理事長　△△△△
>
> 4　契約の方法
>
> 随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
>
> 5　契約の相手方を上記 3 とする理由
>
> 県では、施設の小規模化や地域分散化、里親委託の推進等を目的とした宮崎県社会的養育推進計画を令和元年度に策定し、計画の着実な推進のため、県独自の取組として、乳児院に児童家庭支援センターを併設し、地域支援体制の充実強化を図ることとしている。
>
> 以上を踏まえ、本業務委託契約においては、乳幼児の里親委託の促進のため、未委託里親等に対する実践的なトレーニングを乳児院に併設した児童家庭支援センターで実施することとしており、地方自治法第 167 条第 1 項第 2 号のとおり性質又は目的が競争入札に適しないため、随意契約とする。
>
> 注：上記「3　契約の相手方」については、個人情報に該当するため伏字にしている。

※出所：県作成資料を監査人が一部抜粋加工

上記「5　契約の相手方を上記 3 とする理由」に記載されている文章は、契約の方法を随意契約とした理由であり、相手方を選んだ理由となっておらず表題とその記載内容とが不整合となっており問題がある。

【指摘事項】

表題とその記載内容との整合性も含め正しい記述を行う必要がある。

37	ひとり親家庭等日常生活支援事業
意見①	利用数の増加について

【現状及び問題点】

本事業は、ひとり親家庭等が修学や疾病などの事由により生活援助、保育サービスが必要な場合に、その生活を支援する家庭生活支援員を派遣することで、ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを目的とするものである。

特に常時保育を必要とする乳幼児を育てるひとり親にとって、疾病などで育児が出来ない時に家事や育児を頼めることは、ひとり親だけでなく子どもにとっても意味のあることである。ひいては、ひとり親でも安心して子育てを行うことができる安心感を醸成し、出産を躊躇して

いる家庭に出産を促すことで、ひとり親が県に移住するための心理的障壁を軽減することも期待できる重要な施策である。

本事業の対象は県下のすべての市町村であるが、令和5年度に実際に利用したのは8市町村にとどまる。予算実績比率についても、近年5割から6割程度で推移している。

本事業の広報は各市町村に委ねられている。インターネット検索をしたところ、事業名を特定しなければ本事業の情報にたどり着けないものがほとんどであった。

また、利用方法についても各市町村に委ねられているところ、事前登録が必要な市町村がほとんどであり、予定されていた修学ではなく、疾病などの急に保育が必要な時に利用が困難なものであった。

【改善提案】

県は、本事業について、より積極的な利用を促進するため、市町村に対して広報に関する支援を行うことが望ましい。具体的には、各市町村におけるホームページや各市町村広報における記載内容について助言を行うことが考えられる。また、定期健診などの際にチラシを配布するなどの方法も有用と考えられる。

また、本事業の利用方法について、ユーザーフレンドリーな方法を各市町村と協議した上で、利用方法の改善へと誘導すべきである。ユーザーフレンドリーな方法としては、電話やLINEなどのSNSを通じて利用の申請ができ、疾病などの緊急の際には事後登録で良いこととすることなどが考えられる。

38	子どもの生活・学習支援事業
意見①	県下のすべての子どもが利用できる施策への移行について

【現状及び問題点】

本事業は、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもに対し、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援等を行うものである。実施主体は各市町村であり、各市町村が地域の社会福祉協議会などに委託して実施している。

県内では、都城市と延岡市の2市のみが本事業を実施しており、予算実績比率も5割程度で推移している。

本事業の目的は重要であるが、次のとおり、利用者である子どもたちにとって使いづらい事業であり、利用者が限定されているのが実情である。2市以外に実施が広がらない一因もこのことにあると思われる。

そもそも子どもを対象とした施策を実施するには、子どもの行動範囲を考慮しなければならない。特にひとり親家庭の子どもは、親が車で送り迎えをしてもらえることを期待できず、移動は徒歩か自転車に限られる。都城市や延岡市においても、事業の実施場所まで一人でたどり着ける範囲に居住する児童は限られていると思われる。強いて言えば、本事業を実施することにより、中心市街地の児童と周辺の児童との間の教育格差を助長する一因にもなりかねない。

【改善提案】

県では中山間地域の児童に対しタブレット端末を貸与し、大手学習塾とタイアップして講義を受けることができる施策もあるとのことである。子どもの学習の機会は、県下のあまねく地域に住んでいる児童に対しても平等に与えられるべきである。IT 技術を使いいつでもどこでもアクセスできる施策へと移行していくことが望ましい。

39	母子等福祉強化推進事業
意見①	養育費に係る法律相談について

【現状及び問題点】

本事業の一つに、養育費に係る法律相談がある。具体的には、県は、弁護士会と協定を結び、母子家庭等就業・自立支援センターにひとり親から養育費についての相談があった場合には、弁護士会から相談担当者を推薦してもらい相談者を専門家に早期に繋げ、その相談料を県が負担するというものである。

ひとり親が子供の生活を安定させるうえで、非同居親から適切な養育費の支払いを受けることは非常に重要である。しかし、県の調査では母子の 57.4%、父子の 91.7%のひとり親が非同居親から養育費を受けたことがなく、母子の 72.3%、父子の 93.5%が現在は受け取っていないという結果が出ている(ひとり親世帯生活実態調査結果報告書令和 4 年 12 月版)。養育費の支払い確保は、当該ひとり親及び子どもの安定的生活にとっても重要であるが、生活が安定しないひとり親への公費の負担を減らすという意味では、県の財政にとっても重要である。また、法定養育費制度の新設など家族法制度改正の施行を控え、養育費に対する関心が社会的にも高まっている状況である。

このような状況であるにもかかわらず、養育費に係る法律相談の実施件数は令和 5 年度が 6 件にとどまる。過去の実施件数も年間 10 件以下であった。このような、相談件数が極端に少ないことの原因については、告知広報の不足、離婚相手とこれ以上揉めたくないというひとり親の心情からか、法テラス等の他の法律相談のチャネルで十分賄えられているのか理由は複数考えられるが、ヒアリングにおいても県の担当者も分からないとの回答であった。

【改善提案】

養育費の支払いを受けていないひとり親という潜在的な需要は確実にあるにもかかわらず、無料で受けられる相談の件数が極端に少ないと考えられる。

このため、県は、ひとり親に対するアンケート調査等を行うことにより本事業の相談件数が少ない原因を把握し、その結果を踏まえて、ひとり親にとってより活用しやすい事業となるよう検討することが望ましい。

意見②	親子交流に係る支援事業について

【現状及び問題点】

国が定める母子家庭等就業・自立支援事業の要綱では、面会交流に対する支援として、養育費等の相談事業の一環として面会交流についての相談を受ける方法と、支援員を配置

し親子交流支援事業として行う方法を定めている。県は、前者の方法で面会交流についての支援を行っているが、利用者はいないとのことである。

しかし、離婚後の別居親と子どもとの交流が子どもの精神面の安定をもたらし健やかな成長にとって有意義であるだけでなく、別居親にとっても養育費を支払う意欲につながるとの指摘があり、面会交流支援に力を入れることが望ましい。また、面会交流について問題を抱えているのは多くの場合別居親であり、同居親が対象である養育費相談の一環として面会交流相談を受けるとしても実効性がないと言わざるを得ない。

【改善提案】

県は、親子交流支援事業を行い、別居親からの相談を受け、面会交流の支援を手厚く行うことが望ましい。

40	ひとり親家庭キャリアアップ自立支援事業
意見①	本事業の有効性の検討について

【現状及び問題点】

本事業は、主体的に職業訓練に取り組むひとり親家庭の親に対して給付金等を支給し、ひとり親家庭の就業の効果的な推進、自立の支援を図ることを目的とするものである。要件を満たすひとり親に対し、職業能力開発のための対象講座を受講した場合や高卒認定試験の合格講座を受講した場合には受講料の一部を、看護師、介護福祉士等の資格を取得するために修業する場合に給付金等を支給するものである。市部は市が実施し、郡部を県が実施している。

本事業は、ひとり親の自立を促すという側面だけでなく、看護師、准看護師、介護福祉士等地域のインフラと言うべき病院や介護施設の人材確保を図り、特に郡部の県民の生活環境の維持にも役立つものである。

このように、地域で役立つ人材の育成という側面から見ると、対象者の居住する地域で就職しているのか、定着しているのか、少ない労働市場の中でミスマッチが起きていないかなどについて調査しなければ地域にとって効果的な人材育成を行うことは難しい。しかし、本事業の利用者については、受講後の就職の有無以外に追跡調査等は何ら行われていない。

【改善提案】

上記を踏まえ、県は、本事業の利用者に対して、就職先、仕事の定着率等を追跡調査するとともに、医療介護分野における人材の需要の動向などについても調査を行い、本事業の有効性を検討することが望ましい。

41	児童扶養手当給付費事業
意見①	養育費との関係について

【現状及び問題点】

本事業は、父又は母と生計を同じくしていない児童等について、父又は母等に一定の手当を支給することにより、児童福祉の増進を図るものである。児童扶養手当の支給の有無及び額は所得額によって変わる。所得額には、養育費の 8 割を含めて計算することになってい

る。所得額に養育費の８割を含めて計算することで、児童扶養手当が減額される可能性がある。

最終的に受け取る金額が児童扶養手当のみを受給した場合より少なくなることは無いようであるが、全ての人が経済合理性をもって選択をするわけではない。養育費を受け取ることで児童扶養手当が減額になる可能性があるならば、離婚した相手とのさらなる紛争を避けるために養育費の請求を断念するという選択をとるひとり親はいるものと思われる。

県において半数以上のひとり親が養育費の支払いを受けたことがないという（ひとり親世帯生活実態調査結果報告書令和 4 年 12 月）原因について、担当者のヒアリングにおいても、児童扶養手当を満額受けることができるなら、これ以上離婚した相手ともめてまで養育費を請求したくないというひとり親の心情もあるのではないか、と指摘された。法定養育費支払制度等を含む民法改正の施行が今後予定されており、養育費の支払いを受けたひとり親が半数以下という現状を劇的に改善するための追い風があるのであるから、これに水を差す可能性のある要因は可能な限り解消することが望ましい。

【改善提案】

県は、養育費を受け取ることが児童扶養手当の減額の要因になりうることが養育費請求のディスインセンティブになっている可能性についてアンケート調査などを行い、その可能性があるならば、養育費を受けることにより児童扶養手当が減額されるひとり親には県が減額分を補填する、現在行っている養育費についての法律相談無償化に加えて養育費を実際に請求する際の弁護士費用を県が負担するなど養育費請求に対する更なるインセンティブを与える施策を検討することが望ましい。

42	ひとり親家庭医療費助成事業
意見①	現物支給への移行について

【現状及び問題点】

本事業は、ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と福祉の向上を図るものである。具体的には、20 歳未満の者を扶養するひとり親家庭の父・母やその者が扶養する児童（18 歳に達した日が属する年度の年度末までの者）について、1 人月 1,000 円の自己負担額を超える一部負担金を県と市町村で助成している。

助成方法については、入院は、市町村が医療機関へ直接助成対象経費を支払う現物給付方式である。入院外は、一旦患者が支払い市町村へ補助申請した後に患者へ補填助成する償還払方式である。

入院外にあっては、まず患者が治療費等を病院に支払い、その後患者が市町村に負担した治療費の支払いを求め、市町村が患者へ支払う。また、市町村は、1/2 は県が負担することから、患者からの請求額を取りまとめて 1/2 を県に請求するという方法が採られている。しかし、入院の手続きと比較すると、手続きが煩瑣であると考えられる。

また、患者が治療費を一時的に負担しなければならないとなると、ひとり親が抱える子ども

の病院受診を控えさせる方向に働く可能性もある。市町村によっては、入院外についてもひとり親家庭であるかを問わず 18 歳まで現物支給を行っている自治体もある。償還払いの方法は、安易な医療機関の受診いわゆるコンビニ受診を制限する効果があるとも考えられるが、そもそも育児や仕事に追われているひとり親が頻繁に病院を受診することは考え難い。

また、子どもだけでなくひとり親自身も治療費を一時的に負担してなおかつ市町村に請求するという手続きの煩瑣を考えると受診控えに繋がる可能性もある。受診控えによりひとり親が重大な病気の発見が遅れた場合にその子どもの生活に与える影響は甚大である。

【改善提案】

上記を踏まえ、県は、ひとり親家庭の 18 歳までの子ども及び親の入院外の医療機関の受診についても、入院と同様に現物支給方式への移行を検討することが望ましい。

(6) 商工観光労働部商工政策課経営金融支援室

43 **44**	**県中小企業融資制度(創業・新分野進出支援貸付)事業** **県中小企業融資制度(みやざき成長産業育成貸付)事業**
意見①	子育て支援事業としての成果の把握について

【現状及び問題点】

県は、令和 5 年 3 月に策定した「第 2 期みやざき子ども・子育て応援プラン[改定版]」において、次のとおり、本事業を子ども・子育てに関する施策として記載し、推進を図っている。

＜県中小企業融資制度の記載＞

基本目標2 結婚前からのライフステージの展開に切れ目なく対応した支援体制づくり

施策の方向 (6)安心して結婚、妊娠、出産ができる環境の整備

(中略)

施策の具体的内容

① 若者に対する将来をイメージするきっかけづくりや、経済的安定の確保に対する支援

(中略)

○ 新たに事業を開始する女性、30 歳未満の若者を金融面から支援するため、「創業・新分野進出支援貸付」(県中小企業融資制度)の利用を促進します。(商工観光労働部)

基本目標3 子育てと仕事の両立の希望が叶う環境づくり

施策の方向 (10) 仕事と生活の調和が実現できる働き方の見直し

(中略)

施策の具体的内容

（中略）
② 仕事と子育ての両立支援制度の定着
（中略）
○ 子育て支援関連施設を整備する中小企業者を金融面から支援するため、「みやざき成長産業育成貸付（働き方改革等）」（県中小企業融資制度）の利用を促進します。（商工観光労働部）

※出所：第 2 期みやざき子ども・子育て応援プラン[改定版]

（1）事業概要のとおり、本事業の概要について内容を把握したところ、事業の効果（達成すべき目標）については値の記載が無かった。この点について、県によれば、（1）事業概要に記載のとおり「※融資制度全体としては成果指標を定めているが、貸付ごとの成果指標は定めていない。」とのことである。

事業の効果として、達成すべき目標が定められていない場合、事業の効果測定ができず、また、実施事業に係る事業成果の説明責任が果たせないといった問題が生じかねない。

【改善提案】

前述のとおり、県は、本事業について子ども・子育てに関する施策としての推進を図っており、県としても本事業が重要であることが分かる。

よって、県は、本事業について、事業の効果として達成すべき目標を定めることが望ましい。なお、そもそも、県は融資制度全体としての成果指標を定めていることから、これを前提に細分化を行う等により、本事業に係る成果指標を定めることが考えられる。

(7) 農政水産部農業流通ブランド課

45	みやざき食の安全・県産県消推進事業（うち食の魅力発信・県産県消推進事業）・宮崎「食」のもったいない実践推進事業
意見①	補助金交付先が外部委託した事業に係る事業者の選定について

【現状及び問題点】

当該事業による補助金の主要な交付先は、「みやざきの食と農を考える県民会議」（以下「県民会議」という。）である。県民会議は、事務局が農業流通ブランド課に設置され、同課職員が通常業務を実施している。県民会議の収支決算によると令和 5 年度の収入は県からの補助金のみであった。

県民会議は、県（健康増進課、環境森林課）及び公益財団法人宮崎県健康づくり協会と共同で「Karada Good Miyazaki フェスタ 2023」を主宰しており、当該イベントに係る企画、告知、会場設置、イベント運営等について事業者へ委託を行っている。

事業者の選定にあたって、県民会議は、企画コンペ方式を採用しており、指名競争入札に準じて、県の「競争入札参加資格者名簿」に登録されている者から、(1)県内に本社があ

り、(2)「広告代理」及び「催事企画展示」で登録されている 12 事業者に委託事業説明会の案内を送付している。

しかし、事前説明会への参加申し込みは 2 者からあったものの 1 者が欠席したため、実質的な参加者は 1 者のみであり、応募業者も同事業者 1 者のみであった。令和 4 年度に実施された「Karada Good Miyazaki フェスタ 2022」についても同様の方式で事業者選定を行っている。これらを踏まえると、一定の競争性は担保されていると考えられるものの、企画コンペ方式として、ホームページに掲載する等して一般公募が実施された訳ではない。

複数事業者からの提案が無いことから、一般公募により広く事業者からの提案を促すべきではなかったか、経済的に事業運営されたか等について問題が生じかねない。

【改善提案】

イベント開催等の事業については、一般的に広く公募を募ることで民間事業者の創意工夫を凝らした提案が期待でき、より良い事業の開催や運営が実施されることが期待される。

県によると、令和 6 年度においては一般公募を行い、より多くの事業者を募るよう改善を実施しており、2 者の参加を得たとのことであった。

県においては、上記に記載した問題を踏まえ、今後も、一般公募を継続するとともに、より広く事業者からの提案を促す方法を実施されたい。

意見②	補助金交付部署と交付確定審査部署との分離について

【現状及び問題点】

県民会議の理事及び監事等の役員は加入会員から選出されるが、県民会議は法人格のない任意団体であるとともに、事務局は農業流通ブランド課に置かれ、同課職員が業務全般を行っている。また、県民会議の収入は県の補助金のみであり、当該補助金を財源に事業を実施している。

県民会議の支出調書は同課課長補佐（ブランド担当）を支出承認者として、同課事務局担当職員全員の承認印が押印されるとともに、補助金交付額の確定にかかる決裁伺書には審査承認者である課長及び同課事務局担当職員全員の押印が行われている。

すなわち、補助金事業実績報告書の審査にかかる最終承認者を補助対象経費の支出にかかる最終承認者の上位者とすることによって、補助金を受給する立場にある県民会議における支出承認者と補助金を交付する立場にある県の審査承認者が同一である、いわゆる自己審査となることを回避している。

しかし、県民会議の事務のすべては農業流通ブランド課で実施されており、実質的には、補助金申請及び受給並びに補助金審査は、同課内で処理されている。このため、第三者の視点からは、補助金交付先の自主・自立性が確保されているか、補助金審査が適切に実施されているか等について疑義が生じかねない。

【改善提案】

補助金は対価性の無い支出であり、公益性が担保されることが重要である。このため、補助金交付先の自主・自立性の確保や補助金審査の適切性が必要となる。

よって、県においては、補助金の交付と受給を分離することを念頭に、補助金審査に関して、例えば団体の事務局としての職務部署と当該団体の補助金交付決定審査業務を行う部署を分離する等、職務の分離によって疑義を解消することが望ましい。

(8) 病院局経営管理課

47	院内一時保育事業
意見①	公募型プロポーザル方式による事業者の選定について

【現状及び問題点】

本事業において、県立宮崎病院及び県立日南病院では、公募型プロポーザル方式により、事業者が決定されている。

公募型プロポーザル方式によれば、事業者の創意工夫を凝らした提案内容を踏まえ、価格以外の要素も考慮して事業者を選定でき、さらに、審査基準等も明確であるため透明性や公平性を担保できるという利点がある。

県立宮崎病院及び県立日南病院における事業者から提出された提案書を閲覧したところ、次のような提案が記載されており、県及び院内一時保育を利用する方にとって良い提案内容と考えられる。

＜事業者提案書における提案事項の例＞

病院名	内容
県立宮崎病院	・保育計画、指導計画、年間行事計画、デイリープログラム等の作成及び実施 ・事故・災害発生の防止策の作成及び実施。避難訓練等の実施。
県立日南病院	・保育指導計画、年間行事計画、デイリープログラム等の作成及び実施 ・緊急時の対応としての緊急連絡先等の整備。安全管理マニュアルの整備。避難訓練等の実施。

※出所：事業者作成の提案書から監査人作成

これらの提案内容について、本事業に係る業務委託契約書及び業務委託仕様書に盛り込まれているか確認したところ、明文化はされていない。すなわち、提案内容について、県は、契約上は履行を求めることはできないこととなる。

また、県に対して、提案内容に関する実際の実施状況を確認しているかを質問したところ、提案内容の履行については、毎月の報告書等にて実施していることを確認しているとのことであった。しかし、報告書等を閲覧する限り、上記に記載したような事業者提案書における提

案事項について明確に確認している書類は無かった。このため、公募型プロポーザル方式の利点である創意工夫を凝らした提案がされているにもかかわらず、それらの実施の把握が不十分であると考えられる。

【改善提案】

県は、公募型プロポーザル方式による利点を踏まえ、事業者の選定時のみ提案内容を評価するのではなく、実際の業務において実施されていることを明確に確認し、確認した内容を文書として保存することが望ましい。

また、より良い提案内容については、事業者に履行を求めることが相応しいと考えられることから、県は、業務委託契約書及び業務委託仕様書に盛り込むことが望ましい。

意見②	施設備品等の定期的な確認について

【現状及び問題点】

本事業では、県は、事業実施に必要な施設・備品等を事業者へ無償で使用させている。

備品の現物確認を定期的に実施しているか質問したところ、各 3 病院における実施状況は次のとおりであった。

＜3 病院における備品の現物確認状況＞

病院名	内容
県立宮崎病院	・年に一回の確認を実施し、実施結果をデータ保存している。 ・確認結果の決裁はなく、文書としての保存はない。
県立延岡病院	・年に一回の確認を実施しているが、実施結果を文書やデータによる保存はしていない。
県立日南病院	・契約時（R5）に確認した後、定期的な確認は行っていないが、故障している備品等があった場合は毎月の定例報告会の際に報告を受け、その都度対応している。

※出所：監査人作成

概ね現物確認は実施されているが、県立宮崎病院及び県立延岡病院では文書による保存はされていない。

文書による保存がない場合、現物確認は実施されたのか不明であり、結果として、現物があるのか、備品は適切に使用されているか等が把握できない。

【改善提案】

県は、事業者に使用させている備品については、定期的に現物確認を行うとともに、適切に文書化を行い、確認結果については決裁を得て保存することが望ましい。

意見③	院内一時保育事業における指標の設定について

【現状及び問題点】

（1）事業概要に記載のとおり、院内一時保育事業については、事業の効果を把握するた

めの特段の指標は設定されていない。

県によれば、本事業については指標の設定は馴染まないため、設定していないとのことである。

しかし、事業を実施する以上、事業の効果を把握するとともに、有効性、効率性等の観点から、指標の検討は必要と考える。

【改善提案】

院内一時保育事業は、病院職員の働きやすい環境を整備することが目的であり、利用者数を増加させることが単純な目的ではないことから、指標の設定が馴染みにくい側面もある。

しかし、本事業の効果をより一層向上させるためには、指標の設定を検討することも重要と考えられる。

よって、県は、指標の設定を検討することが望ましい。院内一時保育事業については、「病院職員の働きやすい環境を整備すること」が目的であることを踏まえると、次のような指標が考えられる。

＜考えられる指標（例）＞

・利用者の満足度等

※出所：監査人作成

なお、各病院では、利用者に対するアンケート調査等を実施している。このため、アンケート調査の内容を分析した上で、指標について検討されたい。

(9) 教育委員会財務福利課育英資金室

49	宮崎県育英資金貸与事業
意見①	管理システムについて

【現状及び問題点】

事業概要に記載のとおり、県は、令和 5 年度に 38 百万円を投じてシステムの更改を行っている。当該育英資金事業は、各県に同様の制度があるものの、貸与者や貸与額を管理しているシステムは各県でそれぞれに構築されており、国が主導して統一的なシステムを構築することができれば、各県でそれぞれ構築する必要はなく、国全体で考えればかなりの予算の節約になると考えられる。また、昨今の高度化するサイバー攻撃を考えれば、国が主導して統一的なセキュリティ対策を取ることの意義も高いものと考えられる。

【改善提案】

県は直近においてシステムの更改を行ったばかりであるものの、今後、国に働きかけを行ったうえで、上記のような統一的なシステムの構築を目指すことが望ましい。

意見②	情報公開について

【現状及び問題点】

貸付を行った育英資金のうちいくらかは滞留や貸倒（欠損金）となるものもあるが、この育英資金貸与事業におけるそれらの金額は、県のホームページ上では、宮崎県歳入歳出決算審査意見書の「育英資金特別会計」の中で、収入未済額や不納欠損額として開示されている。ただし、この収入未済額は、あくまで返済期限を迎えた貸付金のみとなっており、滞留者に対しての貸付金のうち、いまだ返済期限を迎えていない金額が含まれていない。

【改善提案】

通常、滞留債権を抱えた債務者については、返済期限を迎え滞留となっている貸付金だけではなく、返済期限を迎えていない貸付金についても、返済能力の問題で潜在的に貸し倒れの懸念がある。

そのため、実際に滞留している金額だけではなく、滞留者に対しての貸付金のうち、いまだ返済期限を迎えていない金額についても、貸倒れの懸念のある貸付金として同時に公開することが望ましい。

(10) 教育委員会特別支援教育課

51	特別支援学校医療的ケア実施事業
意見①	事業の充実化について

【現状及び問題点】

本事業に関する資料閲覧及び県への質問を実施したところ、次のような問題点が把握された。

＜把握された問題点＞

項目	内容
人員体制面	現状、配置している看護師が不足している状況にはない。しかし、社会情勢の中で看護師の採用が難しくなることが予想される。
医療安全面	現状、重大な事故は発生していない。しかし、医療的ケアを要することから、ヒヤリハット（重大な事故には至らないが、直結してもおかしくない事例）の報告はあることから、より一層の注意が必要である。
環境整備面	障がいや病気を理由に通学が難しい子どもたちのための通学環境整備が必要である。令和 6 年度に、福祉車両を導入して看護師同乗の下で試行開始予定である。

※出所：監査人作成

【改善提案】

本事業の目的は、特別支援学校において、常時医療的ケアを必要とする児童生徒が安全で安心な学校生活を送るとともに、保護者の負担軽減を図るため、必要な医療的ケアを行える体制を整備することである。

この目的を踏まえ、上記の問題点について、県は、より積極的に取り組み、本事業の充実

化を検討することが望ましい。具体的には、次のような内容が考えられる。

＜具体的な取組内容の例＞

項目	内容
人員体制面	引き続き、安全で安心な医療的ケアを実施するための適切な看護師数を確保し、配置する。
医療安全面	ヒヤリハット事例が収集されているため、当該事例の分析を行った上で予防対策の実施を継続的に行う。 緊急時対応マニュアルの整備及び更新と定期的な訓練を継続的に実施する。
環境整備面	令和 6 年度に試行開始されることから、試行状況を見極めつつ、効果を把握する。 その上で、効果がある場合にはより積極的な福祉車両の導入と看護師配置について検討する。

※出所：監査人作成

52	県立高等学校生活支援充実事業
意見①	随意契約理由書について

【現状及び問題点】

本事業における要約筆記者等派遣について、県は要約筆記者の派遣は社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会（以下「県聴覚障害者協会」という。）の他に取扱者がないことから、当該1者と随意契約を締結している。

県によれば、県立高等学校等生活支援員（聴覚に障害のある生徒の支援員）の配置に関する要領において、契約の相手方を県聴覚障害者協会と定めており、このことを根拠として随意契約を締結しているとのことである。

しかし、随意契約理由書は作成されておらず、県聴覚障害者協会以外に業務実施可能な業者はいないことは明示されていない。

【改善提案】

随契理由は特定の事業者とのみ契約を締結するものであり、透明性や競争性の確保という問題がある。このため、随意契約を採用する場合には、必要性や妥当性を慎重に検討し、契約の公平性や説明責任を果たすための文書化が重要である。

よって、県は、随意契約理由書を作成し、県聴覚障害者協会以外に業務実施可能な業者はいないことを検討の上で明示することが望ましい。

意見②	県立高等学校生活支援充実事業における指標の設定について

【現状及び問題点】

（1）事業概要に記載のとおり、県立高等学校生活支援充実事業については、事業の効果を把握するための特段の指標は設定されていない。

県によれば、本事業については、指標の設定にはなじまないとのことである。

また、県へ、本事業の活用に関して学校等へアンケート調査を実施したか質問したところ、特段の調査は実施していないとのことであった。

事業を実施する以上、事業の効果を把握するとともに、有効性、効率性等の観点から、指標の検討は必要と考える。

【改善提案】

県立高等学校生活支援充実事業は、身体に障がいのある生徒が、教育課程を円滑に履修できるように生活支援員を配置するとともに、実施校での支援体制づくりを行うことが目的であり、利用者数を増加させることが単純な目的ではないことから、指標の設定が馴染みにくい側面もある。

しかし、本事業の効果をより一層向上させるためには、指標の設定を検討することも重要と考えられる。

よって、県は、指標の設定を検討することが望ましい。県立高等学校生活支援充実事業については、「障がいのある生徒自身の自立と社会参加を推進すること」が目的であることを踏まえると、次のような指標が考えられる。

＜考えられる指標（例）＞

・県立高等学校の満足度
・利用者（保護者含む）の満足度等

※出所：監査人作成

なお、県は、前述のとおりアンケート調査等を実施してない。このため、アンケート調査等を通じて、満足度の把握に加え、現状の事業内容ではカバーできていない部分の把握等を行い、より一層の事業の充実化を検討されたい。

(11) 教育委員会生涯学習課

53	地域と学校の絆を育む体制整備推進事業
意見①	補助事業実績報告書の確認について

【現状及び問題点】

県は、地域と学校が一体となって地域づくりに取り組む体制整備及び活動の充実を図る目的で、市町村に対して地域と学校の絆を育む体制整備推進事業補助金を交付している。

県に対して、本補助事業に係る実績報告書のうち収支決算書の記載内容について、 領収書等との証拠書類まで遡って確認しているか確認したところ、特段の確認は行っていないとのことであった。

証拠書類の確認を行っていない限り、記載誤りを発見できないだけでなく、誤った金額で補助金を交付してしまう可能性がある。

【改善提案】

上記を踏まえ、県は、実績報告書について領収書等の証拠書類まで確認することが望ましい。なお、すべての証拠書類を確認することは非現実的であるため、例えば、サンプルベースで確認を行う等、経済性や効率性を考慮した確認方法を検討することが望ましい。

意見②	市町村への支援の強化について

【現状及び問題点】

本事業は、地域と学校が一体となって地域づくりに取り組む体制整備及び活動の充実を図ることが目的である。

関連書類の閲覧及び県へのヒアリングを実施したところ、県は、本事業に関して、各市町村における運営状況における人材の確保、事業の継続性や充実化等に関する様々な課題を把握している。

しかし、県は、把握した市町村の課題に対して、協議会や研修会等を設けてはいるものの、数年先の見通しや方向性を十分提示できていない。

【改善提案】

本事業は、学校と地域の連携・協働体制を構築することを目的としており、子供たちへの影響だけでなく、学校や地域にとってもより良い効果をもたらすものと考えられる。

基本的には、地域の実情に応じた柔軟な運営が図られることが望ましいと考えられるものの、地域学校協働活動推進員等の確保や事業の充実化については、多くの市町村が抱える課題である。

よって、県は、より一層市町村が抱える課題の把握に努め、先進事例等を用いながら今後の取り組みの方向性等について示すとともに、市町村の課題解決に向けた支援を強化することが望ましい。

(12) 警察本部交通企画課

54	交通安全指導員委託事業
意見①	持続可能な交通安全指導員の確保について

【現状及び問題点】

子どもは交通弱者である。子どもを育てるうえで、地域の交通事故に対する親の関心は当然高い。県は、これまで人口当たりの交通事故発生件数は高いと言われてきたが、近年交通事故の減少率が高くなっているとの報道がある。交通安全の確保には、自動車や自転車の運転者のルール・マナーの徹底だけでなく、子どもや高齢者などの歩行者側の交通安全に対する意識の向上も重要である。

本事業は、交通安全協会に所属し、子ども等に対する交通安全教育や街頭指導による誘導活動を行う交通安全指導員の人件費の補助である。

近年の交通事故発生件数の減少の要因について担当者にヒアリングしたところ、交通事

故発生件数の減少の要因は交通安全教育だけでなく違反者の取り締まりも絡んでおり一概に特定できるものではないが、宮崎県の交通安全教育においては幼児教育に力を入れており、幼児期に交通安全意識が高まった子どもたちが成長するにつれて少しずつ効果が表れている可能性があるとの指摘があった。これらを踏まえると、本事業は、今後も子どもや親にとって安全な交通環境を確保するために重要な事業であると考えられる。

本事業の令和5年度の予算実績比率は、90.1%である。令和3年度は約95%、令和4年度は約92%であり、ここ数年実績比率が落ちてきている。予算実績比率が低下し、返納額が生じた理由は、退職者及び産休・育休取得者がおり、新規採用を試みたが予定していた人員を確保することができなかったことが主たる要因である。定数を充たす新規採用が困難な状況が続いていると言える。

現状、定数を充たす新規採用は困難な状況が継続しており活動を維持するための交通安全指導員を確保できなくなっていく恐れがある。

【改善提案】

慢性的に欠員が生じる支部に対しては、比較的多くの交通安全指導員の確保が可能である宮崎市等などからの応援派遣ができるなどの柔軟な対応が採れることが望ましい。

また、県は、現在人口減少局面にあり中山間地域におけるそれは顕著である。各支部が抱える人口や人口予測に基づいた支部の統廃合や交通安全指導員の勤務配置人員の見直しも適宜検討していくことが持続可能な制度を目指すうえで重要である。

55	交通安全教育隊委託事業
意見①	入札参加者の確保について

【現状及び問題点】

子どもは交通弱者である。子どもを育てるうえで、地域の交通事故に対する親の関心は当然高い。県は、これまで人口当たりの交通事故発生件数は高いと言われてきたが、近年交通事故の減少率が高くなっているとの報道がある。交通安全の確保には、自動車や自転車の運転者のルール・マナーの徹底だけでなく、子どもや高齢者などの歩行者側の交通安全に対する意識の向上も重要である。

本事業は、県警が所有する交通安全教育車（セーフティフェニックス号）を、免許センター、大規模商業施設、事業所、地域のお祭りなどに派遣し、運転シミュレーター、自転車シミュレーター、運転操作検査器、夜間視認性点検装置を体験しながら交通安全教育を実施する事業である。今後も子どもや子どもを育てる親にとって安全な交通環境を確保するために重要な事業である。

本事業の委託契約は、平成 27 年の開始以降一般競争入札を行っているが、この間入札を行ったのは落札者である事業実施者のみの 1 者入札が続いている。近年は、事業実施者の人員不足などから本事業の実施回数の減少や繁忙期の回避などに県は応じてきている。実施回数の減少や落札者の繁忙期を避けた事業実施では、効果的な交通安全教育を行え

ない可能性がある。また、今後同社が入札に参加しなかった場合には事業継続が困難になることが予想される。不調不落の場合には随意契約によらざるを得ない事態となるが、この場合県の交渉力は相対的に低くなり多額の契約金を必要とする事態も考えられる。

【改善提案】

本事業を実施するには、交通安全教育に対する知識を有し、4トントラックを継続的に運転することができる有資格者を要する事業体であることが必要であり、これらの条件をクリアできる会社はさほど多くはない。しかし、県内にも運転免許教習所を運営する会社が複数存在する。

よって、県は、予定価格を現在の物価高騰を鑑みて多少高く設定すること等を検討し、他の教習所運営会社に入札への参加を促すことが望ましい。

意見②	実施場所の偏在について

【現状及び問題点】

本事業の業務実施結果報告書を見ると、実施会場の8割程度は、宮崎市に所在する免許センターである。また、毎週金曜日には宮崎市に所在するイオンモール宮崎で実施している。その他を、各地の事業所やお祭りなどで実施している。

実施会場が宮崎市内に集中している理由について担当者にヒアリングしたところ、宮崎市に人口が集中していることのみならず、お祭りや会社などは呼ばれなければ行けないが呼ばれる機会が少ないこと、各地の学校の授業などに組み込もうとすると授業 1 時限内に体験できる人数が 4、5 名となり他の生徒が体験できない等の制約があるとのことである。

【改善提案】

交通安全教育の必要性に地域差があるわけではないことから、県は、各市町村で満遍なく本事業が実施されるように対応を検討することが望ましい。

例えば、各地のお祭りでは、運営本部に地域の警察が入っていることが珍しくない。各地の警察署に対し、お祭りなどでのセーフティフェニックス号の派遣について広報等を行うことが考えられる。また、各地の公立学校では、例えば小学校でバザーと合わせてお祭り等の行事を実施している例は多いと思われる。このような場では、授業時間に縛られない本事業の実施が可能とも考えられる。よって、教育委員会や PTA 組織に対して広報等を行うことが考えられる。

意見③	自転車シミュレーターの活用について

【現状及び問題点】

本事業で使用されるセーフティフェニックス号には自転車シミュレーターも搭載されている。しかし、業務実施結果報告書を見ると、令和 5 年度の活動を通じて一度も自転車シミュレーターが使用されたとの報告はない。

【改善提案】

県は、自転車の事故が社会問題化しヘルメットの着用が努力義務化されるなど自転車の安全教育に対する機運が高まっていることを踏まえ、自転車シミュレーターの積極的な活用について検討することが望ましい。

セーフティフェニックス号の派遣先の 8 割は、免許センターである。免許センターの来場者は自動車運転免許の取得や更新を目的に来ているのであり、ある意味自転車シミュレーターが使用されないのは当然と考えられる。このため、まずは②の意見のとおり派遣先を多様化し、未成年者が多く参加する場所において自転車シミュレーターの体験ができるようにすることが望まれる。また、自転車シミュレーターについては、セーフティフェニックス号から切り離して、交通安全協会が行う各学校の交通安全指導などで活用させるなどの方策も検討することが望ましい。